

**令和元年 9 月 第 3 回
木島平村議会定例会 会議録**

令和元年 8 月 29 日 開会

令和元年 9 月 14 日 閉会

令和元年9月第3回 木島平村議会定例会 会議録 目次

令和元年8月29日（木）開会日	2
招集のあいさつ（村長）	2
諸般の報告（議長・村長）	3
会議録署名議員の指名・会期の決定・行政報告（村長）	4
提出議案の提案理由説明（条例案件・予算案件）（村長）	10
提出議案の提案理由補足説明（総務課長）	11
提出議案の提案理由説明（認定案件）（村長）・審査報告（代表監査委員）	13
提出議案の提案理由説明（事件案件）（村長）	15
令和元年9月10日（火）一般質問	16
1番 山崎 栄喜 議員 ①特産物の振興について	16
②木島平村住宅リフォーム等補助金について	18
③人間ドック受診料補助金について	20
2番 山浦 登 議員 ①自衛隊への村民の名簿提出について	23
②村の施設整備、更新について	25
③道の駅ファームス木島平について	28
5番 丸山 邦久 議員 ①人材育成について	32
②契約を伴う議案に契約書の添付を	35
③広域観光について	37
④ファームス木島平について	39
4番 芳川 修二 議員 ①下高井農林高校の再編について	42
②インターネット社会に適応した人権等の対策について	46
③ファームス木島平の運営について	49
令和元年9月12日（水）一般質問（2日目）	55
9番 江田 宏子 議員 ①「安心して暮らせる村」の体制づくりに向けて	55
②教育委員会の方針と学校の取り組みについて	59
③ファームス木島平の状況を踏まえて	64
7番 土屋喜久夫 議員 ①スマート自治体に向かっているか	69
②村全体の連結決算は、いかに	73
③議会の強化について	75
6番 勝山 卓 議員	77
①農の拠点施設「ファームス木島平」と6次産業化推進について	77
②警鐘楼老朽化への対応について	80
3番 山本 隆樹 議員 ①民生児童委員の取り組みについて	84
②下高井農林高校の存続について	88
追加議案の提案理由説明（条例案件）（村長）	91
令和元年9月14日（金）最終日	93
常任委員会 審査結果報告（総務民生文教・産業建設・予算決算 各常任委員長）	93
討論	95
採決	96

提出議案の提案理由説明（同意案件：第2号）（村長）	97
採決	98
提出議案の提案理由説明（同意案件：第3号）（村長）・採決	99
提出議案の提案理由説明（同意案件：第4号）（村長）・採決	99
追加議案の提案理由説明（報告案件）（村長）	101
閉会中の継続調査の申出（総務民生文教）	101
閉会中の継続調査の申出（産業建設常任委員長、議会運営副委員長）	102
閉会中の議会活動（議会事務局長）・閉会あいさつ（村長・議長）	103

※個人情報に該当する部分は、会議録と一部異なる場合がございます。ご了承ください。

令和元年9月第3回 木島平村議会定例会 会議録

招 集 年 月 日	令和元年8月29日		
招 集 場 所	木島平村役場 議場		
会 期	令和元年8月29日から令和元年9月13日まで		
会期中の休会日	8月30日、31日、9月1日、2日、7日、8日、9日、 (7日間)		
応 招 議 員	萩原由一 他 9人		
不 応 招 議 員			
出 席 議 員	1 番 山崎 栄喜 君 4 番 芳川 修二 君 7 番 土屋喜久夫 君 10 番 萩原 由一 君	2 番 山浦 登 君 5 番 丸山 邦久 君 8 番 勝山 正 君	3 番 山本 隆樹 君 6 番 勝山 卓 君 9 番 江田 宏子 さん
欠 席 議 員			
説明のための議場出席者	村 長 日基正博 君 総務課長 武田彰一 君 産業企画室長 湯本寿男 君 生涯学習課長 高木良男 君	副 村 長 佐藤裕重 君 民生課長 竹原雄一 君 建設課長 土屋伸二郎 君	教 育 長 小林 弘 君 産 業 課 長 丸山寛人 君 子 育 て 支 援 課 長 山寄真澄 君
職務のための議場出席者	議会事務局長 高森喜久 事務局職員 本山 等 " 竹内 輝		
村長提出議案項目	37件	議長提出議案項目	件
議員提出決議案項目	件	議員提出意見書案	件

いずれも別紙日程表のとおり。

議長は、会議規則第119条の規定により会議録署名議員を次のとおり指名した。

5 番 丸山邦久
6 番 勝山 卓

令和元年9月第3回 木島平村議会定例会
《第1日目 令和元年8月29日 午前10時00分 開議》

議長（萩原由一 君）

皆さんおはようございます。

（全出席者「おはようございます。」）

議長（萩原由一 君）

今定例会において、議場での服装につきましては、夏の省エネ対策の一環としてクールビズで対応いたします。よろしくお願いいたします。

ただいまの出席議員は、定足数に達しております。

ただいまから、「令和元年9月第3回木島平村議会定例会」を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

村長から招集のあいさつがあります。

日墓村長。

（「はい、議長。」の声あり）

（村長「日墓正博 君」登壇）

村長（日墓正博 君）

おはようございます。

（全出席者「おはようございます。」）

村長（日墓正博 君）

9月議会を招集いたしましたところ、全議員の皆様にご参集いただき、大変ご苦労様です。

今年も、8月のお盆前後までは大変な猛暑でありました。ただ、ここへ来てようやく涼しくなってきた、そんな状況ではありますが、一方では台風災害、それからまた現在も九州を中心に秋雨前線による豪雨災害というようなことで、大変災害が心配される時期になってまいりました。

村では、この25日に村ぐるみ総合防災訓練を行いました。村としては、各区それから消防団、消防署、その他関係団体と連携を取りながら、一早い避難誘導、そしてまた復旧等に向けての対策を整えていきたいと考えておりますが、村民の皆さん各位におかれましても、それぞれ避難路の確認であったり、万が一の場合に備えて命を守る最善の方法についてお考えいただいたり、そんなことをお願い申し上げたいと思います。

さて、今回の議会につきましては、条例案件、予算案件、そして決算の認定があります。大変中身の多い議会となりますが、主には決算の認定に係るものと思います。補正案件では、主には平成30年度の会計の繰越金の精算等に係るものでありますが、一般会計ではこの10月から始まる保育園の無償化に合わせた補正等をさせていただきました。また、国の財源措置等ははっきりと決まっていない部分がありますが、中身についてご説明申し上げますので、慎重なご審議をいただきたいと思います。

それでは、長い期間ではありますが慎重なご審議をいただき、上程しました案件についてお認めいただきたい、そんなことをお願い申し上げまして召集にあたりましてのあいさつとさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

議長（萩原由一 君）

これから「諸般の報告」をします。

まず私から、6月第2回定例会以降の主だったものを申し上げます。

7月4日、飯山市で「国道117号整備期成同盟会総会」が開催され、出席しました。

7月22日、本村で「国道403号木島平地区改良整備促進協議会定期総会」が開催され、出席しました。

今定例会に説明のため出席を求めました説明者は、渡邊吉基代表監査委員と議案表の下段に記載の理事者等です。ご了承ください。

「例月出納検査及び定期監査報告書」は、お手元に配布のとおりです。

また、「平成30年度一般会計及び特別会計決算審査意見書」はお手元に配布のとおりです。これで私からの報告を終わります。

次に、日基村長からありましたら報告願います。

（「はい、議長。」の声あり）

（村長「日基正博 君」登壇）

村長（日基正博 君）

議会との申し合わせに基づきまして、令和元年6月第2回木島平村議会定例会における常任委員会審査報告書の審査意見・要望事項等に対する村の対応について報告いたします。

最初に、総務民生文教常任委員会関係であります。

ご意見としまして、介護保険制度が創設され20年が過ぎようとしている。給付費も、当初に比べ倍増しており、高齢化の進む中、更に増高の心配がある。

高齢になっても健康で暮らせる村を目指して、更に施策を展開されたい、ということであります。

介護保険に頼らないで、高齢になっても健康で暮らせるように、介護予防事業に積極的に取り組んでおります。具体的には、村直営事業の「筋力アップ教室」、委託事業の「介護予防ミニデイサービス」、「いきいき広場」、「うきうき水中ウォーキング」などありますが、今後は、もっと多くの皆様に参加してもらえるように、内容の充実を図っていきたくと考えております。

次に、ファームス木島平の東側を流れる蛭川と県道飯山野沢温泉線に挟まれた土地に、周囲を銀色の工事用フェンスで囲われた廃棄物を管理していると思われる施設ができています。この施設について、村民から不安の声が上がっているため、法律に抵触していないか関係機関と連携を取りながら確認するとともに、不測の事態を招かないよう動向等に注視されたい、というご意見であります。現時点では、法律に抵触している状況は確認されていません。

引き続き、関係機関、警察、県北信地域振興局環境課、飯山市などと連携を取りながら、情報共有を図ってまいります。現在は、村及び関係機関それぞれが、動向等を注視している状況であります。

次に、産業建設常任委員会関係であります。ご意見としまして旧北部小学校のグラウンドに住宅団地と村営住宅の建設計画があるが、事業を進めるにあたり進捗に支障をきたさないよう関係部署との情報共有を図られたい、というご意見であります。

村が計画する住宅団地等の事業の進捗に支障が出ないよう、関係部署との情報共有を図り、村有地を貸付している法人との調整を十分行いながら事業を進めてまいります。

次に、予算決算常任委員会関係であります。

ご意見としまして、カヤの平高原ロッジの受託者が決定し管理委託で現在営業をされているが、日本の風景を代表する傑出した自然の景勝地である上信越高原国立公園内に位置するカヤの平高原について、さらに魅力がアップされるように推進されたい、ということですが、カヤの平高原ロッジについては、今年度から3年契約で、合同会社ドブ平組に施設を貸し付け

し営業を行っております。ご利用いただいたお客様に満足いただけるよう、今後も受託者と連携しながら、魅力あるロッジ運営を進めてまいりたいと考えております。

なお、総合案内所やキャンプ場も同じ受託者で管理運営しておりますので、カヤの平高原全体を魅力あるものにしていきたいと考えております。

また、高原シャトル便を運行し、多くの皆様に高原の素晴らしさを堪能していただいております。カヤの平高原は村の大切な資源ですので、その魅力を効果的に発信しながらさらに魅力ある企画も検討していかなければならないと考えております。

次に、そば振興のため集落支援員制度を活用して後継者の人員確保を進めるとのことだが、そば打ち研究会など既存の組織の活用も含めて対応を検討されたい、というご意見であります。そば振興のための人材確保については、外部からではなく、そば打ち研究会など既存の組織も含めた中で、人材確保に努めてまいります。

以上であります。

議長（萩原由一 君）

教育長からありましたら報告願います。

教育長（小林 弘 君）

はい、議長。ありません。

議長（萩原由一 君）

これで諸般の報告を終ります。

日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、5番、丸山邦久君、6番、勝山 卓君を指名します。

日程第2、「会期の決定」の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から9月13日までの16日間としたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（萩原由一 君）

「異議なし」と認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から9月13日までの16日間と決定しました。

日程第3、「行政報告」を行います。

村長から行政報告の申し出がありましたので、これを許します。

日基村長。

（「はい、議長。」の声あり）

（村長「日基正博 君」登壇）

村長（日基正博 君）

それでは、議案の審議をいただきます前に、平成30年度決算の概要並びに6月議会定例会以降、現在までに推移してまいりました村政の経過について申し上げます。

最初に、第101回全国高校野球選手権大会に飯山高校が初出場を果たしました。豪雪地帯であり更に公立校からの出場は、この地域全体に夢と感動を与えてくれました。7月24日に役場庁舎と農村交流館に懸垂幕を設置し、7月29日には村内からも選手として出場する2名に激励金を交付しました。試合当日の8月9日には、村専用の応援バス1台を実行委員会から

手配し、広く村内から参加者を募りました。

当日は1回戦にも関わらず、スタンド一面の飯山高校の純白の応援団の姿はまだ記憶に新しいものであります。なお、かかる経費の一部を補正予算として今議会に上程しておりますのでご審議をお願いいたします。

それでは、今議会に提出します一般会計を含む12会計の平成30年度決算状況について申し上げます。

最初に一般会計についてですが、歳入総額35億55万円に対し歳出総額33億4,883万8千円で、形式収支は1億5,171万2千円となりました。

事業繰越しにより、令和元年度へ繰越すべき財源を控除した実質収支額は1億2,378万5千円となり、黒字決算で結了することができました。

地方自治法及び村資金積立基金条例の規定に基づき、この実質収支額のうち財政調整基金に6千万円を積み立て今後の財政需要に備えることといたしました。

普通会計に属する「情報通信」、「学校給食」及び「奨学資金貸付事業」の各特別会計においても黒字で結了することができました。

なお、情報通信施設加入件数は前年度比6件増の1,522件となり、奨学資金は新規貸付者が3人、継続貸付者は7人、償還中の者は38人となっております。

普通会計以外の特別会計であります「後期高齢者医療」、「国民健康保険」及び「介護保険」の3会計についても黒字で結了することができました。

後期高齢者医療被保険者数は昨年よりも1人減の986人で、国民健康保険加入世帯数は、755世帯、被保険者数は1,246人で、世帯数、被保険者数とも平成18年度以降減少しております。

介護保険第1号被保険者数は1,721人で増加傾向にあり、要介護認定者数は279人で前年度末より17人増加しました。

後期高齢者広域連合負担金や国民健康保険の保険給付費は年々増加しております。また、介護保険給付費は、要介護者の増加と介護度の高い方の給付が増えて5年ぶりに増加いたしました。保険税等の負担をできるだけ増やさないためにも、村民の皆様には日ごろの健康づくりと健康管理検診の受診など、予防対策に努めていただくようお願いいたします。

法非適用特別会計であります「観光施設」、「下水道」、「農業集落排水事業」及び「高社簡易水道」の4会計についても黒字で結了となっております。

観光施設特別会計では、スキーリフト修繕工事に合計で2,203万2千円、パノラマランド木島平のビタミンレストランの床修繕工事に315万9千円の支出があり、昨年はパノラマランド木島平のエレベーター、ボイラー等大型な修繕があり、工事費では3,065万6千円の減となりました。また、各施設は建設以来30年余を経過しているため、今後も維持管理に毎年多額の修繕費が見込まれます。

下水道加入率は前年度比0.4ポイント増の84.1%、農業集落排水加入率は前年度と同率の65%となっております。経営安定のためにも引続き加入促進と施設の維持管理に努めてまいります。

法適用特別会計の「水道事業」については、収益勘定では3,055万5千円の黒字決算となりました。当年度末処分利益剰余金は、3,276万1,899円のうち、減債積立金と建設改良積立金にそれぞれ1,500万円を積み立て、残余を繰越すこととして議案を提出しておりますのでご審議をお願いいたします。

続いて、普通会計における財政指標について申し上げます。

財政構造の弾力性を判断する「経常収支比率」は86.1%で3.2ポイント上昇し、一般財源総額に占める公債費充当一般財源の割合を示す「公債費負担率」は12.8%で前年度より1.5ポイント増加となりました。

財政健全化法に基づく健全化判断比率の4項目のうち、「実質公債費比率」は、12.6%で0.5ポイント増加しました。「実質赤字比率」、「連結実質赤字比率」は該当がなく、「将来負担比率」は昨年に引き続き0%を下回り、すべての比率について早期健全化基準を下回っており、財政健全化法上は特に問題はありません。

平成30年度末における基金残高は前年度と比較して1,990万6千円増の29億527万6千円、地方債残高は、一昨年の情報通信施設の本部機器更新工事が皆減となり、庁舎改築等が影響し7,451万6千円増の32億4,636万5千円となっております。

公共施設等総合管理計画では、村が所有する全ての施設の維持管理に必要な経費は、今後、40年間の更新・改修費用として、一般公共施設と観光施設にそれぞれ多額の費用を要する試算が示されております。

竣工を間近に控えた新庁舎の整備事業をはじめ、今後は公共施設や観光施設の維持管理等に、基金の取崩しや村の借金にあたります起債の借入れが必要になります。基金残高や公債費の比率等を考慮しながらそれぞれ事業を精査して実施してまいります。全ての施設を維持管理していくとした場合、村の財政は大変厳しい状況になることが想定されますので、施設自体の存続廃止が必要と考えています。

引続き健全財政を維持できるよう、計画的な財政運営を進めてまいりますので、議員をはじめ村民各位のご理解をお願い申し上げます。

次に、6月以降の村政の経過について報告いたします。

最初に、総務課関係について申し上げます。

8月25日に災害発生時に区を中心とした地縁的なまとまりのある組織で、即座に避難対応できる体制の確立と防災意識の高揚を図るため、「村ぐるみ防災訓練」を実施いたしました。

12回目となりました今年の訓練は、大雨による河川の氾濫や土砂災害を想定し、重点地区の穂高地域では、それぞれの場所、地形に合った避難方法、避難場所への避難を行い、昨年に引き続き「災害発生時、特に避難の際に支援の必要な方、避難行動要支援者」の避難訓練を重点事項として取り組みました。それぞれの地域の皆さんが、それぞれの地形や状況にあった避難ができるよう、基本的な訓練を重ねる中で確立されることも、この訓練の大きな目的でありました。

役場新庁舎建設関係では、完成を3か月後に控え、いよいよその全貌が見えてまいりました。内部の間仕切りもほぼ完成しておりますので、議員の皆さんにも今議会中に確認をいただきたいと思っております。

併せて、来年の工事ではありますが周辺整備事業も全体計画を決めて設計に入る段階でありますので、早急に関係機関との調整を含めて事業を進めてまいります。

次に、民生課関係について申し上げます。

婚活イベントについてですが、7月21日に本年度の第一弾「やまコン in 木島平」を開催いたしました。

当日は、男性12人、うち村内の方1人、女性14人、うち村内の方1人、合わせて26人の参加をいただき、標高1,400メートルのカヤの平高原において、ブナの原生林トレッキングなどで高原を満喫しながら、すてきなひと時を過ごしていただくと感じております。

しかしながら、村内の方の参加が少ないのが今回に限らず、課題として残っております。

こうした課題の検討も含めて、NPO法人など民間の力や知恵をいただきながら村内の方にも多く参加いただける婚活事業を進めていきたいと考えております。

本年度のセット健診は、7月23日から始まり、11月6日までの間で8日間を予定しておりますが、本日までに5日が終了しました。既に結果が出ている方には、個々にその結果を保健師から報告をしております。11月の最終日まであと3日ありますので、さらに声掛けをして受診率の向上を図ってまいります。

風しんの排除を目指した抗体検査と予防接種は、本年度から令和3年度までの間、全国で行われます。対象者は、昭和37年4月2日から昭和54年4月1日に生まれた男性で、本村の対象人数は、現時点で474人です。対象者は、原則として無料で抗体検査と予防接種を受けます。

その中で、昭和47年4月2日から昭和54年4月1日までに生まれた方、210人を本年度の対象者とし、6月14日に無料クーポン券をお送りしております。

風しんは、急性の発疹性感染症です。成人が発症した場合は、高熱、発疹の長期化や関節痛など重症化の可能性があります。また、妊娠初期の妊婦が感染すると、おなかの赤ちゃんが先天性心臓疾患や白内障、難聴などの先天性風疹症候群をもって生まれてくる可能性が高くなります。

ご自身とご家族の健康と安心のためにもぜひこの機会に、まずは抗体検査から受診していただきますようお願いいたします。

次に、産業課関係について申し上げます。

農林関係では、新たな米政策2年目の本年は、生産数量目安値として、403ha（ヘクタール）の作付面積となりました。これは前年と比較して、2haの増加ですが、当初、長野県農業再生協議会から示された380haにJA地域間調整数量等を加え、作付け可能な面積が405haとなったことで、結果的に修正後の目安値に対して2ha減で推移している状況であります。

8月の台風10号では、一部ズッキーニとキュウリで被害が発生し、JAからの依頼もあり、農薬補助を決定したところであります。被害状況は大規模ではありませんが、JAと連携しながら今後農家支援を進めてまいります。また、本年は一定量の降雨もあったことから、心配しておりました渇水状況には至っておりません。

商工観光関係では、農村体験交流促進事業のJA東京あおば、板橋区高島平青少年健全育成会等の夏休み子ども自然体験事業が7月下旬に実施され、約200名の児童・関係者の来村をいただきました。

7月30日から8月2日まで開催されましたサッカー大林カップについても約180名の選手・関係者の皆さんが参加いただいたところであります。

シブヤキャデットアーチェリー大会をはじめ、民間事業者が誘致するアーチェリー合宿、各種スポーツ合宿も実施され、体験事業やスポーツで夏の木島平を満喫していただきました。

カヤの平高原ロッジについては、今年から合同会社ドブ平組に施設の貸し付けをし、営業を進めております。なお、カヤの平総合案内所、キャンプ場の管理運営も同社へ委託し、各施設が連携しながら一体的に進めております。

カヤの平高原シャトル便など広域観光とも連携し、秋に向けて関係者並びに関係施設が一体となり、一層魅力ある観光地域づくりを進めてまいります。

次に、産業企画室関係について申し上げます。

農の拠点施設については、「そば処村」「カフェレーヴ」「直売所」の3店舗が農業振興公社の運営主体となって1年が経過しました。収支状況については、3店舗合わせて黒字となっております。今後も多くの皆様にご利用いただける施設運営を目指していきたいと考えております。

また、道の駅機能や総合案内など非収益部門の運営体制の確立のため、施設の改修計画もお示しをさせていただき、検討をしてまいりたいと考えております。

いずれにしても、これまでご説明してきましたとおり、今後も適切な維持管理・運営ができるよう、議会をはじめ村民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げるとともに、多くの皆様にご利用いただきますようお願い申し上げます。

農産物ブランド化事業では、米においては「村長の太鼓判」のさらなるブランド化の確立を図るため、特別栽培米生産農家への出荷意向調査の取りまとめをしているところであります。

今後、稲刈り前にサンプル検査を農業振興公社において実施し、基準に達した米を「村長の太鼓判」として、引き続き木島平米のブランド化を進めたいと考えております。

併せて、米食味分析鑑定コンクールへの参加を進め、木島平米のPRを進めるとともに、特に今年は、コンクールで金賞を受賞しますと、コンクール初の10年連続金賞受賞という年になりますので、大きなPRの機会になります。できるだけ多くの皆さんに出品していただけるよう、呼びかけていきたいと考えております。

移住定住促進関係では、今年度は県主催の移住セミナーに参加し、移住相談及びPRを実施してきました。

移住に関する相談については、例年より多く35名、昨年同期では18名でありましたが、の相談を受けており、村内空き家を始め、村の居住状況及び就業情報など案内し移住に向けて積極的にPRを図っていきます。

今後も、空き家バンク登録促進を図りながら定住促進と共に空き家の解消に向け事業を進めてまいります。

空き家バンク関係ですが、空き家バンクへの登録住宅は現在11軒あり、うち1軒入居の準備に入っています。

庚区と大町区に展開しております体験住宅については、昨年とほぼ同程度の利用で、関東地区在住者を中心に17組58泊の利用をいただき、木島平村を体感していただきながら、保育園・小学校・医療機関・交通機関・雪などの気象状況など案内をしながら木島平への移住に向けてのPRを行ってきました。

引き続き、各種メディアやWEBを活用したPRを図ると共に、県主催による移住セミナー等へ参加しPRを行ってまいります。

ふるさと納税については7月末の寄付額で対前年比54%低い状況で推移しておりますが、今後、需要期の年末にかけてより一層地域の魅力的な返礼品の追加等を行いながら、納税額の向上に努めてまいります。

次に建設課関係について申し上げます。

6月30日に、予定しておりました「ふう太河童の川普請」は、前日の夕方まで続いた豪雨と河川の増水により、安全面を考慮し、やむなく中止としました。

住宅リフォーム補助事業は、これまで30件の申請があり、補助額276万円を支出しました。この事業により3,237万円の村内消費となりました。

長野県と共同で実施しました樽川の支障木の伐採は、樽川の左岸、約250mを実施しました。

道路改良・道路維持関係ですが、村道1号線 内山地区のオーバーレイ、村道709号線、稲荷地区のオーバーレイは、6月14日までにそれぞれ完了し、村道147号線 山口地区の道路改良工事は7月12日に完了しました。

工事中、地域の皆さまにはご不便をおかけしましたが、ご協力に感謝いたします。

次に教育委員会関係について申し上げます。

まず、子育て支援課関係であります。

小学校、中学校のコミュニティ・スクールの取組みについてですが、8月17日に本年度で8回目となる「コミュニティ・スクール研修会 in 木島平」を開催しました。学校運営協議会委員と小中学校、高校の児童生徒及び教職員、地域の皆さんに加えて、今年はふるさと応援団木島平会から大勢の会員の皆さんの参加がありました。午前中の実践発表では小学生、中学生、高校生、そして村内で活動している木島平こどもカフェからも発表をいただきました。午後の熟議では講師の文部科学省CSマイスター、東京大学大学院教授よりご指導をいただきながら「ふるさと つながり合う私たち“今とこれから”」をテーマにふるさと木島平でこれからも大事にしたいこと、大切にしていきたいことについて意見交換などを行うことができました。

小学5年生の「海の体験学習」は、本年は35人が7月22日から25日までの3泊4日の日程で、八丈島での生活学習を行ってきました。

島の皆様からは大変温かい心づかいをいただき、シュノーケリングや磯遊びを通じて、八丈町の小学5年生とも交流を深めることができました。親元を離れて過ごした4日間は、初めての体験が多く、生涯忘れられない感動と思い出をたくさん持ち帰ることができたのではないかと思います。

次に生涯学習課関係について申し上げます。

公民館事業では、7月6日の図書館まつりの他、未来工作ゼミ「プログラミング教育講座」、星座・惑星観察会、ふるさと探検隊樽川水系水源地視察、季節の郷土食講座、育成会地域体験活動、食&ヨガ教室など、本年度事業が本格的にスタートをいたしました。

8月10日には中央グラウンドを会場に「第35回夏まつり」を開催しました。本年度も大勢の皆さんに参加をいただき、地区や各種団体による連が大きな踊りの輪をつくり、工夫を凝らした山車で華を添えていただき盛大に開催することができました。

調布市からは長友市長をはじめ、市議会議員、市職員や文化協会の皆さんなど、大勢の皆さんにお越しいたいただき、姉妹都市としてさらに交流を深める良い機会となりました。

運営・設営にご協力をいただきました関係者の皆様に感謝を申し上げます。

この秋には村民運動会、村民祭を予定しております。いずれも全村民が集い交流をするいい機会であります。大勢の皆さんにご参加していただくようご協力をお願い申し上げます。

8月15日には、若者センターを会場に「成人式」を挙行いたしました。

当日は対象者のうちの40人が出席し、中学校時代の恩師の方々から新成人に向けて、懐かしい思い出と共に、成人としての自覚を促す励ましの言葉がありました。また、代表者からは故郷があることの大切さやお礼のことばとともに、新成人としての自覚と感謝の気持ちを忘れずに生きていく決意を誓っていました。

来る9月7日・8日には全日本選抜2019木島平サマーノルディック大会があります。これは、これまでの公益財団法人全日本スキー連盟の他、本年からは国際スキー連盟の公認をいただき、国内初の国際スキー連盟FISのポイントレースとして開催することが決定しております。競技運営主管であります村スキークラブと本大会の成功に向けて準備を万全に整えていくところであります。

以上、平成30年度会計決算の状況及び6月定例議会以降における村政の主な施策の経過について申し上げます。

議員各位をはじめ村民の皆様には、村政に対し深いご理解と一層のお力添えをお願い申し上げます。行政報告とさせていただきます。

議長（萩原由一 君）

これで行政報告を終わります。

日程第4、議案第43号「木島平村情報通信施設条例の一部改正について」から日程第22、議案第61号「令和元年度木島平村水道事業会計補正予算（第1号）について」の件まで、条例案件8件、予算案件11件、合わせて19件を一括議題といたします。

なお、以降議案等の「木島平村」及び「令和元年度」の部分については省略させていただきますので、ご了承願います。

朗読を省略し、本案について、提案理由の説明を求めます。

日基村長。

（「はい、議長。」の声あり）
（村長「日基正博 君」登壇）

村長（日碁正博 君）

それでは、本議会に上程いたしました議案の提案説明をさせていただきます。

最初に、議案第43号「木島平村情報通信施設条例の一部改正」であります。

以下、「木島平村」は省略させていただきます。

消費税の税率改正による、使用料及び手数料の改正を行うものであります。

続いて、議案第44号「税条例の一部改正」であります。刑事施設に収容されている者の国民健康保険料の減免の実施が、県の統一的な扱いとなったことにより、必要な条文の改正を行うものであります。

続いて、議案第45号「印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正」であります。

住民票、個人番号カード等への旧氏（きゅう うじ）の記載を可能となる住民基本台帳法施行令の改正に伴う条例の改正であります。この改正により、住民票等に旧氏に記載を希望した場合は、氏名欄にその記載が可能となるものであります。

次に、議案第46号「下水道条例の一部改正」、議案第47号「高社簡易水道条例の一部改正」、議案第48号「水道条例の一部改正」、以上3件につきましては、消費税率の改正により、それぞれの料金改定を行う条例の改正であります。

次に、議案第49号「人権擁護に関する条例の一部改正」であります。

人権3法に基づき、人権尊重をより推進するための条文の改正を行うものであります。

次に、議案第50号「若者センター条例の一部改正」であります。

1階の旧花嫁控室を会議室に改装したことにより、その名称を改めるものであります。

次に、予算案件であります。

議案第51号「令和元年度木島平村一般会計補正予算第3号」であります。

歳入歳出にそれぞれ1,057万1千円を増額し、総額を40億2,114万6千円とする補正予算であります。

歳出の主な内容は、人件費においては当初予算との調整を行い659万7千円減額し、幼児教育無償化に伴い係る保育料の減額、システム改修費の増額、併せて国からの補てん財源を増額しました。

保育所運営事業では嘱託職員、臨時職員の現体制の人員における必要額を増額し、自然保育活動整備事業費を財源と合わせて増額しました。

また、特別会計の繰越金が確定したことにより、一般会計から各特別会計への繰出金額の調整を行いました。

歳入では、平成30年度決算による繰越金を増額し、村債については現段階で申請をしている額によりそれぞれの予算との増減を行い、全体では財政調整基金繰入金を減額して調整を行いました。

以下、「令和元年度木島平村」を省略させていただきます。

議案第52号「情報通信特別会計補正予算第1号」であります。

歳入歳出の額の増減はありません。

前年度繰越金を467万3千円増額し、一般会計繰入金を同額減額いたしました。

次に、議案第53号「学校給食特別会計補正予算第1号」であります。

歳入歳出にそれぞれ96万1千円を追加し、総額を2,177万2千円とする補正予算であります。

平成30年度会計決算による繰越金を増額し、同額予備費に計上するものであります。

次に、議案第54号「奨学資金貸付事業特別会計補正予算第1号」であります。歳入歳出にそれぞれ23万4千円を追加し、総額を870万1千円とする補正予算であります。

平成30年度決算による繰越金を増額し、一般会計繰出金を同額増とするものであります。

議案第55号「後期高齢者医療特別会計補正予算第1号」ですが、歳入歳出にそれぞれ5万

8千円を追加し、総額を5,681万8千円とする補正予算であります。

平成30年度会計決算による繰越金を増額し、同額予備費に計上するものであります。

続いて、議案第56号「国民健康保険特別会計補正予算第1号」であります。歳入歳出にそれぞれ524万5千円を追加し、総額を5億5,819万4千円とする補正予算であります。

歳出の主なものは、前年度療養給付費の精算による国庫負担金返還金の増額と、法改正によるシステム改修費を増額しました。

財源は、保険給付費交付金返還金の他、不足分を国民健康保険基金繰入金で増額しました。

次に、議案第57号「介護保険特別会計補正予算第2号」であります。歳入歳出にそれぞれ1,598万5千円を追加し、総額を5億9,372万円とする補正予算であります。

歳出では、介護予防住宅改修費と高額医療合算介護サービス費の増額と、前年度介護給付費の精算による返還金の必要額を増額し、財源は決算による前年度繰越金を増額し、残りを介護保険支払準備基金に積立てるものであります。

次に、議案第58号「下水道特別会計補正予算第1号」であります。歳入歳出にそれぞれ8千円を追加し、総額を3億7,556万7千円とする補正予算であります。

歳出は嘱託職員の社会保険料等を増額する内容で、歳入では繰越金の不足分を一般会計繰入金で補てんするものであります。

次に、議案第59号「農業集落排水事業特別会計補正予算第1号」であります。

歳入歳出の増減はありません。

前年度繰越金を3万2千円増額し、一般会計繰入金を同額減額いたしました。

次に、議案第60号「高社簡易水道特別会計補正予算第1号」であります。歳入歳出にそれぞれ191万円を追加し、総額を1,873万2千円とする補正予算であります。

地方債の本年度の償還額が確定したことにより、その不足分を増額し、歳入では繰越金と一般会計繰入金を増額し、財源の残りは高社簡水積立金を増額いたしました。

次に、議案第61号「水道事業会計補正予算第1号」であります。

内容は、職員人件費の増額であります。

説明は以上であります。総務課長から補足説明をいたします。

議長（萩原由一 君）

武田総務課長。

（「はい、議長。」の声あり）

（総務課長「武田彰一 君」登壇）

総務課長（武田彰一 君）

村長の説明に補足をしまして、予算書に沿って歳出から説明を申し上げます。

最初に、先ほど申し上げましたように、人件費について今年度の当初から現時点での職員体制における必要額を全科目で調整を行いました。先ほど村長が申し上げましたとおり、合計では659万7千円の減額であります。詳細については、一般会計予算書の後ろに人件費調書を載せてありますので、よろしくお願いたします。

また、観光施設特別会計以外の全会計の繰越金の額が決まりましたので、一般会計との繰出し繰入れが必要なものについて調整を行っています。

その他に額の大きなものについては、補正予算書に沿って説明をしますのでお願いたします。

最初に37ページをお願いします。

民生費の児童福祉費であります。保育所費に係るものであります。

保育所運営費については、発達支援も含めて現体制の中で嘱託職員と臨時職員の全体の必要

額を当初予算と比較して調整を行い、合計で422万8千円の増額であります。負担金の58万8千4百円の増額につきましては、幼児教育費無償化に伴うシステム改修費を自治振興組合に支払うものであります。全額国庫補助金を財源としています。

次に、39ページをお願いします。

保健衛生費の母子保健費であります。委託料の増額でありますけども、出生時から3歳児健診等の母子保健情報の連携を図るためのシステム改修費であります。これについても、右側に国庫補助金ということで、財源を一緒に補正しています。

次に、42ページをお願いします。

下段の土木費、道路橋りょう費の関係であります。

上の道路維持費の関係で工事費の増額は、現在も行っています村内の舗装補修工事、パッチングと言っていますが、その工事費を増額するものであります。

その下の下、橋りょう整備費であります。額の補正はありませんけれども、真ん中に地方債180万、一般財源180万減額とあります。橋りょう点検整備費に係る事業費の過疎債充当が可能となりましたので、その分の財源振替をしています。

次に、43ページの一番下、4段目であります。

消防費の消防施設費であります。消火栓の修繕費について、地元の財源を合わせて負担金を増額しました。

次に、45ページをお願いします。

45ページの下段、教育費の2段目、文化財保護費であります。

本年度当初から計画しています平塚遺跡の調査事業について、古墳としての認定が必要な要件を満たすために、さらに追加して調査が必要ということで、補助金の財源を調整しながら増額するものであります。

次に、歳入をお願いします。戻って申し訳ありませんけども、28ページであります。

28ページの2段目、地方特例交付金の子ども・子育て支援臨時交付金ということで650万円を収入で見ました。幼児教育費無償化に伴う不足財源の国からの補てん財源であります。

その次の次の下、使用料の減額でありますけども、民生費の使用料については、併せて保育料の収入の減額を行うものであります。

29ページ中段の国庫補助金の部分でありますけども、歳出で増額をしています主にシステム改修に係るものの補助金であります。

次の30ページ・31ページであります。

村債については、31ページの一番下であります、臨時財政対策債は、本年度の確定額でありますので、当初予算との比較、減額をしています。

また、過疎債は現段階での申請額により減額しています。

その上の上に繰越金を3,378万5千円増額できたことにより、財政調整基金からの繰入金減額して全体の調整を行ないました。

以上、一般会計であります。

条例と特別会計の補正については、村長の説明のとおりであります。

よろしく願いいたします。

議長（萩原由一 君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

（質疑なし）

議長（萩原由一 君）

「質疑なし」と認め、これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています、議案第43号から議案第61号までの条例案件8件、予算案件11件、合わせて19件については、会議規則第39条の規定により、お手元に配布してあります「議案付託表」のとおり、それぞれ所管の委員会に付託いたします。

委員会の審議については、委員会の日程でお願いします。

次に、日程第23、認定第1号「平成30年度木島平村一般会計決算について」の件から、日程第34号、認定第12号「平成30年度木島平村水道事業会計決算について」の件まで、以上、認定案件12件を一括議題とします。

なお、以降、議案等の「木島平村」及び「平成30年度」の部分については、省略させていただきますのでご了承願います。

朗読を省略し、本案について、提案理由の説明を求めます。

日墓村長。

（「はい、議長。」の声あり）
（村長「日墓正博 君」登壇）

村長（日墓正博 君）

それでは、認定案件であります、認定第1号から認定第12号までについて、決算の認定ということであります。決算認定第1号「平成30年度木島平村一般会計決算について」から、認定第12号「平成30年度木島平村水道事業会計決算について」まで12会計につきまして、内容は行政報告で概略を申し上げました。

予算決算常任委員会で十分ご審議をいただきますようお願いいたします。

議長（萩原由一 君）

一般会計決算ほか、11会計の決算につきましては、地方自治法第233条及び地方公営企業法第30条の規定により、所定の審査を終了しています。

ここで、渡邊代表監査委員から、決算審査に関する意見を述べたい旨の申し出がありましたので、これを許します。

渡邊代表監査委員。

（「はい、議長。」の声あり）
（代表監査委員「渡邊吉基 君」登壇）

代表監査委員（渡邊吉基 君）

それでは、審査報告を申し上げます。

去る7月25日から7月31日まで、5日間の日程で議会選出の勝山 卓監査委員と私の2人で、平成30年度の一般会計及び各特別会計の決算等について審査を実施いたしました。

関係する資料の提出をいただき、それぞれの担当者から、熱心に説明を受けましたことを申し上げ、また、関係する諸帳簿及び証拠書類の数値について、誤りがないものと認めました。

なお、お手元に「審査意見書」を申し上げてありますが、主だったものについて、何点か申し上げます、審査報告とさせていただきます。

まず、総括について申し上げます。

1、本年度の村税の不納欠損額は、500万1,436円となっている。その要因を再度検証し、税負担の公平を欠くことのないよう回収に努められたい。

2、資金前途及び概算払いの精算処理について、財務規則第71条で資金前途については「支払いが終わった日から5日以内」、同73条で概算払いについては「債権金額が確定したときは速やかに」とされているが、令和元年5月31日付けの精算書の中に、返戻金があるにもかかわらず平成30年5月11日の起票から精算が完了するまでほぼ1年を費やしているものがある

った。管理体制が十分に行われていないために発生したものである。以後、このようなことがないように、財務規則に従って確実に職員が処理するよう徹底するとともに、管理体制の強化を図られたい。

3、個人情報の管理権限等については、個人情報システムに係るデータ保護管理要領、住民基本台帳ネットワークシステムのセキュリティ対策要綱、電子計算組織管理運営規則等に定められているが、実態として管理職が権限に関わらず担当職員が業務を行っているのが実情のようである。個人情報のデータ保護については、重要な課題であることから、早急に要綱等に基づき管理運営体制の徹底を図られたい。

4、高齢者健康増進事業補助金で実施している馬曲温泉いきいきデー、福祉バスについて、平成25年度に比べ利用者が半減している。様々な要因により減少していると思われるが、村民の福祉向上の面からは大切な事業となっているので、負担額の軽減を図るなど工夫をして利用者の増加対策に努められたい。

5、一般廃棄物処理事業の中の燃やせるごみについて、本村は人口が減少しているにもかかわらず増加傾向にあることが課題となっている。また、ごみの減量化の関する指標における目標達成に向けた具体的な取り組みの中で、計画されていた5項目のうち未実施、達成度0%が3項目あった。なぜ達成できなかったのかを再検証し、分別・減量に向けた指導が徹底されるよう検討されたい。

6、ふう太の杜森林整備事業について、平成31年3月議会定例会に上程された補正予算において村有林木材売却収入として計上され、最終精算額660万2千円が平成31年3月29日入金となった。本議案については、ふう太の杜の立木を伐採し、新庁舎に集積材として利用する目的のために平成26年3月定例会で上程されたものであった。その後、平成26年5月議会臨時会で利用先となる新庁舎建設の予算が否決されたが、立木の伐採については継続、平成26年7月議会全員協議会で報告された。本来であれば、新庁舎の建設計画が否決された段階において新規又は別事業として予算計上されるべきものであったにもかかわらず、売却の収支が簿外で進められていた。本件のような取扱いは特異なものとは判断するので、十分に精査され原因を究明するとともに、今後このようなことがないように改善を図られたい。

次に財政の構造について申し上げます。

実質公債費比率が12.6%で前年度対比0.5ポイント増となった。新庁舎の建設や公共施設の維持管理に伴い、実質公債費比率は更に上昇し数年後にはピークを迎えると予想されている。

このように財政状態は、依然として厳しい状況が見込まれることから、今後とも公共施設の維持管理にあたっては管理計画に基づき総合的な判断のもと、実質公債費比率が18%を超えないよう計画的に対応されたい。

また、地方公共団体財政健全化法による4指標についても、数値に注視し、健全な財政状態の維持を図られたい。

以上申し上げましたが、詳細についてはお手元の審査意見書を確認いただければと思います。これで審査報告を終わります。

議長（萩原由一 君）

以上で、決算審査報告を終わります。

渡邊代表監査委員、ご苦労様でした。

（代表監査委員退席）

議長（萩原由一 君）

ただ今議題となっています、認定第1号「一般会計決算について」の件から、認定第12号

「水道事業会計決算について」の件まで、以上、認定案件12件についても、お手元に配布しました「議案付託表」のとおり、所管の委員会に付託いたします。

次に、日程第35、議案第62号「水道事業会計未処分利益剰余金の処分について」の件を議題とします。

朗読を省略し、本案について、提案理由の説明を求めます。

日墓村長。

(「はい、議長。」の声あり)
(村長「日墓正博 君」登壇)

村長（日墓正博 君）

それでは、議案第62号「平成30年度木島平村水道事業会計未処分利益剰余金の処分について」の提案説明をさせていただきます。

地方公営企業法第32条第2項の規定により、水道事業会計未処分剰余金の処分方法について、議会の議決を求めるものであります。

未処分利益剰余金3,276万1,899円のうち、減債積立金と建設改良積立金にそれぞれ1,500万円ずつ積み立て、残余を繰り越すものであります。

よろしく願いいたします。

議長（萩原由一 君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なし)

議長（萩原由一 君）

「質疑なし」と認め、これで質疑を終わります。

この件についても、お手元に配布しました「議案付託表」のとおり、所管の委員会に付託します。

それぞれ付託された事項については、9月12日午後3時までに委員会ごとに報告を取りまとめてください。

直ちに印刷を行い、9月13日の本会議で議題にしたいと思いますので、よろしく願いします。

以上で本日の日程は終了しました。

本日はこれで散会します。

ご苦労様でした。

(散会 午前11時08分)

令和元年9月第3回 木島平村議会定例会
《第2日目 令和元年9月10日 午前10時00分 開議》

議長（萩原由一 君）

おはようございます。

（全出席者「おはようございます。」）

議長（萩原由一 君）

ただ今の出席議員は、定足数に達しております。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配布のとおりです。

日程第1、一般質問を行います。

一般質問の順序については、議会運営委員会において抽選のとおりです。

1番 山崎栄喜 君。

（「はい、議長。1番。」の声あり）

（1番 山崎栄喜 議員 登壇）

1番 山崎栄喜 議員

通告に基づき、4項目について質問いたします。

最初に、「特産物の振興について」質問いたします。

村は、今年度から畑作振興作物に白ネギを追加し、苗代の3分の1を補助、産地化を推進することとしています。

白ネギは、一番多くの労力を必要とする収穫及び出荷作業の時期が、村の主要農産物である米やズッキーニ、アスパラガスなどの収穫がほぼ終わる9月以降であるため、労力の配分上都合が良く、また高収益が得られるということで、近年大いに注目されています。村内の白ネギの栽培戸数は昨年7戸であったものが今年は16戸に増え、栽培面積も昨年の97a（アール）から今年は258aへと大幅に拡大いたしました。栽培戸数が2.3倍、面積は2.7倍に増えています。

冒頭述べましたように、村は産地化を推進するということではありますが、産地化やブランド化はそうたやすくできるものではないと考えます。

秋田県能代市では、市の行政組織に「ねぎ課」があり、ねぎの生産拡大の推進、優良品種の推奨及び栽培技術指導、生育・生産及び被害状況の調査、病虫害発生予察及び防除技術指導まで行い、JAと共催して「ねぎまつり」を開催しています。また、中野市には「売れる農業推進室」があり、農産物や料理のレシピなどを紹介しており、飯山市では「雇用ビジネス推進課」で農畜産物・特産品の販売促進・販売強化、優良土産品に関することを担当しています。そして、我が木島平村においては、産業企画室の産業企画係が農産物のブランド化や農産物の加工販売に関することを行うことになっています。

新しく芽が出てきた白ネギであります。村が言うように産地化を図り、木島平村の新たな特産物として大きく育て、確かなものとするためには、村も積極的に支援を行う必要があると考えます。そこで、ネギに限らず他の特産物を含め、その振興策ということで次の点を提言し、答弁を求めます。

1点目、村長は、ネギに限らず主要な農産物について、トップセールスを行う気持ちがあるか。

2点目、今は、インターネットの時代であります。村の公式ウェブサイトやフェイスブックなどを活用して、ネギに限らず主要な農産物や特産品の宣伝を行ったらどうか。

3点目、村の観光パンフレットは観光振興局で作成されているためか、観光施設の紹介が中心となっています。別に作成されています木島平の見所カレンダーの中に村長の太鼓判、トマトジュース、そばかりんとう、丸大豆醤油の4品目について紹介されているわけですが、さびしい限りであります。中野市のパンフレットでは、1冊の中に観光はもちろんのこと、特産物や文化・歴史等も紹介しています。

木島平村は農業と観光の村を標榜しています。村には米のほかにもアスパラガスやズッキーニなどのおいしい農産物がたくさんあります。村の特産物についても1冊のパンフレットの中に掲載し、積極的にPRを行ったらどうか。木島平の魅力をもっと発信するべきだと思います。相乗効果があるものと思います。

4点目、飯山市では、飯山市推薦優良土産品を認定し、市のウェブサイトでPRしています。生産者や事業者の励みにもなりますので、村でも認定制度を作りPRを行ったらどうか。

5点目、村は今年度から白ネギの苗代補助を行うこととし、新規又は増反分だけが補助対象となっていますが、ネギはアスパラガスや花卉のような永年性作物と違い一年生作物であります。定着を促すために、補助の期間を2・3年に拡大することができないか、伺います。

議長（萩原由一 君）

日基村長。

（「はい、議長。」の声あり）
（村長「日基正博 君」登壇）

村長（日基正博 君）

それでは、山崎議員の「特産物の振興について」というご質問にお答えいたします。

最初に畑作物の振興は、農業や産業振興だけでなく、農地の維持管理、そしてまた畑地の荒廃地対策としても大変重要と認識しております。畑地における生産物の多くはJAを中心とした市場流通で販売されており、産地化を進めるためには、生産者や販売者が一体となり進めることが重要と考えております。今後も農家支援を継続するとともに、畑作物の振興と産地化に向けて取り組んでまいりたいと考えています。

また、主要農産物のトップセールスの実施についてであります。米については、農家が個別に木島平産として販売することで差別化できています。しかし野菜類については、主にJAの系統出荷で販売しております。JAや生産農家の皆さんと協力して、広域化したJAの中で、どう木島平産を差別化し、付加価値を高めていけるかを考えていきたいと思っております。

他の4点のご質問については担当課長に答弁させます。

議長（萩原由一 君）

丸山産業課長。

（「はい、議長。」の声あり）
（産業課長「丸山寛人 君」登壇）

産業課長（丸山寛人 君）

山崎議員よりご質問いただきました特産物振興に関する2点目以降の4点の質問についてご説明させていただきます。

2点目の村のウェブサイトやフェイスブックを活用して、主要な農産物や特産品の宣伝の実施についてですが、ご指摘いただいたとおり、現状、村のウェブサイトやフェイスブックを活用し、農産物や特産品の情報発信が十分に実施されているとは言えません。今後、関係者と協議しながら早急に可能なところから対応したいと考えています。

3点目の農産物や特産品のパンフレットへの掲載とPRについてでございますが、村の観光パンフレットについてはご指摘のとおりでございます。今後、農産物や特産品等を積極的にPRする上で、必要なパンフレットを整備したいと考えていますが、先程のウェブサイトやフェイスブック、観光パンフレットなど、関係者と協議検討したいと考えています。

4点目の優良土産品等の村の推薦制度によるPRについてですが、近隣の市町村の実施状況等を参考にするとともに、村内で土産品や商品を製造・販売されている方、その他関係者にもご意見をいただきながら必要な制度を検討してまいりたいと考えています。

5点目の振興作物苗代等補助事業における一年生作物への補助期間の拡大についてですが、村の振興作物苗代等補助事業につきましては、JAと連携した補助事業であり、アスパラガスとキュウリは面積当たりの定額補助、その他の品目は種子代や苗代を3分の1以内で補助する事業で、継続栽培の場合は栽培面積が増加した分だけが補助対象となります。一年生作物は単年度で結果が出るため、その結果に基づき翌年度作付けするかどうか農家が選択できるのも特徴です。

今後、畑作物の振興や産地化のために必要な補助事業等につきましては、JAや関係者と協議しながら、検討を進めたいと考えています。一年生作物への複数年の補助についてもその中で検討したいと思えます。

よろしく申し上げます。

議長（萩原由一 君）

山崎栄喜 君。

（「はい。」の声あり）

1番 山崎栄喜 議員

2番目の質問、「木島平村住宅リフォーム等補助金について」質問いたします。

木島平村住宅リフォーム等補助金は、村内の住宅関連産業を中心とした村内経済の活性化を図るとともに、村民が快適な生活を営むことができるよう居住環境の向上を目指して、持家住宅の増改築工事やリフォームを行う者に対し、工事費の5分の1、10万円を限度として補助するものであります。

この補助金の補助を受けられる者は、補助金交付要綱で過去に補助金を受けたことのない者となっておりますが、昨年度から内規により10年経過で再度補助を受けられることになりました。この補助制度は村民に大変好評であります。多くの村民から10年は長すぎるので、期間を短縮してもらえないかという声があります。

また、今年度から、雪下ろしに使う命綱等の安全対策が補助対象となったことは大変ありがたいことですが、この補助金の交付対象となる建物は持家住宅だけであり、土蔵や物置等の建物は対象となりません。

昨年、本村で土蔵の雪下ろしをしようとして転落し、お亡くなりになるという痛ましい事故が起きました。改めて、お悔やみを申し上げますとともに、今後二度とこのような不幸な出来事が起きてほしくないと思えます。

そこで、次の点について伺います。

1点目、再度補助を受けられる期間を5年に短縮できないか。

2点目、大切な村民の生命（いのち）に関わることであります。命綱については住宅に限らず土蔵等も補助対象にできないか、伺います。

議長（萩原由一 君）

日暮村長。

(「はい、議長。」の声あり)
(村長「日基正博 君」登壇)

村長（日基正博 君）

それでは、「木島平村住宅リフォーム等補助金について」のご質問にお答えいたします。

昨年、雪下ろし作業中の事故により亡くなられた方、そしてまた、ご遺族に対しまして、お悔やみを申し上げるとともに、心からご冥福をお祈りいたします。

はじめに、住宅リフォームの補助を受けられる期間を5年に短縮できないかというご質問がありますが、住宅リフォーム補助金につきましては、村内の住宅関連産業及び村内経済の活性化、そして村民の皆さまが快適な生活を営むための住環境の整備を目的として、工事費の5分の1、最大10万円まで補助する、村の単独事業であります。

この住宅リフォーム補助金は、「木島平村住宅リフォーム等補助金交付要綱」に基づき実施しておりますが、この交付要綱の第3条で、過去にこの補助金を受けた方は対象外としています。

公平性を保つため「住宅リフォーム推進協議会」の内規により10年間という一定の期間を設けております。

住宅リフォーム補助の事業につきましては、今年で3年目の事業であります。10年は長いということではありますが、利用者が一巡したと思われる頃に見直しをしていきたいと考えております。

具体的には、5年目となります令和3年度頃を目途に、新規の申し込みの状況や2回目の利用希望の状況などを検討し、事業の在り方や存続も含めて検討していきたいと考えております。

次に、大切な命を守るため、住宅に限らず土蔵等にも命綱をつけられないかというご質問がありますが、県では「克雪住宅普及促進事業」として、命綱固定アンカーの設置費用の2分の1、8万円を上限として補助しております。

ご指摘のとおり、この事業は住宅を対象としており、土蔵や物置は対象となりません。

ただ、残念ながら利用があまり普及しておらず、村民の命を守る、そのためには村民の皆様にはぜひご活用いただきたいと考えておりますので、より利用しやすくなるよう、来年度に向けて事業の見直しを行います。その中で、住宅部分を除く土蔵、物置、車庫等について村の単独での補助を検討してまいります。

議長（萩原由一 君）

山崎栄喜 君。

(「はい。」の声あり)

1番 山崎栄喜 議員

命綱については、今後検討してということですが、命を重んじるのであれば今年度から実施しても良いのではないかと思うわけであります。そういうことで、今年度は若干、枠もあるようでございますし、必要であれば補正をしてでも対応しても良いと考えますが、伺いたいと思います。

議長（萩原由一 君）

日基村長。

(「はい、議長。」の声あり)
(村長「日基正博 君」登壇)

村長（日基正博 君）

その点については、また検討させていただきます。

議長（萩原由一 君）

山崎栄喜 君。

（「はい。」の声あり）

1 番 山崎栄喜 議員

3 番目の質問、「人間ドック受診料補助金について」質問いたします。

人間ドック検診の受診料補助額が今年度から改正されましたが、日帰りドックの補助額について、近隣の中野市や飯山市、栄村が2万円であるものに対して、木島平村は1万5千円であります。

木島平村は、県下でも他の市町村に先駆けて全村健康管理検診に取り組み、村民の命と健康を守ってきた長い歴史があります。

胃検診はカメラを希望する村民がいたり、オプション検査として腹部超音波や腫瘍マーカー、動脈硬化病などの検査などを希望したりする村民もいます。

また、高齢化社会を迎えて医療費や介護に要する費用が増高していますが、これを抑制するためにも、検査項目が充実している人間ドッグ検診を受診し易くするために補助金の増額が必要と思いますが、改正するお考えがあるか伺います。

議長（萩原由一 君）

日碁村長。

（「はい、議長。」の声あり）

（村長「日碁正博 君」登壇）

村長（日碁正博 君）

それでは、「人間ドック受診料補助金について」ということではありますが、高齢社会となりまして医療や介護にかかる社会保障費が増高する中で、健康管理や病気の早期発見、早期治療は大きな課題であります。そのため、村民のみなさんの健康に対する意識の高揚や検診は重要な施策であると考えております。

ご質問には民生課長に答弁させます。

議長（萩原由一 君）

竹原民生課長。

（「はい、議長。」の声あり）

（民生課長「竹原雄一 君」登壇）

民生課長（竹原雄一 君）

「人間ドック受診料補助金について」お答えいたします。

国民健康保険並びに後期高齢者医療保険の人間ドック受診料補助金は、本年4月から一泊、日帰りそれぞれ5,000円引き上げ、一泊は、25,000円、日帰りは、15,000円といたしました。

隣接5市町村のうち3市村の日帰りドックの補助金は、ご指摘にありましたように本村よりも多い額となっております。中野市が19,900円、飯山市と栄村が20,000円となっております。

日帰りドックの検査項目は、基本項目だけでも充実した内容ではありますが、さらに、オプ

ション検査を加えれば、よりきめ細かな検査になります。

また、一泊に比べ基本料金が安く、検査に要する時間も半日程度で済みます。こうしたことから、国民健康保険被保険者の受診者の7割以上は、日帰りドックを受診されています。

今後、村民の皆さんの健康管理への意識や受診率の向上のため、人間ドックに限らずセット検診なども含めて村の対応を充実してまいります。

以上です。

議長（萩原由一 君）

山崎栄喜 君。

（「はい。」の声あり）

1 番 山崎栄喜 議員

再質問いたします。

飯山市や栄村に後れを取っているのは、非常に残念なことであります。

これから充実するという答弁でございますが、このことについては担当課長も把握しているわけございまして、いつまでにその辺の対応の検討をされるか、期限をお聞かせいただきたいと思っております。

議長（萩原由一 君）

日碁村長。

（「はい、議長。」の声あり）

（村長「日碁正博 君」登壇）

村長（日碁正博 君）

今、後れを取っているという厳しいご意見であります。全ての項目にとって後れを取っているわけではありません。その点をご理解いただきたいと思います。いずれにしても来年度に向けて対応というか、村民の皆さんが自分の健康に対して意識を高めるような方法を目指していきたいと考えております。

議長（萩原由一 君）

山崎栄喜 君。

（「はい。」の声あり）

1 番 山崎栄喜 議員

最後の質問、「職員の懲戒処分について」質問いたします。

本年8月発行の広報きじま平に、職員2名の懲戒処分があったことが公表されました。処分の理由は職務遂行服務違反ということですが、村民の信頼を裏切る行為であり、大変遺憾に思います。

近年、懲戒処分が多く行われ、同じようなことで、また同じ職員が繰り返し処分を受けています。そこで、再発防止策はどのように考えているか伺います。

議長（萩原由一 君）

日碁村長。

（「はい、議長。」の声あり）

（村長「日碁正博 君」登壇）

村長（日墓正博 君）

それでは、「職員の懲戒処分について」ということであります。

既に広報8月号で公表しておりますので、村民の皆様の日にも留まっていると思いますが、職務遂行サービス違反で2人の職員の懲戒処分をいたしました。大変申し訳なく思います。

この事案については、支払うべき時期にその執行を怠ったり、県への補助金請求を適正な時期に行わなかったりすることなどを繰り返し行い、事務が滞り、補助金請求の信用を損なうなど大きな影響を与えたことによるものであります。

再発防止策については、この事案に限らず、常に執行している事務の進捗状況を複数の職員でチェックするよう職員に徹底し、また、個人の資質を上げるための研修会参加や職員間の合議などを徹底するよう、できる限りの手立てを取るよう指示をいたしました。

議長（萩原由一 君）

山崎栄喜 君。

（「はい。」の声あり）

1番 山崎栄喜 議員

再質問をいたします。

担当課長はもちろん監督・指導をされてきたのだらうと思いますが、先輩の職員が上司であるとか、こんなことは、本当はあってはいけないことではあります、現実的には変な付度があるやもしれません。必要に応じて職員管理の担当課長である総務課長なり村長、副村長などの理事者の皆さんも指導をされるべきだと思いますが、そういうことを行なわれてきたのか、また、今後もそういうことをやっていくのかお聞きしたいと思います。

議長（萩原由一 君）

日墓村長。

（「はい、議長。」の声あり）
（村長「日墓正博 君」登壇）

村長（日墓正博 君）

処分を行う中で、職員、係長、課長、それぞれ立場が違います。それらについては、その立場に応じてしっかりと責任を持つ、そしてしっかりと指導をするというのが大原則だと思います。私としても、課長会議、庁内会議、そしてまた朝礼等の中でも触れて、職員の皆さんにもそういうことを求めているということでもあります。

よろしく申し上げます。

議長（萩原由一 君）

山崎栄喜 君。

（「はい。」の声あり）

1番 山崎栄喜 議員

再々質問いたしますが、先ほど申し上げた3人の皆さんは直接指導をされるのかどうか、その辺、お願いしたいと思います。

議長（萩原由一 君）

佐藤副村長。

(「はい、議長。」の声あり)
(副村長「佐藤裕重 君」登壇)

副村長（佐藤裕重 君）

再々質問にお答えします。

場合によっては、普段は課長、係長を通じて指導ということでありますけれども、必要に応じて、私の場合はその職員だけではなくて、そういう時は課長、係長も同席という形で指導する場合もございます。

議長（萩原由一 君）

以上で、山崎栄喜 君の質問は終わります。

(終了 午前10時30分)

議長（萩原由一 君）

2番 山浦 登 君。

(「はい、議長。2番。」の声あり)
(2番 山浦 登 議員 登壇)

2番 山浦 登 議員

質問通告に基づき3点に渡って質問いたします。

まず、1点目は「自衛隊への村民の名簿提出について」お伺いいたします。

6月議会において「自衛隊へ村民の名簿提供したことについて、個人情報であり、本人、家族へ通知をする考えはあるか」との私の質問に対し、「義務ではないが、法令に基づき名簿提出要請に応えた。それがそのまま自衛隊の勧誘に村が勧めたという意味ではない。名簿提出についてご家族、本人の同意については、改めて検討する」と答弁されました。そこで、その検討結果について2点お聞きいたします。

1点目は、今年度においては既に実施されておりますが、事後承諾の通知をする考えがあるかどうか。

2点目は、来年度以降も要請があった場合は、事前に家族、本人に通知し、承諾を得る考えがあるか。

以上2点について、お伺いいたします。

議長（萩原由一 君）

日墓村長。

(「はい、議長。」の声あり)
(村長「日墓正博 君」登壇)

村長（日墓正博 君）

それでは、山浦議員の「自衛隊への村民の名簿提出について」というご質問にお答えいたします。

6月議会でも申し上げましたとおり、自衛隊は対外的な安全だけでなく、災害時の活動などを通して国民に皆さんに信頼されている組織と考えております。村としても、6月以降、近隣市町村の状況を確認したりしてまいりました。その結果、法令に則りこれまで通り対応していきたいと考えております。

詳しくは、総務課長に答弁させます。

議長（萩原由一 君）

武田総務課長。

（「はい、議長。」の声あり）
（総務課長「武田彰一 君」登壇）

総務課長（武田彰一 君）

村長答弁に補足をしまして、山浦議員の質問にお答えします。

名簿の提出については6月議会で答弁をしたとおり、村の対応は防衛省が希望する条件の村民の情報を住民基本台帳から抽出し、氏名、住所、性別、生年月日を記載した名簿を作成して、それはあくまで自衛隊適格者、候補者というものではなく、この春に高校を卒業した対象者全員なり、そういうものとして作成しております。それを防衛省の職員が閲覧をして、別の紙に書き写して持ち帰っています。

こうした自衛官募集への自治体の協力というのは、自衛隊法に基づいた請求でありまして、受託事業として自治体が「その事務の一部を担う」こととして名簿の提出、閲覧を行っています。これは義務ではありません。

一方、住民基本台帳法では、国または地方公共団体は法令で定める事務の遂行のために必要である場合に限り、住民基本台帳の一部の写しを閲覧させることができるとしています。これらに基づいた行為と捉えています。

自衛官募集のお知らせを広報に掲載していることについても、これによるものであります。

県内の77の市町村の状況でありますけれども、全ての市町村が資料提供をしている状況であります。

議員の質問にあります本人への通知、また、事後承諾ということでもありますけれども、これまでもしていません。また、今後も現状どおりと考えております。

議長（萩原由一 君）

山浦 登 君。

（「はい。」の声あり）

2番 山浦 登 議員

6月議会で答弁された内容とは変わっていないと考えます。今後もこういう形で進めたいという答弁でありますので、あえてお聞きいたします。自衛隊法と住民基本台帳法に基づき対応しているということでもありますけれども、この中でこれは義務ではありませんと答えております。そうしますと、断るという選択肢もあると理解いたしますけれども、この点についてそういう余地があるかどうか、お考えをお聞きいたします。

議長（萩原由一 君）

武田総務課長。

（「はい、議長。」の声あり）
（総務課長「武田彰一 君」登壇）

総務課長（武田彰一 君）

山浦議員の再質問。義務ではないので断るということが選択できればという質問であります。先ほどの答弁の中でも申し上げましたけれども、住民基本台帳法なり自治体はその事務の一部

を担う、また、法律で定める事務の遂行のために必要な場合に限り住民基本台帳の一部の写しを提供するというをしています。

また、県内の77市町村が全て資料提供を行っているという状況の中で、現状では今までどおり提供していくという考えであります。

議長（萩原由一 君）

山浦 登 君。

（「はい。」の声あり）

2番 山浦 登 議員

他人の個人情報了他に伝える際、本人の同意を得るということは、一般的に社会通念から言いますと最も基本的な前提であると考えます。それができないのは、コンプライアンス、法令順守の行政の立場からするとやむを得ない事かとも思います。しかし、断るといふ余地がわずかでもあるならば、自衛隊強化、軍備拡大、憲法改正という、忌まわしい悲惨な戦争を思わせるような、今日の時代背景の中で、村の青年をこの流れに晒させないという立場で、自衛隊の要請を断ることをぜひ考えていただきたいということを要望いたしまして、質問は終わります。

議長（萩原由一 君）

日基村長。

（「はい、議長。」の声あり）
（村長「日基正博 君」登壇）

村長（日基正博 君）

要望ということではありますが、お聞きしたということでもあります。

自衛隊への名簿の提出がそのまま自衛隊の軍備増強、それからまた戦争へつながるといふような認識はしておりません。自衛隊は国民の生命、財産を守るものと認識をしております。

議長（萩原由一 君）

山浦 登 君。

（「はい。」の声あり）

2番 山浦 登 議員

2番目として、「村の施設整備、更新について」質問いたします。

村議会で6月5日、村の施設視察を実施しました。視察した主な施設は、浄化センター、馬曲温泉、有機センター、ジャンプ台、郷の家、道の駅ファームス木島平等です。老朽化や改修が必要、設備の更新時期が迫っている等、いずれの施設もいくつかの課題があることがわかりました。

また、9月議会にあたっての行政報告では、村の施設整備に関して次のように報告されています。「公共施設等総合管理計画では、村が所有する全ての施設の維持管理に必要な経費は、今後40年間の更新・改修費用として、一般公共施設と観光施設にそれぞれ多額の費用を要する試算が示されています。竣工を間近に控えた新庁舎の整備事業をはじめ、今後は公共施設や観光施設の維持補修等に基金の取崩しや村の借金にあたります起債の借入れが必要になります。基金残高や公債費の比率等を考慮しながらそれぞれ事業を精査して実施してまいりますが、全ての施設を維持管理していくとした場合、村の財政は大変厳しい状況になることが想定されますので、施設自体の存続廃止が必要と考えています。」とこのように、行政報告されております

けれども、この度の議会での視察と行政報告に基づき 次の6点にあたって質問いたします。

1番。浄化センターの設備機械は業務に支障がないように耐用年数、性能の状態を考慮して計画的に更新するとの説明がされましたが、大規模で費用も多額に要するものであり、今後の更新計画をお聞きします。

2点目は、浄化センターの汚泥の貯水槽が1箇所と聞きましたけれども、事前の話では2箇所となっています。1箇所未使用になっているが、これは当初の冬場の予定処理量が実際に稼働したところ予定量に達しなかったとの説明があったが、この状態を今後継続していくのか。何らかの利活用は出来ないか。

3点目は、有機センターのおがくずや牛糞を搬入するベルトコンベアーの機械が1台稼働していなかったが、処理業務に支障はないか。

4点目は、有機センターでは昨年腐食によりダクトの落下事故があったと聞いています。視察の際も各所に腐食、破損箇所が見られました。施設整備、改修計画をお聞きします。

5、有機センターで働く職員の労働環境は、臭気がこもり、薄暗く大変厳しいものがあります。施設整備改修計画に職員の健康に考慮し、労働環境改善整備の計画を入れてほしいわけですが、その計画に入れる予定があるかどうか。

6点目は、報告では村施設の40年間にわたり改修、更新が行われるとなっている。非常に長期で多額の費用を要するが、更新の今後の計画をお聞きしたい。

以上6点についてお答えいただきたいと思います。

議長（萩原由一 君）

日基村長。

（「はい、議長。」の声あり）
（村長「日基正博 君」登壇）

村長（日基正博 君）

それでは、村の施設の整備、更新についてということであります。

ただ今ご質問ありました浄化センター、それから有機センターにつきましては、村民生活の維持向上、そしてまた産業振興に必要な施設であります。将来的な維持管理については大きな課題があると認識しております。それぞれの現状と課題、計画について、それぞれの担当課長に答弁させます。

議長（萩原由一 君）

土屋建設課長。

（「はい、議長。」の声あり）
（建設課長「土屋伸二郎 君」登壇）

建設課長（土屋伸二郎 君）

村長の答弁に補足しまして、山浦議員からの浄化センターに関わる2点の質問についてお答えいたします。

まず、浄化センターの設備機械の今後の更新計画についてですが、浄化センターは平成6年の供用開始から、既に25年が経過しており、経年劣化や腐食等により更新が必要となっております。

村では、平成29年度から令和8年までの10ヵ年を対象にした「木島平村特定環境保全公共下水道事業経営戦略」を策定いたしまして、人口や使用料の推移、運転管理費、修繕費、収支計画等を踏まえた健全経営に努めております。

山浦議員ご指摘の浄化センターの設備機械の更新につきましては、実際に管理しております委託業者と協議しながら、中長期的な修繕計画を立て、村の実施計画に反映し、計画的に修繕しております。

次に浄化センターの未使用になっている処理層の今後の活用についてですが、浄化センター建設当時は、村の人口推移や冬期間の観光客の増加分も想定し作られたものでございます。浄化センターの処理槽の大きさは、幅7.5m、長さ24m、高さ6mの槽が6槽ございまして、そのうちの2槽が供用開始以来一度も使われておりません。

村としましても、下水道事業の財政計画、維持管理計画、修繕計画と並んで「空きスペースの利活用」が非常に重要な課題であると認識しております。

昨年から今年にかけて野菜栽培の実験等を行いました。正直に申し上げまして上手く行きませんでした。現在も新たな利活用方法を模索しております。広く村民の皆さまのご意見やご提案をいただきながら、空きスペースの有効活用を図ってまいりたいと考えております。

補足ではございますが、処理槽は幅7.5m、長さ24m、高さ6mの槽が2槽ございまして、一年間の平均温度が17.6℃、平均湿度が72%でございます。

有効な利活用のご提案がございましたら建設課までご連絡いただきたいと思います。

議長（萩原由一 君）

丸山産業課長。

（「はい、議長。」の声あり）
（産業課長「丸山寛人 君」登壇）

産業課長（丸山寛人 君）

それでは、山浦議員よりご質問頂きました有機センターに関する質問について4点ほどございますが、ご説明したいと思います。

3点目以降になりますので、よろしく申し上げます。

有機センターで稼働していないベルトコンベアーによる処理業務への支障についてでございます。

平成28年度に、堆肥の好気性発効の促進と場内環境の改善のため導入した、高圧通気システムを使用開始するに当たり、牛糞堆肥製造において行う、牛糞とおがくずを混合する前処理の方法を、機械混合からタイヤローダーによる混合に変更しました。

ベルトコンベアーについてはこの段階から使用を停止しておりますが、堆肥製造上は特に支障はありません。今後もこの製造方法を継続する計画でございます。

有機センターの腐食や損傷による今後の施設の整備改修計画についてでございます。

有機センターはご指摘のとおり、構造上、施設の腐食や老朽化が大変進行しております。今年度施設の劣化診断を実施し、その結果に基づいて今後の改修計画を検討することになっております。現時点としては実施計画にある改修を見込んでおりますが、劣化診断の結果で大きく変わることも予想されます。今後の具体的な改修計画案がまとまった段階でご説明させていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

労働環境改善のための施設改修整備計画についてでございますが、有機センターの労働環境は、ご指摘のとおり、臭気、高温、多湿など非常に厳しい労働環境でございます。堆肥製造方法の一部変更や、浄化センター下水汚泥処理の外部委託への移行により、ある程度の改善はされましたが、依然厳しいことには変わりございません。周辺地区への環境配慮もありますので、労働環境の大きな改善は難しい状況ではございますが、担当職員と相談しながら、今後も職員の健康管理と労働環境改善にできるところから取り組んでまいりたいと考えています。

有機センターの更新計画についてですが、先程申し上げた通り今年度の劣化診断の結果に基

づいて今後の改修計画を検討していきます。今後の具体的な改修計画案がまとまった段階で説明させていただきたいと考えていますので、よろしくお願いします。

議長（萩原由一 君）

武田総務課長。

（「はい、議長。」の声あり）
（総務課長「武田彰一 君」登壇）

総務課長（武田彰一 君）

ただ今の質問、答弁に若干補足をしましてお答えさせていただきます。

具体的に大きな施設2つを例に挙げて修繕計画、整備計画について具体的な計画案を申し上げさせていただきました。これらを含めて村が所有する全ての施設の維持管理に必要な経費は、行政報告の中では一般公共施設と観光施設にそれぞれ多額の費用と報告をしましたが、昨年の行政報告の中では、一般公共施設では合計で192億、年平均で4億8千万。観光施設では合計で117億、年平均では2億9千万という試算が出ていますという報告をさせていただきました。

いずれにしても、今は所管する各主管課で個別の計画を策定しています。その中で施設の存続、廃止、縮小を考えざるを得ない状況であり、全てを維持していくには、財政的にとても困難であるという報告もさせていただきました。そういうものを今、計画している段階であります。まだ、その計画として報告をする段階ではありませんので、ご了承いただきたいと思えます。

また、今議会の中の予算決算常任委員会で、村民の意見を聞く場も必要だという意見をいただいております。パブリックコメントについては、合わせて必要な時期に考えながら進めていきたいと考えております。

議長（萩原由一 君）

山浦 登 君。

（「はい。」の声あり）

2番 山浦 登 議員

3点目は、「道の駅ファームス木島平について」質問いたします。

道の駅ファームス木島平の将来について、村民の間で非常に関心が高まっています。「ファームスはどうなっているんだ」、「続けて行かれるのか」、「ここで止めた方がいい」、「途中で止めた場合、補助金をどのように返還しなければいけないのか」、「現在の経営状態はどうか、利益は上がっているのか、経営の見通しはどうか」といった様々な疑問・質問・提案が数多く私に寄せられています。ファームスの将来を心配してのことであり、真剣に受け止めていかなければいけないと考えます。そこで村民の皆さんの疑問に答え、判断材料を提供するという意味からも次のことを7点にわたって質問いたします。

- 1、道の駅ファームス木島平が計画され、現在に至った経過の概略。
- 2、設計段階から現在までファームス木島平に要した費用の総額。そのうち国、県の補助金等、村支出金は、いくらか。
- 3、開業から直近決算までの年度別の収支状況や現在の経営状態。
- 4、もし、ここでファームス木島平の事業を中止した場合、返還する必要がある補助金等は概算でいくらになるか。
- 5、今後も継続して補助金等を返還した場合、この事業に関するいわゆる村の借金はいつ完

済されるのか。年度ごとの残高はいくらか。

6、今年度の空調設備工事、屋根改修及びホールの内装区画工事が計画されていますが、今後の経営見通しはどのように考え、どのように進めようとしているのか。

7、最後にファームス木島平の経営を専門家に経営診断していただくこと。また上記の資料と専門家の診断結果等、判断材料を村民に示す中で村民の意向調査、アンケートとか、無作為抽出によって聞き取り調査を行うなどこういう意向調査を実施し、その上で村として最終的に判断してファームス木島平の方向付けをしていただきたい。村民の不安を払拭した中で、村と村民が情報を共有し、共通する事業目標に向かって自信をもって事業を進めていただきたい。その点について、どのようにお考えかお聞きいたします。

議長（萩原由一 君）

日墓村長。

（「はい、議長。」の声あり）
（村長「日墓正博 君」登壇）

村長（日墓正博 君）

それでは、「道の駅ファームス木島平について」のご質問にお答えいたします。

今後の見通し等、未定の部分が多くありますが、これまでも申し上げましたとおり、ファームス木島平につきましては、村の農業振興、産業振興等に役立てるため、今後も利用していきたいと考えております。

これまでの経過等を含めて、担当室長に答弁させます。

議長（萩原由一 君）

湯本産業企画室長。

（「はい、議長。」の声あり）
（産業企画室長「湯本寿男 君」登壇）

産業企画室長（湯本寿男 君）

それでは、いただきました7点の質問についてお答えいたします。

まず、1つ目でありませけれども、計画から現在に至った経過の概略でございます。

平成22年7月、デルモンテ工場の閉鎖に伴い10月の議会全員協議会にて利活用検討委員会の立上げについて協議をいただきました。その後2回の検討委員会を行っております。

平成23年5月、農の拠点施設整備企画会議が村長の諮問を受け利活用について検討され、平成24年2月に農業を中心とした地域経済の活性化や雇用の確保、農家の生産力向上と活力向上を図ることを目的に「農の拠点施設整備構想について」で利活用をしていくという答申となりました。

村ではこの答申を受け、土地と建物を取得し、具体的な事業展開の方策や管理運営組織のあり方などを検討してまいりました。

平成25年3月に農の拠点整備事業基本計画を策定し、7月から設計に着手、平成26年2月に管理運営会社として農村木島平株式会社が設立いたしました。

平成26年7月から本体工事を開始し、翌年3月31日に竣工。5月1日のオープンに至っております。

以降3年間、農村木島平株式会社が施設の指定管理者として運営し、平成30年4月から村の直接管理として、7月から店舗部門を農業振興公社が行い現在に至っております。

2点目の計画段階から要した費用の総額のうち、国、県の補助金等、また、村支出金はいく

らかということでございますが、平成24年度からの総額は、8億5,802万円となります。

内訳としましては、土地等の取得、建設にかかった費用が8億369万円。施設の運営及び維持管理にかかった経費が、平成27年度から4年間で5,433万円です。

そのうち、国の補助金・交付金が、3億8,989万円、過疎対策債の借入が、2億230万円、村の支出が、2億6,583万円となっています。

ただし、過疎債の借り入れについては7割の交付税措置がございますので、その分を考慮しますと、国が5億3,150万円となり、村の支出は総額1億2,422万円という計算になります。

3点目、年度別の収支状況や現在の経営状態でございます。

まず、平成27年度から3年間は農村木島平株式会社が店舗部門を運営しております。その売り上げ状況と併せて店舗の集客数を申し上げます。

平成27年度の売上額は、5,254万円で集客数が17万2,560人。

平成28年度の売上額は、5,086万円で集客数が14万6,250人。

平成29年度の売上額は、3,305万円で集客数が10万872人でございます。

平成30年7月からは農業振興公社に運営を移し、平成30年度の売上額は2,975万円で集客数は5万4,123人です。

平成30年の収支状況は、昨年の7月から今年の6月までの1年間でございますが、当初の補助金を除くと164万円の利益となっておりますが、初年度ということもあり、運営に対する村からの人的支援等が含まれておりませんので、単独で経営するにはさらに営業努力が必要と考えております。

4点目でございます。事業を中止した場合、返還する補助金は概算いくらかということでございますけれども、補助金返還の対象については、補助対象財産を目的以外に使用、譲渡、交換、貸付、担保に供したり取り壊したり、また使用を中止する場合などが対象となります。補助金を返還するには所管官庁へ申請し、承認を受ける必要があります。

事業を中止した場合の補助金の返還額についてのご質問ですが、あくまでも、仮定の試算としてお答えさせていただきます。

まず、補助金返還の対象となる事業費は、国の補助金・交付金が3億8,989万円、過疎債2億230万円の合計5億9,219万円と想定いたします。

返還額を計算する場合、残存簿価又は時価評価額の高い方と定められていますので、個々の建物や電気機械設備等が耐用年数別に計算する必要があります。

建物は補助事業上の耐用年数が30年となっています。満4年経過したとして単純計算の返還額は、5億1,324万円となります。

また、電気機械設備等にはそれぞれ耐用年数がございますので、実際に積算すればもう少し減額されると想定されます。

なお、全て単純計算ですが、今後事業継続していくと毎年1,500万円から1,900万円程度の返還額が減少していくことと予想されます。

5点目でございます。村の借金はいつ完済されるのかでございますが、事業において借り入れたものについては、平成24年度に土地と建物の取得費として5,230万円。

平成26年度の建物の建築工事費として1億5千万円になります。

まず、平成24年度に借り入れた5,230万円ですが、年449万5,834円の償還をしており、現在高2,654万円で、令和6年度で償還が終了いたします。

また、平成26年度に借り入れた1億5千万円ですが、年間1,273万5千円の償還で、現在9,438万1,732円で、令和8年度に償還が終了する予定です。

6点目、この後の経営見通しはどのように考え、どの様に事業を進めようとしているのかというご質問でございます。

まず、カフェとそば処の間にある交流ホールですが、現在空調がないため、夏や冬での温度管理ができない状況となっております。休憩できるスペースとして、最低限度の快適さを確保するため、エアコンの設置工事を行います。

現在実施設計をしており、工事は来場者が比較的少ない冬の間の実施する予定で進めております。

次に、旧工場のマルシェホールの屋根改修工事等ですが、これは以前から雨漏りや屋根材に腐食等が進んでいることにより課題となっているものです。

工事には多額の費用がかかるため、加工室をはじめキッチンスタジオやホールの有効な活用方法を探りながら進めておりますが、具体的な利活用については今のところ定まっておりません。

今後、いただいたご意見等を踏まえながら検討を進め、農業をはじめとして村の産業の活性化や雇用拡大につながる利用者を見込んだ段階でなければ先には進めないと考えております。

なお、経営の見通しということでありますけれども、店舗については、昨年7月から農業振興公社で運営しております。継続して安定的に経営できるというところまででは至っておりませんが、更なる努力を重ね、利益を上げ、施設の維持管理や光熱水費の村負担が軽減されるようにしていかなければと考えております。

最後、7点目でございます。専門的な経営診断が必要ではないか。また、意向調査を実施し、進めたらどうかという点についてでございます。

農の拠点施設には、営利的な施設と案内業務等非営利的な施設があり、営利的な店舗については、場合によっては専門家のご意見も必要なことだと考えております。

また、平成29年度に利活用検討員会を設け、委員さんからのご意見もいただいている経過もありますので、総合的に判断をさせていただき、村民の皆さんのご負担を最小限にできるような事業を進めてまいりたいと考えております。

議長（萩原由一 君）

山浦 登 君。

（「はい。」の声あり）

2番 山浦 登 議員

ファームス木島平の事業の推移、経営状態の概略を説明いただいたわけではありますが、ある程度理解ができました。

そこで、再度提案し、考えをお聞きしたいと思います。

1つは、空調設備、屋根改修工事の設備投資を行うことの是非を含めて、専門家の診断を受けていただくようお願いしたいということです。

2つ目には、ただ今示された資料の専門家の診断結果。

3つ目は、そこに従事する関係者の意見、村の方針等を村民に示し、意向調査またはアンケートの実施をしていただくこと。

この3つの意見に基づき、村はファームスの今後の運営についての方向を判断し、決定していただきたい。

こういうことで3点についてお願いします。

地方政治は民主主義の学校と言われております。進むべき方向、迷いがあるとすれば村の主人公である、また主権者である村民に問い、村民合意の上で方向付けをする。こういう立場でぜひ提案について前向きにご検討をいただきたいと思っております。

以上3点、お答えをお願いいたします。

議長（萩原由一 君）

日墓村長。

（「はい、議長。」の声あり）
（村長「日墓正博 君」登壇）

村長（日墓正博 君）

最初に専門家の調査ということですが、これらについては建物の耐用年数であったり、改修については当然設計士等に調査をお願いしたりしているところでもあります。

そしてまた、村民の意見にということでもあります。前段申し上げたとおり、私はあの施設については、将来とも農業振興、農作地域の活性化のために活用していくと申し上げております。その方向で、また皆さんからご意見をいただきたいと思っております。

いずれにしても、多額の事業費を要した施設であります。先ほど説明いたしましたが、しっかりと活用しないと、補助金返還というような村に大きな損害を与えることとなります。そうならないようにしっかりと方針を定めていきたいと思っておりますし、議員各位はじめ村民の皆さんにもご理解いただきたいと思っております。

議長（萩原由一 君）

以上で、山浦 登 君の質問は終わります。

（終了 午前11時12分）

議長（萩原由一 君）

会議の途中ですが、ここで暫時休憩といたします。

再開は、11時25分をお願いします。

（休憩 午前11時12分）

（再開 午前11時25分）

議長（萩原由一 君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

5番 丸山邦久 君。

（「はい、議長。5番。」の声あり）
（5番 丸山邦久 議員 登壇）

5番 丸山邦久 議員

それでは、私から4点質問させていただきます。

1番目、「人材育成について」。

平成30年6月議会において、「副村長就任にあたって、どのような姿勢で村政に携わり、どのようなことに力を注ぎたいと考えているか。」という質問に対して副村長は「特に力を入れたことは人材育成。それにはまず自ら学んでいきたい。」と答弁されています。就任から1年経った今、この一年間に何を学び、何を実施し、どのような成果が得られているか、またこれから何をしていくかを聞きたいと思っております。

よろしく申し上げます。

議長（萩原由一 君）

佐藤副村長。

（「はい、議長。」の声あり）

(副村長「佐藤裕重 君」登壇)

副村長（佐藤裕重 君）

丸山議員の「人材育成について」のご質問にお答えいたします。

平成30年6月議会の江田議員の質問には、「職員は『村民の福祉の向上と安心して暮らし続けることができる村づくり』のため、様々な政策・企画を進めていくことが重要であり、職員の先頭に立ってそのことに取り組んでまいりたい。」と申し上げました。

まず、研修についてでありますけれども、市町村職員研修センターが主催しております一般行政関係の研修には、積極的に参加しております。また、国等の機関が行っておりますより専門的な知識を必要とする研修には、できるだけ参加をし自己研鑽に努めるよう促しております。

職員への指導という点では、毎週開催しております課長会議、それから係長以上が出席して毎月開催しております庁内会議の席上で、先の村長の答弁で申し上げましたけれども、その都度気が付いたことにはなるべく具体的に話をし、また、日々の業務の中では個々の職員、基本的には課長・係長も同席でありますけれども、直接指導等を行っているということでございます。また、年に2回、前期と後期に分けてやっております人事評価の際にも、コメントを書いたりして、課長等を通じた指導等を行っているところでございます。

しかしながら、広報8月号で公表しましたように、まず職員として身につけるべき基本的な事務を怠ったとして“職務遂行服務違反”で2人の職員の懲戒処分を行うこととなったことにつきましては、村民の期待と信頼を裏切る行為であり、大変申し訳なく反省しているところでございます。

このことも含め、成果は、まだまだ現れてきているとは申し上げられないのが現状であり、私の指導が不足していることでもあると思っております。

「学んで」と申し上げましたのは、職員に指導するためには、何事にもまず自らがその事柄を良く理解しないと、きちんとした指導ができないということで申し上げたものでありまして、現在もそいといった姿勢であります。

人材育成につきましては、随時開催しております中野以北の「北信広域圏副首長連絡会」でもたびたび議題に上がっております。各市町村の共通の課題でもあり、その現状や取り組み等の情報交換をその都度行っているところでございます。職員の資質向上や人材育成には、これでよいという到達点はないと思っております。

少子高齢化や人口減少により、社会構造が大きく変化している中、多様化・複雑化する住民のニーズに応えるためには、職員の仕事に対する意識や姿勢の変革、職務遂行能力の向上に、引き続き自らの最重要課題として取り組んでまいりたいと考えております。

以上、答弁させていただきます。

議長（萩原由一 君）

丸山邦久 君。

(「はい。」の声あり)

5番 丸山邦久 議員

それでは、再質問させていただきます。

先ほど、答弁の中で懲戒処分について言及をされていますが、そのうち1人が何回も処分されているのではないかなど。減給10分の1、1カ月。果たしてこれが妥当なのかなと思うわけでありまして。また、そのような人が係長になってらっしゃる。

6月議会で私の質問に対して村長は「適材適所」という言葉を使われた。私は、「適材適所」というのは、そのセクションに最も適した人を配置するのが「適材適所」というものだと思う

のですが、どうも私の知らないもっと深い「適材適所」が世の中にあるらしい。この点については、これから勉強させていただきたいなあと思いますので、答弁はけっこうです。

今の、その後に職員の仕事に対する意識や姿勢の変革、職務遂行能力の向上をしていきたいと、今、副村長は述べられました。非常に方向性が見えてきていいのかなど。最初は人材育成だけというところから、このように具体的になってきたことはすごく良いことだなと思います。

では、お聞きしますが、そういう能力を付けさせるためには、副村長が身に付けるべき資質とかテクニックとか、そういうものはどういうものを考えておられるのかお聞きしたい。

議長（萩原由一 君）

佐藤副村長。

（「はい、議長。」の声あり）
（副村長「佐藤裕重 君」登壇）

副村長（佐藤裕重 君）

1人は何回もおっしゃいましたが、その点につきましては、村としては名前も公表しておりませんし、それぞれの思いもあろうと思いますので、そういったことでよろしく願いいたします。

それから、意識の変革、職務遂行能力ということではありますが、基本的には地方自治法で言われております住民の福祉向上のための職務であり、そのためには最小の経費で最大の効果を生むよう努めなければならないと定められております。そういったことを基本として、私は自分として学んでいるつもりでありますし、その時にもそういったことを申し上げているところでございます。例えば、企業と違いますので、「赤字」という意識が薄いのかなど、具体的に申し上げればそういうことであります。コスト意識が低いというか薄いというか。民間企業とは違いますので、コストだけでは測れるものではありませんので、全て黒字にしろと申し上げているわけではございませんけれども、例えば、1つの物を買ったり、村の予算を支出したりする場合でも、自分の財布だったらその金額で買うのかい、自分だったらそのようにするのかいというようなこともよく申し上げるところでございます。細かいことでありますけれども、そういったことから、なるべく具体的に職員には指導してまいりたいと思っておりますのでよろしく願いいたします。

議長（萩原由一 君）

丸山邦久 君。

（「はい。」の声あり）

5番 丸山邦久 議員

再々質問をさせていただきます。

最初の答弁の最後のところに、「引き続き自らの最重要課題として取り組みたい」とおっしゃっています。私も、少し経験があるのですが、自分からこのようにしろとか、という話だけでは人は前向きに取り組まないようです。むしろ傾けて聴く、傾聴能力とか効果的な質問をしてその人の考え方を引き出していった方が、人は前向きになるものです。ですから、「こうしろ、ああしろ」ではなくて、「あなたはどうしたいのか」とか、そういうものには必ず答えを持っているはずで、そこを引き出して自分から決心させていく方が、人は前向きに取り組みます。コーチングという手法なのですが、ぜひ一度勉強されてみてはいかがでしょうかと思っております。最重要課題として取り組みたいということでしたので、ぜひそのようにお留めおきいただきました

いと思っています。

議長（萩原由一 君）

佐藤副村長。

（「はい、議長。」の声あり）
（副村長「佐藤裕重 君」登壇）

副村長（佐藤裕重 君）

具体的なアドバイスをいただいたわけでございます。そういうことも含めまして取り組んでまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

議長（萩原由一 君）

丸山邦久 君。

（「はい。」の声あり）

5番 丸山邦久 議員

では、2番目の質問をいたします。

契約に伴う議案に契約書の添付をしていただきたいということでございます。過去に上程された指定管理契約、土地の売買契約、村庁舎の建築請負契約の議案に対して契約書が議会に提示されていないと先輩議員から聞きました。瑕疵（かし）担保責任の免除、譲渡条件等、上程された議案ではわからないことがあるのだと思います。契約を伴う議案には契約書を添付する必要があるのではないかと考えますが村長の考えをお聞きします。

議長（萩原由一 君）

日基村長。

（「はい、議長。」の声あり）
（村長「日基正博 君」登壇）

村長（日基正博 君）

それでは、「契約を伴う議案に契約書の添付を」というご質問であります。

議会の議決に付さなければならない契約事項や財産の取得、処分については、条例の定めによりまして議会に上程をしております。ただし、重要な案件については、予め全員協議会等で内容を説明した上で、内容をご理解いただき審議していただく必要があると考えております。

ただ、先ほどもありました工事の請負契約等については、一般的な様式が定められております。それらについては省略することもあるということでご理解いただきたいと思っております。

必要な手続き等の内容については、総務課長から詳細を答弁させます。

議長（萩原由一 君）

武田総務課長。

（「はい、議長。」の声あり）
（総務課長「武田彰一 君」登壇）

総務課長（武田彰一 君）

村長答弁に補足をしまして、議会に上程する議案の説明等の扱いについてお答えいたします。契約の締結議案については、本会議において、契約の目的、場所、内容、金額、契約の相手

方等、議決に必要な定められた項目を記載した議案書のみを提出する事としています。財産の取得、処分についても同様としています。

上程をした議案については、その議案の説明をしないですぐに採決というものについては、これまでもしてきていないと考えております。採決を受ける前に、常任委員会や議員全員協議会でその内容を説明してきています。その際に、必要であれば契約内容がわかる契約書の写しをもって説明をし、また、議員の質問にあります、土地の売買契約であればその譲渡条件が明らかな資料、それが契約書の写しで足りるのであれば、その資料をもって説明し、十分な理解を得てから本会議に臨みたいと考えております。

議長（萩原由一 君）

丸山邦久 君。

（「はい。」の声あり）

5番 丸山邦久 議員

一般的な株式会社であれば、よその会社と契約するにあたって、取締役会で契約書を提示して、これこれこういう契約を結びますと上程して、承認されてから契約書を結ぶものですよ。議会はそういうことをあまりしていないようなのですが、やはりここで少し考え直すべき事案が出てきているのではないかなと思っております。新庁舎の建設も確かに請負契約、ひな形があるのでしょうか。それは良くわかります。でも、8億円のお金を使うにあたってそれが出てこないというのはちょっと不自然かなと思います。

村長のお考えとして、新庁舎の建設に関して契約書を提示されなかったことが適正であるのかどうか伺いたい。お願いします。

議長（萩原由一 君）

日基村長。

（「はい、議長。」の声あり）
（村長「日基正博 君」登壇）

村長（日基正博 君）

先ほども申し上げましたが、議会に上程する際には必要な書類を提出するということであります。ただ、その前段として全員協議会等で内容について説明を申し上げるということでもあります。行政の場合には仮契約ということでもあります。あくまでも本契約ではなくて、いったん仮契約を結んで、議会の承認を得た上で本契約を結ぶということになっておりますので、その点をご理解いただきたいと思います。

議長（萩原由一 君）

丸山邦久 君。

（「はい。」の声あり）

5番 丸山邦久 議員

再々質問をさせていただきます。

私の友達に、よその自治体ですが、4億5千万円の工事を、過疎債を使って建設をしたと。その過疎債の村の負担分、3割を長期の借地料として払っている。この村にも似たようなケースがあるわけですが、その経営者が、親しいものですからいろんな話をしたわけですが、借地期間の契約終了後、全ての過疎債、村の負担分を払った後は私のものになると考

えていると言ったことがあります。

何で私がこういうことを言わなければいけないかと言えば、ひょっとして村が出している契約の目的とか場所とか内容とか金額とか、そういったことに定められていないものがあった場合、議会とすればチェックできないから、だからこういう話をしているわけであります。

条例に合致していれば、良い。確かに条例に合致していれば良いのでしょうか。けども、そこに不備があるのだとすれば、やはり直すべき時に修正していく必要があるのではないかと、そのように考えております。

ご見解をお伺いします。

議長（萩原由一 君）

日基村長。

（「はい、議長。」の声あり）
（村長「日基正博 君」登壇）

村長（日基正博 君）

一般的な契約以外に付帯の条件が付くということであれば、それも当然、全員協議会等で説明するべきだろうと思います。それについては、先ほど申し上げたとおり、議案としてではなくて、あらかじめ全員協議会等でしっかりと皆様のご意見を聞いたり、内容について理解していただいたり、そういう手順は必要だと考えます。

議長（萩原由一 君）

丸山邦久 君。

（「はい。」の声あり）

5番 丸山邦久 議員

それでは、3番目として「広域観光について」お伺いします。

平成28年12月議会において、萩原由一議員の広域観光についての質問に対し村長は「平成12年のピーク時に53万人あった村への観光客数が平成26年には23万人に減少している。平成31年度までに30万人に回復させ、日帰り型から長期の宿泊型に誘導したい。」と答弁しています。目標を数値化したことはとても素晴らしい。

では、この目標の30万人は、今年平成31年に達成されるのかどうか。その見込みはどうか。

また、観光基本計画の4つの基本方針と20のアクションプランの実施状況はどうか、お伺いします。

議長（萩原由一 君）

日基村長。

（「はい、議長。」の声あり）
（村長「日基正博 君」登壇）

村長（日基正博 君）

それでは「広域観光について」であります。

特に、スキー観光につきましては、スキー修学旅行、それからまた大会の誘致等ある程度成果はあったと考えますが、平日の入込みがなかなか伸びない。そしてまた、スキーシーズン以外の誘客やインバウンドがなかなか伸びないということで、目標達成は難しいと考えておりま

す。その点について、改めてこの内容を再検討して強化していきたいと考えております。
具体的な内容については、産業課長に答弁させます。

議長（萩原由一 君）

丸山産業課長。

（「はい、議長。」の声あり）
（産業課長「丸山寛人 君」登壇）

産業課長（丸山寛人 君）

丸山議員のご質問について、村長の答弁に補足してご説明させていただきます。

観光客数の目標達成の見込みと、4つの基本方針と20のアクションプランの実施状況についてです。

まず、観光客数の目標達成の見込みについてですが、平成30年1月から12月の長野県観光地利用統計の実績として21万4千人となっております。平成31年に目標である30万人を達成するのは困難な状況と考えています。

また、観光基本計画の4つの基本方針と20のアクションプランについては、20のアクションプランのうち15項目について実施中または実施済みと考えています。先ほど申し上げたとおり、結果として観光客の増加に至っていないのは、基本方針で掲げた4項目の内「観光資源の魅力アップ化」と「インバウンドの推進」で課題を解決し、具体的な成果を出せなかったことが大きな要因と考えています。

ますます進む少子化の中で、観光人口を増加させるのは大変厳しい現状ではありますが、関係者が一丸となり観光振興事業に取り組んでまいりたいと考えています。

なお、観光客数の目標の見直し等については、観光基本計画の検証と併せて進めていきたいと考えています。

議長（萩原由一 君）

丸山邦久 君。

（「はい。」の声あり）

5番 丸山邦久 議員

再質問をさせていただきます。

平成26年に23万人あった観光客を平成31年度に30万人にする。これは、対比として130.4%の達成率がなければ不可能な話です。年6%ずつアップしていく。

まず、この30年について、単なる希望的観測で言われたのか、何か当てがあって言われたのか、その辺をお聞きしたいです。

もう一つは、毎年6%の上昇を見込んでいたとすれば、平成30年で乖離（かいり）が31%あるのです。そこまでになる前に何か手を打たれたのか、ただその数値を眺めていただけなのか、もしくはこの乖離を埋めるがために何か施策を打ったのか、その点についてお聞きしたいと思います。

議長（萩原由一 君）

日墓村長。

（「はい、議長。」の声あり）
（村長「日墓正博 君」登壇）

村長（日碁正博 君）

30万人という目標が過大かどうか、その辺は改めて検証してまいりたいと思いますが、先ほど申し上げましたとおり、インバウンドについては、かなり積極的に進めていきたいということで、これまで村と木島平観光株式会社を通して中国、それから東南アジア等へ誘客に行っております。その成果が現在上がっていないというのが大きな原因かと思っております。

いずれにしましても、これからも少子高齢化、人口減少が進む中で、やはり従来のターゲットだけではなかなか増加が見込めない。その部分をインバウンド、そして新たな木島平の魅力を開発する中で増加につなげていきたいと考えております。

議長（萩原由一 君）

丸山邦久 君。

（「はい。」の声あり）

5番 丸山邦久 議員

答弁の中に『観光資源の魅力アップ化』と『インバウンドの推進』で課題を解決し、具体的な成果を出せなかったことが大きな要因」と書かれています。

では、要因が分かっているのなら解決策もありますよね。そこを聞きたいのが1点。

もう一つは、この目標達成に対する執念というか情熱というか、そういったものが足りないのではないのかなというのが私の見解であります、いかがでしょうか。

議長（萩原由一 君）

日碁村長。

（「はい、議長。」の声あり）
（村長「日碁正博 君」登壇）

村長（日碁正博 君）

意気込みが足りないということであれば、その点については反省をしなければいけないと思います。

1つ、木島平が新たな魅力の創出ということで、就任以来、カヤの平について高原シャトル便、それも栄村と協力をしながら取り組んでまいりました。それも、まだまだ大きな成果を上げていないというのも大きな原因だと思います。

それからもう1つ、高社山の展望をもっと多くの皆さんに知っていただいて、それを観光につなげていきたいということもやっております。夏場のリフト利用者については徐々に増えておりますが、本当に僅かということで、これからまたさらに強化をしていきたいと思っております。

それから、インバウンドであります、これについては、先ほど申し上げましたとおり、木島平観光株式会社と連携しながら、今、中国の旅行会社等と連携をとって村へ客を呼び込む、徐々にそういう段階に入っているという状況であります。

なかなか思うように進まない、増えていかない、これについては反省をしたいと思っております。

議長（萩原由一 君）

丸山邦久 君。

（「はい。」の声あり）

5番 丸山邦久 議員

それでは、4点目。道の駅ファームス木島平について。

すいません。何度も聞いていることなのですが、これも通告していますので、質問のとおり
に読ませていただきます。

村では、ファームス木島平の交流ホールに空調設置工事を今年度中に行い、さらに次年度以
降に屋根改修・ホール内装工事を計画しています。いずれも多額の費用がかかるものでありま
す。ファームス木島平に今までいくらかかっているのかつまびらかにしていただきたい。

また、前述の追加工事をした後に民間企業に貸し出したいと考えているように感じてしまう
のでありますが、実際はどうなのでしょう。

議長（萩原由一 君）

日墓村長。

（「はい、議長。」の声あり）
（村長「日墓正博 君」登壇）

村長（日墓正博 君）

それでは、道の駅ファームス木島平についてであります。ご質問にありましたこれまでに
かかった経費については、先ほどの山浦議員のご質問の中でお答えさせていただきましたので、
割愛させていただきたいと思っております。再度、お聞きしたい部分があれば、お答えしてまいりた
いと思っております。

現在、新たに利用を検討しているのは、村内の民間企業であります。これについては、自
分で生産したものを加工して、付加価値を高めることで経営の向上を目指すというものであり
ます。今後も使用については、民間企業ということではなく、農業をはじめとする地域経済の
活性化と雇用の拡大に結び付くという前提のもとに使用者を決めてまいりたいと考えておりま
す。

議長（萩原由一 君）

丸山邦久 君。

（「はい。」の声あり）

5番 丸山邦久 議員

この答弁書には、先ほどの山浦議員の質問の回答でもお答えしておりますので、費用につい
ての回答は省略させていただきますと書いてある。

今、お答えになった村長の答弁は、それで誠に大したものだと思うのです。だけど、答弁書
にそのように書かれているというのはいかがなものかなあと。私に山浦議員のところは何が書
かれているか聞きに行けというか、そんなことは自分で調べろという意味なのかなと。このよ
うに書かれているということは、私の不徳のいたすところと言わなければいけないのかなあと
思うわけであります。

まず、再質問でお聞きします。

過去、日本の歴史においても富岡製糸場とか八幡製鉄所とか、官で造られた施設がございま
した。富岡製糸場について言えば、そこに来た女工さんが高度なテクニックを身に付けられて、
日本中に散らばって、それで日本がものすごく潤ったわけですよ。八幡製鉄所もそうです。鉄
鋼王国日本を作った原点はそこにありますから。そういう時代もあるわけですけども、富岡
製糸場も八幡製鉄所もすぐに民間に貸し出されたわけではありません。官が責任を持って技術
者を育て、技術を積み上げやってきて、ここまでいけば民間に任せても大丈夫だという段階で
民間に任されているわけです。そういうことを考えてみると、今の村の対応というのは、無責
任ではないかなと。8億5,802万円も使っている割には、私にしてみれば早く民間に貸し

出して、屋根も直し、貸せる状態にして、貸してしまって、何となく厄介ばらいをしているように見えます。まさかそんなことはないとは思いますが、多額のお金を使っている割には無責任ではないのかなと思うのですが、いかがでしょうか。

議長（萩原由一 君）

日墓村長。

（「はい、議長。」の声あり）
（村長「日墓正博 君」登壇）

村長（日墓正博 君）

多額の費用をかけたということでもあります。当然、村とすればそれに応じた経済効果なりの見返りが必要となりますが、ご存知のとおり、行政ではそういう営利活動はできないわけがあります。ですから、現在、農業振興公社が飲食の提供等を行っておりますが、いずれにしても将来的な経済効果を生み出していくには、村がリーダーシップをとるのは当然ですが、最終的には民間、企業であるのか、それとも組織であるのか、いずれにしてもその利益の中で投資した部分を回収していくというのは本来の形かなと思います。

議長（萩原由一 君）

丸山邦久 君。

（「はい。」の声あり）

5番 丸山邦久 議員

それでは、再々質問をさせていただきます。

今、まるっきり遊んでいる加工所。あの中に、食肉加工施設がございます。自分で事業をやったからわかるのですが、遊ばしておくにはもったいない。その施設を使って食肉を加工するテクニックを身に付ければ、この木島平の宿泊施設に安くて良い商品が提供できるのではないかな。それが観光の競争力につながっていくのではないのかなと思います。

また、あれだけのパン工房、パン製造設備って言ったら良いのか、設備があるのであれば、1日80万ぐらいのパンは楽に焼けちゃうのかなと思います。それだけ焼ければ正社員として最低4人は雇うことができますよ。ただただ遊ばしておくのはすごくもったいないと思いますし、少し費用をかけてでも、パン工房の技術者を育てた方が良いのではないかなと私は思っております。

見解を伺います。

議長（萩原由一 君）

日墓村長。

（「はい、議長。」の声あり）
（村長「日墓正博 君」登壇）

村長（日墓正博 君）

それでは、再々質問であります。現在の利用形態が将来もそのまま行くとは考えておりません。用途変更することもあると思います。そのためには、実際にやる人を見つけないか育てていく、それは本当に大事なことだと思います。これについては、議員のおっしゃるとおりだと思います。

ただ、作るだけではなくて、やはり経営ということであれば、作った後の出口、売り先をしっかりと確保した上でないとその施設の有効利用につながっていかないのではないかと考えます。その点について、議会等でも様々なご意見をお聞きしておりますので参考にしていきたいと思います。

議長（萩原由一 君）

以上で、丸山邦久 君の質問は終わります。

（終了 午前 11時59分）

議長（萩原由一 君）

会議の途中ではありますが、ここで暫時休憩といたします。

再開は、午後1時でお願いします。

（休憩 午前 11時59分）

（再開 午後 1時00分）

議長（萩原由一 君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

4番 芳川修二 君。

（「はい、議長。4番。」の声あり）

（4番 芳川修二 議員 登壇）

4番 芳川修二 議員

それでは、議長から発言を許されましたので、まず下高井農林高校第2期再編に伴う対応についてお伺いをしたいと思います。

先日の新聞報道にも取り上げられていましたが、地元下高井農林高校の存続について村民の多くの皆さんが心配をされています。

すでに県教委から2つの案が協議会に示され、1つとしては両校を統合した新高校を創設し、キャンパスを分ける。

2つ、下高井農林高校を飯山の分校とする。

この2案にもとづき協議が行われているということでもあります。

協議会の会長を務める、飯山市長の談として、「形式だけでなく、カリキュラムや教育内容など中身の議論も大事になる」と新聞にはありました。

言うまでもなく下高井農林高校は、当村にとってはなくてはならない高校であります。聞きましたら、現在193名の生徒がいるそうではありますが、地域を支える人材の育成という重要な役割を担い、同時に地域の大きな活力を生み出す大切な学校である、これは言うまでもないわけであります。地元の基幹産業である、農業、また林業や地元企業への就職等も含め、極めて重要な存在となっているわけです。

以前から、農林高校と村とのつながりは深く、高校職員の歓送迎会には、村長として毎年招かれ、職員との懇親を深め、連携等の可能性を探り、高校に提案をしてきた経過があります。

そんな中で介護人材の社会的要請が増大する中であって、農業高校としての特性を活かし、園芸福祉コースの提案を行ったということもあります。これについては、北海道の留寿都（るすつ）という高校まで視察に行き実際にこの提案をしたというような経過がございますが、園芸福祉コースが実現をし、さらに旧北部小学校の介護施設への改修と併せ、グラウンドを園芸福祉の研修農場として活用するとの計画もあったわけであります。すでに2つの案が示され、今後この案をもとに検討が進むものと思いますが、この2案にとらわれず、良い形で農林高校

が存続できるよう、地元村長として強い思いを持ってこの協議会に臨むことを期待するわけがあります。

質問事項として、この2案の提示に至るまで、副会長という立場で、公式、非公式を問わず、どんな思いでどのような意思表示をされてきたか。

2点目として、提案されたキャンパス化と、分校案を含め、今後この問題にどう対応するつもりか答弁をお願いいたします。

議長（萩原由一 君）

日基村長。

（「はい、議長。」の声あり）
（村長「日基正博 君」登壇）

村長（日基正博 君）

それでは、芳川議員の「下高井農林高校の再編について」というご質問にお答えいたします。

最初に、これまで、私が公式・非公式で述べてきたことということですが、まず、地域の中学生が自分の将来を考えるにあたって、多様な受け皿があるべきであると。その為には、旧第1通学区に普通高校だけでなく専門科は是非とも残すべきである。しかも農林業やそこから派生する食品科学や食文化、園芸福祉などは今の下高井農林高校のキャンパスでないと継続できないため、現在の場所に存続するべきである。

また、下高井農林高校生は、卒業後だけではなく、進学後に地元へ戻り就業し、生活する卒業生が多いことから、8割近くが地元に着定しています。そのため、地域にとっては産業経済の担い手として、更には地域の将来を担う人材として育てる場として欠かせないものである。下高井農林高校の存続は岳北地域の発展にとっても是非とも必要であると。

それからまた、将来、高校生が減っても下高井農林高校の施設を農林業への就業希望者や移住希望者への再教育の場として利用し、移住定住など地域の活性化のために活用するべきあると。

そしてまた、協議会として、単に高校再編についての意見を述べるだけでなく、県教委に条件や要望を付けるべき。例えば、地域の子供たちの将来にとって、また地域の産業や経済、生活にとって、将来にわたって更に重要な役割を果たすために学習内容や施設の利活用について再検討すること。そして、県教委が昨年示した「高校再編 夢に挑戦する学び 実施方針」の中で、旧第1通学区については、「学校規模のさらなる縮小が想定される中においても、中学生の期待に応える普通教育と専門教育の場を確保していく必要がある。」と明記しています。この方針を将来とも堅持していくよう求めていく、などがあります。

協議会の中でも専門教育の場として今の場所に高校を残すという前提で協議をしております。前回から協議会では地域キャンパス化、つまり飯山高校の分校にするのか、飯山高校と統合して校舎を仮に飯山キャンパス・木島平キャンパスにする2案について検討いたしました。分校化の場合には、校長の代わりに副校長となりますが、教育課程や時間割、校歌、校章、生徒会活動などは独自のものとなり、ほぼ現在の形態のままです。ただし、生徒数が減少すれば地域との交流活動や部活動などが制約されますし、将来在校生が60人以下の状況が2年続いた場合には募集停止を検討するということになります。

校舎をキャンパス化した場合は、統合して新たな高校となるため、1つの高校としての生徒数を確保でき、高校は存続しやすく、学科を超えた生徒間の交流や部活動が一体になるなどメリットはありますが、従来の独立校としての独自性は少なくなります。また、入学者が減った場合には募集停止もあり得ます。

中山間地存立特定校という選択肢もありますが、その場合には、アとして、県境に近い地域

で、近隣の高校と著しく離れている。

イとして、教育機会の確保の観点から高校の存続の必要性が高いと判断できる。

ウとして、所在する市町村等、地域からの支援を受けながら、高校を単独で存続する体制を整備できる。

以上3つの条件を全て満たす必要がります。

県教委では、近隣の高校に飯山高校も含むとしており、県境に近く、近隣の高校から著しく離れているという条件には当てはまらないと考えられます。また、在籍生徒数60人以下の状態が2年以上続いた場合は、募集停止を検討するというのは地域キャンパス化と同じであります。

いずれにしても、将来とも現在の場所に高校を存続させていくためには、60人以上などということではなく、より生徒が多くなるよう、下高井農林高校の魅力を高め、木島平はもとより関係市町村とも協力し、どのような支援ができるかなど協議していく必要があると考えております。

議長（萩原由一 君）

芳川修二 君。

（「はい。」の声あり）

4番 芳川修二 議員

再質問を申し上げたいと思います。

ご丁寧な答弁をされたわけでありましてけれども、農林高校の先生が話をされている、あるいは県教委の担当者が話をされているような感じとして受け止められました。

公式、非公式というような形で質問をしたのは、地元村長として、やはりどれだけ強い意志で主張されたのか、これを聞いたかったわけでありまして。

分校、キャンパス化、いずれにしても生徒数の減少に伴って、将来は場合によっては廃校あるいはキャンパスの廃止というようなことになる、それを前提とした案だと思っております。以前は、飯山市にある高校は飯山市に、下高井農林高校は地元木島平にというような暗黙の了解があり、第一次の高校改革の折に分校化やキャンパス化という議論があったわけでありましてけれども、地元として強く存続をとという意思表示を行い、下高井農林高校として単独での存続が決まってきた経過があるわけでありまして。

この北信州地域、豊かな自然とたおやかな田園風景、悠久のふるさととも言われておりまして、人が住む場所としての恵まれた環境、そして唱歌「ふるさと」の誕生の地として日本人の原風景とも言える地域であるわけでありまして。それを形成している田園、すなわちこれは田畑につながるわけでありまして、言うまでもなく農業がしっかり根付いていないと、将来の資源ともいべき田園風景が保たれない。田畑が荒れてしまったらこの地域の可能性は限りなく乏しいものになってしまうと思っております。そのためにも、地域の農林業を支える人材を育てる下高井農林高校の役割は極めて重要で、例えば、北信広域の他の市町村にとっても、存続をと願う思いは強いものであると認識をしております。

強い意思を表示、表現してきたかどうか、県教委の提案をただ検討するだけではなく、言うまでもなくこの地域の基本産業は農林業であり、それは他の地域と同じに議論のステージに上げるのではなく、そこで地域の特性そして必要性を訴えなければ県教委の案に従うだけということになってしまうわけでありまして。10年先、20年先もこの地域の農業を支える農林高校の必要性は不変のものであり、そのことを踏まえて、やはり地元村長の意見というのは非常に強いわけでありまして。強い思いで意思表示をされてきたのか、あるいは協議の中で県教委案をそのまま検討するという立場で発言をされたのか、この段階で単独での存続を発言することは

できないのか、再度お聞きしたいと思います。

議長（萩原由一 君）

日碁村長。

（「はい、議長。」の声あり）
（村長「日碁正博 君」登壇）

村長（日碁正博 君）

それでは、強い意志を持ってということではありますが、協議会でこれまで会を重ねてまいりましたが、最初の会議の際に、私から今の下高井農林高校の位置に高校を存続させるべきだと、それを最初に申し上げ、それについて皆さんに賛同いただいたと理解をしております。

それから、地域キャンパス、校舎のキャンパス化については、県から示された案ではありますが、それについて具体的に検討していこうと決めたのは、この協議会の中です。ですから、県は参考として意見は出しますが、方針について示しているわけではありません。ただし、前段申し上げた実施方針の中に地域キャンパス化が考えられるというような表示はありますが、それにこだわっているわけではありません。

いずれにしても、この下高井農林高校、下高井農林高校としてではないかもしれませんが、村にこの高校をぜひとも残すということについては、協議会の皆さん全て同じ気持ちだと思います。これについては、私も申し上げておりますし、これに異論をはさむ委員はいないと思います。それで、どういう形が将来にとって良い形なのか、それをこれからも協議会の中で検討していきたいと、その中で私の意見を述べていきたいと考えております。

議長（萩原由一 君）

芳川修二 君。

（「はい。」の声あり）

4番 芳川修二 議員

今、いろんな立場で発言されたというお話がありました。

県が進める高校改革というのは、地域ごとに全部違いますよね。この地域にとって農林高校がどれだけ必要か、やはり地元の意向を強く主張しなければ、農林高校単独の存続ということはありません。

先日、話題になりました「農林高校食堂」。これについては、以前から村が働きかけた。役場の担当者と農林高校の先生が、わざわざ三重の高校生レストランを視察に行ってきたという経過があるわけでありまして。これがきっかけとなって、農林高校食堂ができたわけでありましてけれども、残念ながら飯山市が補助金を出して、飯山市での実施となったと聞きました。飯山市長もこの席に顔を出したというようなことであります。もし、木島平村で定期的にでも高校生レストランが開かれていれば、その賑わいと活気をも想像できるわけでありまして。村にとってどれほど明るい話題、活性化につながるか、残念でありますけれども、飯山市で行われることになってしまった。県立の高校ということで遠慮をし、ただ待っているだけでは、せっかくの地元にある高校、どんな新しい活性化策よりも効果的なはずであります。

農林高校の存続がその村の存続に直結する重要な問題であることは認識しているとは思いますが、農林高校の存続に向けて真剣に取り組んでもらいたいと思っておりますし、村からの支援等も含めて、ぜひ農林業の高校だというような名前を残せるよう、今後とも取り組んでもらいたいと思っております。

以上です。

議長（萩原由一 君）

日墓村長。

（「はい、議長。」の声あり）
（村長「日墓正博 君」登壇）

村長（日墓正博 君）

質問というか要望としてお聞きしたいと思いますが、いずれにしましても、先ほどありましたとおり、特にそばについては、村の指導者が高校に出向いて指導をした、そしてそば打ち選手権にも参加をしてきているということでもあります。実際にそれを習っていたのは、木島平の子どもよりもむしろ村外の高校生の方が多かったわけでもあります。そういうことであっても、下高井農林高校として指導していくべきということで継続してまいりました。

当然、飯山市についても下高井農林高校の存続については、飯山高校と含めて大きな課題、重要な問題と捉えていると思います。その結果、そのようになったとて、残念だということではありますが、やはり周辺市町村の皆が協力をして存続をしていく、そういうことを目指すべきだと考えます。

議長（萩原由一 君）

芳川修二 君。

（「はい。」の声あり）

4番 芳川修二 議員

地元村長として、しっかりと存続に向けた発言をしてもらいたいということを要望として申し上げます。

次に、「インターネット社会に適応した人権等の対策について」お伺いしたいと思います。

「IT革命」といわれているように、情報通信技術の飛躍的な進展によりまして、社会全体が大きく変わってきている。産業構造から個人の生活スタイルに至るまできわめて大きな変化をしてきているわけでもあります。

パソコンやインターネット、また携帯電話の普及によって簡単に大量の情報が交換できるようになり、今やこの関連のツールは日常生活にもなくてはならないものとなっているわけでもあります。

その便利さの反面、大きな問題も発生していると。

先日、あおり運転の事件が発生しましたが、全く無関係の女性がある朝起きたら犯人扱いにされていたと。テレビでも大きく報道をされていました。ネットへの無責任な書き込みが大きく広がり、無関係な女性が犯人扱いをされるという、あってはならないことが発生したわけがあります。その女性の談では、アカウントを確認すると子育て世代の若い親世代が多くいたということでもありました。

これまでも、ネットを通じてのいじめ、また自殺に追いやられた等、いくつもの事件が発生していました。ともすると青少年の問題、あるいは都市部での問題というように捉えられていたかと思います。

ところが、現実と同じような出来事が当村でも起きておりました。

先日の村議会議員選挙の投票日前日、このサイトへの書き込みがありました。「前村長が〇〇党から票を買った」という書き込みがあり、続いて「それは大変」との投稿があった。これはおそらく盛り上げのための書き込みかと思われますが、それから何件か書き込みがありました。こちらとすれば身に覚えのないこと。しかも選挙期間中、投票日前日ということもあり選挙妨

害に当たるということですぐさま警察へ連絡し捜査をお願いした経過があります。

それだけなら一部の話題、小さな問題ということで我慢すればという思いもあったわけですが、それが後日になって、村ではかなり活躍中の知名度のある女性2人がうわさ話をされていたと。また、ほかの高齢の方から、「本当にそんなことがあったのか」と確認をするような話が聞かれたわけでありまして。私の耳に届きました。

他人の悪口やスキャンダルを面白がる心理は人間共通にあるものとは思いますが、こうした現実がこの村に蔓延している。無責任な書き込みが、人の口を伝わり、いつの間にか真実のように伝わってしまう。このようなことが現実には起きているわけでありまして、全く残念なことだと思います。

木島平村という小さな自治体、現在、過疎に悩んでいます、この村の存続、これから先の村の存続が可能かどうか、その大事な部分として住みよい村であるかどうか、これが最も大事なことであると考えます。

近年IT革命といわれている時代にあつて、SNSすなわちソーシャルネットワーキングサービスを利用する傾向が高まり、中には安易な気持ちで誹謗中傷につながる発信をし、それが一気に広がり、大きな問題が発生してしまう。また、被害に遭うことも考えられるわけでありまして。こうしたことが頻発する村であつてはならないと考えるところであります。

ぜひ、今後の人権政策の大事な柱として取り組むべきと考えますが、村長の答弁を求めます。よろしく申し上げます。

議長（萩原由一 君）

日墓村長。

（「はい、議長。」の声あり）
（村長「日墓正博 君」登壇）

村長（日墓正博 君）

それでは、「インターネット社会に適応した人権等の対策について」ということではありますが、今、人権教育の中でもインターネットによる差別や人権侵害が大きな問題となっております。無責任な書き込みが差別や人権侵害を温存し、拡散させているからであります。木島平村は豊かな自然とのどかな田園風景とそこに暮らす人々の心豊かな人間性が大きな魅力であります。そのような中で、今、ご質問の事例があつたということは非常に残念であります。

これまでも人権学習の中でインターネットによる人権侵害について取り組んでまいりましたが、今後一層学習の中味を充実させるとともに広報等でも啓発していきたいと考えております。

議長（萩原由一 君）

芳川修二 君。

（「はい。」の声あり）

4番 芳川修二 議員

再質問を申し上げます。

地域全体に蔓延していると。これはインターネット環境にないご老人の間にも口伝えで広まっている現状があるわけでありまして。村長もそう思われると思うのですが、全く残念なことであり、容易には解決できない問題であると思っております。便利になった反面の負の部分かと思いませんけれども、実は、今言った事例のほかにもっと大きな差別とも言える被害を受けた事例があることを村民の多くの皆さんが知らない、あるいは意識しないでいるという現状がありまして、あえて人権問題として強く取り組んでもらいたいということで、一般質問で触れることとした

わけであります。

それは、ファームス木島平に関する誹謗中傷の書き込みによって、いつの間にか農村木島平株式会社が悪者扱いにされ、ついには農村木島平にはファームスは使わせるなどというような驚くべき発言があったという証言を得ております。村長もその発言の現場にいたということで十分にご理解されていると思います。6月議会でも一般質問で触れましたが、行政不服審査に申し出れば大変な問題になると。これは、法の下での平等を謳った日本国憲法にも抵触する大きな問題であることは十分にわかるかと思えます。

結果的に農村木島平はファームスから排除され、大きな被害を被った。こんなことが実際に起きていたと。あってはならないことと思うが、このことを全村民の奉仕者である村長としてどう考えているか答弁を求めたいと思います。

議長（萩原由一 君）

日墓村長。

（「はい、議長。」の声あり）
（村長「日墓正博 君」登壇）

村長（日墓正博 君）

最終的に決断したことについては、多くの村民の皆さんのご意見をお聞きしたりしたわけがあります。ただ、私は、その前段から農の拠点ファームス木島平については、多くの村民の皆さんに親しまれる施設にしていきたいと、そのように述べてきました。一時は批判的なこともあったと聞いてはおりますが、やはり私の考えとすれば、多額の費用をかけて作った以上、その目的をできるだけ、かなり一生懸命に達成するように仕向けていく。そのためには、やはり村民の皆さんに愛される、村民の皆さんが使う、そういう施設でないと本来の目的は達成できないし、村外の皆さんにも満足できないだろうと思います。そのことについては、これからもそういう気持ちで取り組んでいきたいと考えております。

議長（萩原由一 君）

芳川修二 君。

（「はい。」の声あり）

4番 芳川修二 議員

再々質問を申し上げます。

農村木島平が非社会的団体であったり、あるいは村税を納めなかったりという問題があれば話は別ですが、そうしたことが一切ない中で、気に入らないからだとか、村の人たちがこういったネットの中で誹謗中傷を繰り返して差別をされるということになったら、そのことを是認すること自体、私はおかしいと思います。

私がこうした発言を声高に申し上げる中には、私自身の名誉棄損にあたるということで、農村木島平とともに裁判に訴えたことがありました。そういった行為がどこから始まったか、その元を調べてみました。そうしますと「爆サイ」という誰もが匿名での書き込みが行なえる掲示板。この掲示板自体、誹謗中傷などの書き込みが多く、事件につながるというように言われている掲示板でありまして、これは当初、飯山市の専用掲示板に「農の拠点施設の建設についてどう思うか」というような書き込みがあったわけでありまして、この掲示板に匿名の書き込みがあり、ついにはファームスの専用の掲示板が立ち上げられたと。さらにこの掲示板に多くのアクセスがあり、いわゆる炎上というようなことになったわけでありまして、ついには、インターネットの検索で「木島平」と検索しますとトップの上まで盛り上がってしまったという時期

がありました。知らなかった人も一体何があったのかと、多くの人たちがこのページを開くことになり、目に触れるということになったわけであります。農村木島平やファームスの指定管理を農村木島平がファームスの指定管理を任されていたということで、ファームスの営業妨害に直結する書き込みや従業員に対する誹謗中傷の書き込みが頻繁に行われまして、ついには開示の裁判を行うまでに大きな問題となったわけであります。従業員の苦しみ、これは言うまでもなく会社の裁判費用も大きな出費となったわけであります。しかも当初の書き込みには、議会が役場職員しか知らないようなことが書き込まれ、しかも反対の立場からの書き込みによってネット上でいじめとも言われる状況にまで盛り上げられてしまっていたわけであります。常識で考えれば、役場職員や議員は当然公民であり、匿名でこうした掲示板に書き込むなどあつてはならないことだと誰しも理解できると思います。こうしたことがこの木島平で起きていた。その延長線上に、冒頭で申し上げた蔓延状態が作られてきたというわけであります。

簡単に取り組むだけでは済まされない大きな問題であると考えております。こうしたことが繰り返されないよう、もちろん職員の指導も含めて指導されることは当然のことと思いますけれども、またこうした事態が発生しないよう人権問題として本腰を入れて取り組んでもらいたい。その思いを申し上げて答弁をお願いしたいと思っております。

議長（萩原由一 君）

日墓村長。

（「はい、議長。」の声あり）
（村長「日墓正博 君」登壇）

村長（日墓正博 君）

先ほど申し上げましたが、村の中でそういう事例があったということは大変残念なことだと思います。ただし、私とすればそういう無責任な情報を頼りに決断してきたことはありません。また、職員についてもそういうことに惑わされないように指導していきたいと思っております。そしてまた、さらには村民の皆さんにも本当に無責任な誹謗中傷で村内の和を乱すということにつながらないようにしっかりと訴えていきたいと思っております。

議長（萩原由一 君）

芳川修二 君。

（「はい。」の声あり）

4番 芳川修二 議員

それでは、次の質問に移りたいと思っております。

「ファームス木島平の運営について」ということでご質問申し上げます。

平成30年度決算の関連資料に、ファームス木島平の集客数の実績として、約5万4千人と報告がありました。指定管理から村が直接管理ということにし、農業振興公社がこの管理にあたってきた実績であります。

ファームス木島平のオープンの平成27年度、実績では集客数が17万2,500人余、売り上げが約5,250万円。翌28年度には、14万6,250人、売り上げで5,085万円。翌29年度は、集客が約10万人、売り上げが3,000万円余との実績が報告されているわけであります。この3年間は、言うまでもなく農村木島平(株)が指定管理を任されてきた。

これだけの実績がありながらも議会からの強い要請によって、突然、農業振興公社に管理を任せるという決断をされたと認識しております。

6月の答弁では、方針転換によって関係者に迷惑をかけたという答弁がありました。単に迷

惑だけではなく、会社、あるいは関係者その人たちが極めて大きな損害を受け、その結果として実質的には農村木島平が排除されたという形となってしまったわけであります。このことに対し、会社の経営陣をはじめ、出資者、あるいは従業員等、大勢の関係者が、村に対し、また、関係した諸氏に対し、大きな不満とともに恨みともいえる感情を抱いている現状があるわけであります。

村長自身もある程度感じているとは思いますが、公平公正であるべき行政では、あってはならないことであると思えます。

補助金を返還したらとの議論がなされ、その後、村長の判断として施設の存続を決断され、様々な取り組みを進めていることにつきましては、高く評価し、また、取り組みに関係されている各位には敬意を表したいと思えます。

今、過疎に悩み、人口減少に悩み、目立った産業もない村でこの施設を成功させることは十分な可能性があり、この施設の数年間での成果を作らない限り、ただ寝ていては村の活性化が図れるわけがないと私は見ます。村が、村民が力を合わせてこのことに取り組むことで必ずや成果が出ると確信しております。平成30年度の実績をみますと、あるいは、現在、加工施設がほとんど使われていない現状等を考えるとあまり順調にっていないのではないかと思います。村長にすれば、厄介な施設を背負い込んでしまったなあというような思いもあるとは思いますが、先ほどの丸山議員の肉の加工施設についても、実は農村木島平時代、そこで肉を分けてハンバーグを作るといような作業が行われ、実際にそのハンバーグがレストランに提供されておりました。

それから、規模が大きな施設であり指定管理は難しいとの答弁もありました。指定管理については、規模が大きいから無理ということはまったく関係なく、今、道の駅として大成功をしている例として、群馬県の川場村の「田園プラザ」があります。これは、過疎地域の成功事例とも言われていまして、年間180万人の来客があるという施設であります。

また、軽井沢の発地市庭（ほっちいちば）、これについては、先日、テレビ番組での取材があり放映されましたけれども、道の駅ではありませんがファームスと似たような形態で、規模はファームスの数倍あるわけであります。大きな施設で、町が整備し、民間の事業者指定管理を任せている。国道からはかなり離れた農地のど真ん中にポツンと建設された施設であります。閑散期にはウォーキング等のイベントを仕掛け、賑わいのある施設として経営も順調にしていると聞きます。

全国にはいくつもの成功事例の施設がありまして、こうした施設を参考にしながら、せっかく作った村の施設であります。大きな可能性もあるわけでありますから、大方の村民は、反対者を除いて、大きな期待を寄せているものと思えます。

そこで次について、村長に答弁を求めたいと思えます。

今でも直接管理をするという判断について、正しい決断であったと思っているか。

これについては、今、私が質問で申し上げたことを考慮しながらお願いをしたいと思えます。

今後とも現状の管理の形態で運営をしていくと考えているのか。

この2点について質問を申し上げます。

議長（萩原由一 君）

日碁村長。

（「はい、議長。」の声あり）
（村長「日碁正博 君」登壇）

村長（日碁正博 君）

それでは、「ファームス木島平の運営について」というご質問にお答えいたします。

6月議会でも申し上げましたが、農の拠点、ファームス木島平を将来に向けて活用していくと決めた段階で、老朽化した旧工場部分の大規模な屋根改修が必要だということが分かりました。この部分は現在、主にマルシェホールや加工室となっておりますが、今後、村や村民の意向により、より柔軟に対応しながら、利用計画や改修計画を立てる為には、村が直接管理すべきと考えました。現在でもその考えは変わりません。現時点では、主に交流ホール側を農業振興公社で活用し、マルシェホールは観光振興局で使っております。現在の管理形態が将来とも最善とは考えておりません。

さらに、建物だけでなく、敷地の有効活用も検討していきたいと思えます。しかし、村が新たに施設を整備することは困難であります。最近では村内の有志が大イベントを行い、大変賑わいました。また来月の北信州ハーフマラソンではスタート地点になります。様々な方法で集客力を高めていきたいと思えます。先ほど川場村の例を出されましたが、民間活力により集客力を高めていくことも検討してまいります。

議長（萩原由一 君）

芳川修二 君。

（「はい。」の声あり）

4番 芳川修二 議員

屋根の雨漏り等で大規模改修の必要性が生じたと答弁されました。当初から村側と議会でこの辺の調査をし、雨漏りなら完成してから補修で直せば良いではないかという申し合わせがあって、そのまま屋根を直さず完成を見たというような恰好であります。これについては、当時の担当者もいるわけで、十分承知していると思えますが、大規模な改修ではなく、営業に影響しない範囲で、修繕工事で十分間に合うと私は考えております。

今の質問で群馬県川場村、また軽井沢の発地市庭を例として申し上げましたが、村長の考えるこの施設の将来像はどうあるべきか。また、どのようになったら成功と言えるか。私はあえてこの事例を申し上げて、ぜひ調査や視察を行っていただければという思いで上げたわけがあります。もともとのこの施設を作る段階で見本となるべき先進事例、成功事例を学び、組み立てをしてきたという経過があります。そうした方向性を見据えているのか、また、見えていないのか。今ほどの答弁では非常にあいまいでありまして、村長という立場、村政経営と言われるように、会社に例えれば社長という立場にあるわけでありまして、社長が方針を明確に示し、実行の目標を定めない限り社員は動けない。成り行き任せのようにはしか聞こえない、大変失礼かもしれませんが、いつまでにという期限を示し、それに向けて具体的な取り組みを示すべきと思えます。いつまでにという期限はないのか、村長の答弁を求めたいと思えます。

議長（萩原由一 君）

日碁村長。

（「はい、議長。」の声あり）

（村長「日碁正博 君」登壇）

村長（日碁正博 君）

屋根の雨漏りの件につきましては、当初、私が引き受けた際に簡単に補修すれば直るのだろうと考えていた時期もあります。ただ、その調査の中でかなり腐食が進んでいると。このままいくと雪が降った場合に危険性があるということで、すぐに対応しなければならないということでもあります。

先ほど、将来的な構想ということではありますが、実際問題として喫緊の課題は屋根の改修、

それからまた、現在ある加工室の利用形態を決めるのが先決だろうと考えております。これについては、来年、再来年のうちには方針を定めて、3年以内に修繕する道筋をつけていきたいと考えております。

議長（萩原由一 君）

芳川修二 君。

（「はい。」の声あり）

4番 芳川修二 議員

しつこいようですが、再々質問を申し上げます。

大規模修繕のために村でという答弁がありました。残念ながらこれは、私が調査したのと大きな違いがあります。

昨年の3月5日、農村木島平に公募をするから応募するようにと話された。その後、20日には募集しないで村で直接管理をするということになったと農村木島平側に伝えたとのことであります。この間に議会の幹部3人が村長に農業振興公社に管理をさせるようにしないと予算を通さないと申し上げた。しかも議会の総意だと。そこまで言ったそうであります。その議会の総意というのも、実はそうではなかった。そうやってきたので了解するようにと、後ほど了解を求めたということでありました。一部議員は反論をしたが、多勢に無勢、どうしようもなかったということでありました。

先ほどの人権の質問で申し上げましたように、こうした暴挙、私はそうと思いますが、それが行われることによって、農村木島平株式会社は不当な扱い、大きな損害を受けたと思います。村民の有志38名が出資し、16人の社員がいると。身銭を切って、そして人生と生活をかけて真剣に取り組んでいた会社を排除された。排除されたことによって莫大な費用を投じて隣の工場を借りて改修し、事業の存続に懸命に取り組まざるを得なかった。あるご老人が言っていました、見せしめに隣の工場を改修したと。これはかなりおかしな発言であります、そんなことも直接お聞きをしました。

村長という立場は、言うまでもなく法に基づき全村民公平に行政運営をすべきであり、いくら後援会の幹部であろうと、いったん村長という立場にたったら、全村民の村長という立場になるわけでありますから、一部の村民が不公平な扱いを受けることは断じて行ってはならない、言うまでもないことであります。もし、この質問に反論があったらお聞きをしたい。

また、この突然の方針転換によって、思ってもみなかった農業振興公社。もちろん準備やノウハウもなく上からの命令に反発するわけにもいかない、そのことに対する不満がこれまた農村木島平に向けられたと聞いております。

ファームスの従業員、農業振興公社の職員もそうありますが、その発言として農村木島平の商品は絶対買わない、そういうことも私の耳に届いたわけでありました。これはおかしいと恐らく村長も思われると思うのですが、公募に応じて研修を積み出資し、一生懸命村の特産品開発あるいは販売に取り組んでいる会社に対し、こうした差別的な雰囲気広がってしまっている。あってはならないことだと。当然、全ての村民が思うところであると思います。

先ほど言いました反社会的な組織、税金を払わない、そうした理由があるなら仕方ないわけですが、気に入らないというだけでいわゆる差別的な扱いを受けている。この人口減少が続き、目立った産業の乏しいこの村で足を引っ張るようなことが公然と行われている。済み良い村とは程遠い状況である。この村に未来はあるのか。そう感じているのは私一人ではないと思います。

これについて、村長の答弁を求めたいと思います。

また、農村木島平では加工施設をフルに使ってチーズの製造、米粉パンの製造、米粉パンに

つについては村の給食を一時受けていたことがありましたが、それが村の方針転換によってあの工場では作れなくなったと。また、米粉パスタの製造、ジャムの製造、レストラン用のハンバーグの製造、おこわや笹寿司、弁当の製造販売、木島平米の販売、スムージーやアイスクリームの製造、根曲りだけの加工、ケーキ類の製造、それこそ多岐にわたって加工施設を活用した営業の努力を積み重ねていた。また、イベントの開催をし、連休には車が停めきれないということで交通整理に苦勞をしていた。また、イベントにあわせて道路にPR用の看板、捨て看を置いて誘客をしていた。5月には鯉のぼりを上げ、また、羊の放牧をし、多くの来客と売り上げを積み上げていたわけであります。残念ながら今の状況を見ると雲泥の違いがあるわけであります。なぜ排除しなければならなかったのか、多くの村民の皆さんは、この施設に対する大きな期待があったはずであります。迷路に迷い込んでしまった。私からすればそういった状況にも感じるわけであります。多くの税金を投入しているわけであり、これは現在の管理等に関してですが、1日でも早くきちんとした計画を作り、前へ進むべきと考えます。

いずれにしても、村長が方向性を見出し、具体的な指示を出さなければ、漫然と時は過ぎていってしまう。税金の無駄遣いということになってしまいます。村の職員、また、農業振興公社の職員、安定した収入が保証され、できれば土・日・祝日に他の職員と同じように休みたい。まったく違った業種、ノウハウも経験もない。頑張っている現場には敬意を表するわけでありますが、事業が成功するかどうかは、そこに働く人材によって決まるわけであります。一刻も早く解決に向けて、その準備を進めるべきと思いますが、村長の見解をお聞きしたいと思いません。

議長（萩原由一 君）

日墓村長。

（「はい、議長。」の声あり）
（村長「日墓正博 君」登壇）

村長（日墓正博 君）

最後に、1日も早く方針をとという話がありました。先ほど申し上げたとおり、1年、2年のうちに見通しを立てて3年目にはしっかりと改修等に着手をしていきたいと考えております。当然それについては、議会はもちろん村民の皆さんにも理解していただける形でないとだめだろうと思えます。

そしてまた、公社の職員がという話がありました。これについては、現場の方にしっかり指導をしたいと思えます。

それから、農村木島平につきましては、村の農産物を使った加工品等を開発していただいたことについては、敬意を表しますし、また、現在も取り組みをしているということで感謝を申し上げたい。これについては、村の企業として、村で支援できることはこれまでも支援してまいりました。先ほど迷路に入っているという話がありましたが、私とすれば、もっと前の段階から迷路に入っていたのかなど、そんな感じもしております。1日も早く迷路を抜け出して村民の皆さんに愛される、親しまれる、そして多くの皆さんを受け入れることができる施設になるように努力をしてまいりたいと思えます。

議長（萩原由一 君）

以上で、芳川修二 君の質問は終わります。

（終了 午後 1時55分）

議長（萩原由一 君）

以上で、本日の日程は終了しました。
本日は、これで散会します。
ご苦労様でした。

(散会 午後 1時55分)

令和元年9月第3回 木島平村議会定例会
《第3日目 令和元年9月11日 午前10時00分 開議》

議長（萩原由一 君）

おはようございます。

（全出席者「おはようございます」）

議長（萩原由一 君）

ただ今の出席議員は、定足数に達しております。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配布のとおりです。

日程第1、一般質問を行います。

一般質問の順序については、議会運営委員会において抽選のとおりです。

9番 江田宏子 さん。

（「はい、議長。9番。」の声あり）

（9番 江田宏子 議員 登壇）

9番 江田宏子 議員

私は通告に基づきまして、3項目の質問をさせていただきます。

まず1項目目は「『安心して暮らせる村』の体制づくりに向けて」ということで、2つの観点から、村の対応や考えを伺います。

まず「身寄りの無い方の支援制度」についてです。

入院や手術をする際、また、施設への入所・入居などの際は、多くの場合、身元引受人や保証人を求められます。保証人についても、同居する家族以外を指定する場合もあり、実際、急な入院や手術の際に困ったという経験のある方もいらっしゃいます。

全国的にも、今後そのような方々が増えることが見込まれるため、厚生労働省では、今年度、県や市、医療機関等にガイドラインを提示しました。

村の中でも、現在、身寄りの無い方がいらっしゃると思えますし、今後も増えてくると思いますが、村としては、そのような方々、またはそのような状況に際し、どのような対応・取り組みをされているか、現状と今後の取り組みについて伺います。

例えば、対象者の把握はどのようにされているか、入院や施設入所など、そのような状況になる前の対象者への対応。また、そのような状況になった場合の対応について。そしてまた、病院や施設側と村との連携はどのようになっているか伺います。

2点目は「介護支援ボランティア制度」についてです。

介護支援ボランティア制度は、厚生労働省でも推進している有償ボランティア制度で、65歳以上の方の「介護施設などでのボランティア」に対し、ポイントを付与し、ポイントがたまると換金できるという制度です。

このことは、ボランティアの拡大、いきがい対策、介護予防、ひいては介護保険料の軽減につながる取り組みとして評価され、既に取り組んでいる自治体もあります。

また、この制度をもとに、年齢の拡大や、ボランティア内容の拡大など、独自の取り組みをしているところもあります。

本村でも、今後、安心して暮らせる村、支え合いの村づくりとして、この制度、または、この制度をもとにした独自の取り組みをしてはいかがでしょうか。

村長の見解をお伺いします。

議長（萩原由一 君）

日墓村長。

（「はい、議長。」の声あり）
（村長「日墓正博 君」登壇）

村長（日墓正博 君）

それでは、江田議員の「『安心して暮らせる村』の体制づくりに向けて」というご質問ですが、ご指摘のとおり、高齢化の進行によりまして、住居や財産管理など新たな行政課題が生まれてきております。

ご質問への対応について、担当課長から答弁をさせます。

議長（萩原由一 君）

竹原民生課長。

（「はい、議長。」の声あり）
（民生課長「竹原雄一 君」登壇）

民生課長（竹原雄一 君）

「『安心して暮らせる村』の体制づくりに向けて」、その中の1つ目、身寄りのない方の支援制度についてお答えいたします。

対象者につきましては、日頃から地区担当の民生児童委員、社会福祉協議会、そして村担当課の間で情報共有を行い、把握に努めております。

入院や施設入所などの状況になる前の対象者の把握ができた場合には、対象者の状況の変化を見守ることとしておりますが、預金の出し入れや公共料金の支払いなど日常生活に欠くことのできない不安が出てきた場合には、社会福祉協議会が行っております日常生活自立支援事業のサービスの利用を勧めております。

さらに、全般的に不安な部分が増してきて、判断能力が不十分な状態になりそうな場合には、財産管理、身上監護を目的とした成年後見制度の利用を勧めることとなります。

著しく生活が困窮し、収入を得ることができない状態となった場合には、福祉事務所に相談し、生活保護を検討いたします。

病院への入院や手術、また、施設への入所・入居等が必要となった際には、身元引受人や保証人を求められた場合の対応につきましては、村は、保証人にはなれませんので、このような状況になる前に、ご本人から親族についての情報をお聞きしておくことが、対応として必要な事柄となります。しかしながら、全く保証人になる方がいない場合には、保証人なしで入院や手術、また、施設への入所・入居等をお願いすることとなります。

その際には、村担当課は、しっかりとサポート態勢をとることとし、それまで関わってこられた社会福祉協議会、成年後見人、福祉事務所などの関係機関等とも連携して対応することとなります。

また、病院のケースワーカー、施設のケアマネージャーとも連携を密にして対応してまいります。

続きまして、介護ボランティア制度についてお答えいたします。

厚生労働省の介護予防・日常生活支援総合事業の実施状況、平成29年度実施分ではありますが、その実施状況に関する調査結果の概要の中で、高齢者等による介護予防に資するボランティア活動に対するポイントの付与を行った市町村数は、378市町村と、全市町村数の21.7%が実施していると報告されています。

村では、社会福祉協議会に村のボランティアセンターの運営業務を委託しておりまして、こ

のボランティアセンターにおいて、有償ボランティア制度、ボランティア活動に対するポイントの付与について、調査、研究を進めていただいております。村といたしましては、この進捗状況を見守るとともに、先進事例等の情報収集を進めていきたいと考えております。

以上であります。

議長（萩原由一 君）

江田宏子 さん。

（「はい。」の声あり）

9番 江田宏子 議員

今、答弁いただいた中で対象者は把握されているということですが、どのような方が対象になっていらっしゃるのでしょうか。対象者というのが高齢者や介護の必要な方、障害のある方に限られていないのでしょうか。

まだ高齢者にならない年齢でも、身寄りが無い、または本人が倒れた場合の連絡先など不明という場合もあるのではないのでしょうか。

そのような方に対しても、村民ということの証明などで、入院や手術等ができるサポート体制を取ることは可能なのでしょうか。

また、病院から問い合わせがあった際、住民であることが確認できればOKであるような病院と村との連携があれば良いと思いますけれどもそのような連携はされているのでしょうか。

また、このような体制について、相談・連絡はどこで行っているのか。社協なのか包括支援センターなのか。そのようなことが村民の皆さんに周知されているかどうかお伺いしたいと思います。

次に、介護支援ボランティア制度についてですけれども、ボランティアセンターの運営業務は社協に委託しているのは私も存じております。しかし、あくまでも実施主体は村であり、村としての考えが大事だと思います。

介護支援ボランティア制度も同様で、実行部隊は社協等でも、実施主体は各自治体でなければいけません。介護予防事業として自治体で制度の運営を行なうこととなっています。

先ほどの答弁では、有償ボランティア制度やポイントの付与について、ボランティアセンターで調査研究を進め、村としては進捗状況を現在見守っているということでしたが、どのような状況なのか、社協とボランティアセンターと協議を進め、村として積極的に提案したり、関わったりしていくことも必要だと思いますけれども、見解をお伺いします。

議長（萩原由一 君）

竹原民生課長。

（「はい、議長。」の声あり）

（民生課長「竹原雄一 君」登壇）

民生課長（竹原雄一 君）

お答えいたします。

先ほど、最初の答弁でお答え申し上げましたのは、把握ができた場合にはということでありまして、施設入所などへの状況になる前の対処が把握できた場合には、各種サービスについてご案内するというか、利用を勧めるということを行うと申し上げましたところでございまして、実際にいろんなケースがございしますが、その把握につきましては、常日頃、先ほど申し上げましたように民生児童委員、それから社会福祉協議会と常に情報共有をしながら把握に努めてお

ります。

サポート体制につきましてであります。主に高齢者につきましては村の包括支援センターを中心といたしまして、サポート体制を組みまして、関係する部分があれば社会福祉協議会と福祉事務所とサポート体制を組みまして行っております。

病院との連携につきましては、実際に入院された場合には、病院のケースワーカーさんと連携を密にしながら、それからこちら側にケアマネージャが付いていた場合にはケアマネージャと連携しながら進めておるところであります。

どこで行われているか、ということではありますが、病院に入院された場合には病院で行うことがあります。それから、事前の打合せとして村の包括支援センターでケアマネージャーと相談するというところで行っております。

それから、高齢者でない場合、ということではありますが、この場合には村の担当課、それから社会福祉協議会が関係してくだされれば社会福祉協議会、それから福祉事務所と連携をしながら行っております。

それ以外に毎月私も民生課の方では、サービス調整会議を開催しております。その中で社会福祉協議会の担当者も出席いただきまして、常に高齢者、障がい者の情報を絶えず共有しながら漏れ落ちのないように把握に努めているところがございます。

介護ボランティアの関係の質問でございますが、先ほどの答えでも申し上げましたように、調査・研究を進めてくださっている社会福祉協議会におきまして、調査・研究を行っていただいておりますので、その状況を見守っていくということでもありますし、村といたしましても、お答えいたしましたように先進事例等、それから近隣の状況の情報収集をしながら進めていきたいと思っております。

以上であります。

議長（萩原由一 君）

江田宏子 さん。

（「はい。」の声あり）

9番 江田宏子 議員

再々質問させていただきます。

今の答弁では、先ほどの答弁とほとんど同じようなことで、先ほどの答弁をいただいた上で再質問させていただいたので、ボランティアセンターの関係については、実施主体があくまでも村なので、村の意向が大事ではないかと。もちろん社協ボランティアセンターの状況、対応できるかどうか、その辺の調整は大事だと思いますし、調査の進捗状況を見守りながら、というのも、もちろんそのとおりだと思いますが、村としての考えを社協の方に伝えていく、そこで調整をしながら、村としてやるのかやらないのか、その辺は村の意向だと思いますので、積極的に関わる考えがあるかどうか、お伺いしたいと思います。

それから、身寄りのない方ということですが、もちろん民生委員さんは、高齢者、障害のある方等々、把握されていると思います。民生課の方でも社協の方でも把握されていると思います。ただ、そこに引っかかるというか、例えば、私に身寄りがなかったとします。その時に急に倒れて病院に行った時に、「身寄りがありません」という時に、村として対応できるかどうか。「この方は村に住んでいる方なので」という保証、保証という言い方が適切なかどうかは分かりませんが、「村の住民であることを証明します」ということで病院はOKしていただけるかどうか。そのように、健康体の方であっても、こういう状況になって初めて、「あ、私は身寄りがなくてどうしましょう」という状況も考えられますが、その辺の把握・対応は考えられているかどうか、お伺いしたいと思います。

議長（萩原由一 君）

竹原民生課長。

（「はい、議長。」の声あり）
（民生課長「竹原雄一 君」登壇）

民生課長（竹原雄一 君）

最初に、身寄りのない場合の対応であります。今、1つ対応しておりますのが、身寄りのないと言いますか、一人暮らしの高齢者世帯に冷蔵庫の中にボトルを入れまして、そのボトルの中に緊急連絡先が書かれているものを、民生委員さんを通じて設置しております。そういった対応もしております。それでも、全くその把握から漏れている身寄りがない場合に、救急車で運ばれるという場合には、連絡をいただければ、村の担当の係の方で対応をいたします。

それから、介護ボランティアの関係であります。調査・研究を進めていただいている社会福祉協議会、それから先進事例の収集を進めている村ともども情報が揃った段階でどのようにもっていくかということを考えていると思っております。今、現時点で村の意向と言いますが、村としての考えとしましては、情報収集をした後にしっかりと考えてまいりたいと思っております。

以上であります。

議長（萩原由一 君）

江田宏子 さん。

（「はい。」の声あり）

9番 江田宏子 議員

それでは、次に「教育委員会の方針と学校の取り組みについて」2つの観点から教育委員会としての考え方と学校の取り組みについて教育長にお伺いします。

まず、「クラス替え」についてです。

木島平の小中学校でのクラス替えは、小中一貫体制の9年間を、前期4年、中期3年、後期2年に分けたカリキュラムの基で行なわれていることと理解していますが、現在、小学校では、5年生になる時、中学では2年生になる時の9年間でトータル2回のクラス替えです。

長野県の学校はクラス替えが少ないと話題になることもありますが、他県では2年ごと、最近では、毎年、クラス替えを行なっている学校も増えているようです。

ちなみに、おひさま保育園では、毎年クラス替えが行なわれているそうです。

クラス替えは、子どもたちにとって不安もある半面、期待感もあり、自分の気持ちを切り変える良いチャンス・タイミングになるとも言われています。

また、中学校卒業以降の新しい人間関係・多様な人間関係を作る上で、「不安感に対する免疫」や「コミュニケーション力の醸成」につながるとも言われています。

まとまった良いクラスであれば良いのですが、友達関係で悩んでいる子どもにとっては、クラス替えが救いになる場合も多々あります。

そしてまた、クラス替えにより、いろいろな先生の視点が入ることのメリットも大きいと思います。

小中一貫。木島平の場合は、実質は小中連携の形をとっていると思っておりますが、10年経過した今、その検証項目のひとつとして、クラス替えのあり方・必要性についても、様々な観点から検証してみてもどうでしょうか。

また、1クラスしか無い学年も増えている中、クラス替えを補う配慮として、どのようなこ

とに取り組みられているか、または今後取り組まれるかお伺いします。

2点目は「LGBT、性的マイノリティ・性的少数者の方への配慮」についてです。

近年、LGBTについては、芸能人やドラマなどの影響もあって、その認知度や関心は高まってきています。

LGBTの方の割合は、左利きやAB型の方と同程度と言われていることを考えれば、そのような方が身近にいることはごく当り前のことですが、社会全体での理解や配慮はまだまだ進んでいないと思われまます。

特に学校現場では、教師の対応如何で、いじめにつながったり、子どもの心に大きな傷を残したりすることも懸念され、ほかの人権教育と共に、このLGBTについても、人権感覚を磨く取り組みが求められ、そして身近な取り組みや対応が、子どもたちの人権意識を高めることにもつながります。

考えられることとして、例えば、中学校の制服・トイレ・プール・着替え・修学旅行や宿泊体験等での入浴などがあります。

そこで教育長にお伺いしますが、教師・児童・生徒への人権教育の取り組みや配慮として、現在、村内の学校ではどのような対応がされているか、また、対応されていない点については、今後、どのような取り組み・対応を検討されるかお伺いします。

議長（萩原由一 君）

小林教育長。

（「はい、議長。」の声あり）
（教育長「小林 弘 君」登壇）

教育長（小林 弘 君）

江田議員の「子どもたちにとっての望ましいクラス替えのあり方」について、お答えいたします。

クラス替えについてのメリットについては、子ども同士の間関係、教師との関係、不登校、いじめ、安心できる居場所等々の観点から、江田議員が言われる通りであります。

ただ、おひさま保育園の毎年のクラス替えには、それなりの理由があります。それは、幼少時にはできるだけ多くの保育士や友達に接してほしいという願いがあるからであります。

年中から年長組に上がる時は、担任が替わらず持ち上げる場合もあり、また、該当のクラスの全ての保育士が替わるということはありません。必ず誰かが引き続き関わって持ち上げております。

他県のクラス替えについては、それなりの理由がるものと思われまますので、ここでの言及は控えさせていただきます。

木島平小学校、中学校のクラス替えについて、結論から先に申し上げます。

現段階では、現状通りの4年生から5年生への進級時、中学校2年生への進級時の2回のクラス替えといたします。理由は、教育委員会としても、学校としても現状維持で問題はないと考えているからであります。

しかし、今後、複数の問題が生じ、クラス替えの回数の変更が課題となった場合は、検討いたします。

現在では、6・3制の学年区切りが導入された昭和20年代前半の子どもと比較すると、身長や体重の伸びが当時よりも2年程度早まっており、身体的発達が早期化しております。また、国が調査した「義務教育に関する意識調査」によりますと、小学校4年生から5年生に上がると、学校の楽しさや教科の好き嫌いなどの割合が下がる傾向が見られます。

このような小学校4年生から5年生時の成長過程における学校に対する意識の変化等に適切

に対応する観点から、木島平村ではこの時期のクラス替えを実施することにしております。

また、小学校から中学校への進学に際し、新しい環境における学習や生活に不適應を起こす、いわゆる「中1ギャップ」と呼ばれる現象への対応策として、5年生から中学校1年生まで同じクラスで学習・生活することが現段階では有効と考えております。

次に「1クラスしかない学年への配慮、今後の取組み」のご質問にお答えいたします。

小学校では、現在4年生から6年年生は単級であります。当然3年後には中学校も全ての学年が単級になります。

このような状況下、学習指導・生活指導を計画的に行うことにより、次年度及び再来年から導入される「新学習指導要領」で謳われております「主体的・対話的な深い学び」に向けて教育環境の一層の充実を図ってまいりたいと考えております。

具体的には、異学年の交流の促進やより多くの教職員との関わり、さらに地域の皆さんとの関わりの中で、多様な人間関係の形成を図ってまいりたいと考えております。

次に、「LGBT」の関係ではありますが、「教師・児童・生徒への人権教育の取組みや配慮」についてお答えいたします。

まず、人権問題の研修では、保育園・小中学校の教職員を含めて、村民の皆さんには毎年若者センターで、年2回開催されます人権同和教育研修講座に参加し、人権問題に関心を持ち、同時に人権意識を高めていただいております。今まで、同和問題・女性の人権・子どもの人権・障がい者の人権・アイヌの問題・多文化共生と多文化理解、東日本大震災で被害を受けた皆さんの人権等をテーマにした講演を実施し、さらに昨年6月には「性同一障がいの現状と課題～当事者の生きがたさ～」と題して、松本市在住の当事者から自己の生涯を語っていただき、参加者からは大きな反響がありました。このように当事者の声を直に聴く研修は、大変心に響いたという感想が多くありました。

学校における教師自身の人権感覚の重要さは言うまでもありませんが、先生方は、先ほどの本村の研修だけではなく、あらゆる所で授業参観、研究大会、自己研修、実践等々を通して、常に人権意識の高揚、人権感覚を磨きながら教育に当たっています。

現在、小中学校共に「トイレ・プール・着替え・修学旅行の入浴」等に対する配慮には「性の多様性」に配慮した事項に入っておりませんが、女子生徒の夏の制服につきましては、どちらかの選択制でということですがスカートでもスラックスでも可となっております。また、以前は通学カバンの縁取りであります「女子はエンジ・男子は紺」でしたが、現在では男女共に「紺」一色の縁取りになっております。この取組みも人権に配慮した一部分と言っても良いと考えます。

「性の多様性」「性的マイノリティ」等をメインのテーマとした授業は、今まで小中学校共に、実施しておりません。しかし、今後、新たな課題となった場合は、教師間・家庭・当事者と慎重にも慎重を期して、差別が助長されないよう十分相談しながら、かつ拙速にならないような対応策を、当事者の人権を最優先してまいりたいと考えております。

先生方には「性の多様性」「性的マイノリティ」の人権課題は、日々の大事な研修課題のひとつとして捉えてほしいと願っておりますし、教育委員会としても研修の機会を考えていきたいと考えております。

議長（萩原由一 君）

江田宏子 さん。

（「はい。」の声あり）

9番 江田宏子 議員

再質問させていただきます。

まず、1クラスしかない学年への配慮ということですが、他学年との交流を通じてということも分かりますが、以前、小学校が3校あった時には、各学校とも単級でした。全ての学年が1クラスしかなくて、6年間同じ顔ぶれということで、中学に行って3校集まって、また新たな人間関係ができるということがありました。その前に5年生の海の学習や6年生の修学旅行等の前にして、3校の同じ学年同士で交流したということもありました。

例えば、年に何回か、近隣の小学校と同じ学年同士で交流活動なども考えられないか。例えば、給食を食べに行くとか、今も遠足と言うのでしょうか、校外授業と言うのでしょうか、どこかで一緒に校外授業をするとか、そのような取り組みも有効ではないかと思えますけれどもいかがでしょうか。

それから、LGBTの配慮についてですけれども、現段階では、まだ取り組みとしては不足する部分が多々あると感じます。

先日、テレビ番組で紹介された当事者の声には「詰め襟の制服を着るのがつらかった」「体育の時間の着替えが死ぬほどつらかった」などと切羽詰った声がありまして、親にも誰にも打ち明けられない中で悩むつらさが伝わってきました。そのような悩みを抱える生徒の中には、自殺を考えたことのある生徒の割合も多いと聞きます。

最近では、制服をブレザータイプに変えた学校や、誰もが使えるトイレの位置づけなど、できることから改善に取り組まれている学校も多く、その取り組みを通じ、「多様性を受け入れる」という児童・生徒の人権教育にもつながっているとされています。

質問の中でも申し上げましたように、左利きの割合やAB型の割合と同程度、しかもその児童・生徒がづらい思いをしている、悩んでいるのであれば、そのつらさを少しでも軽減できるよう、対応できるものから、早急な対応を検討する必要があると考えます。特に、中学生であれば、そういう生徒がいた場合、「どのような対応が必要だと思うか」生徒と共に考える機会を持つことも良い人権教育になるのではないのでしょうか。

教育長の見解をお伺いします。

議長（萩原由一 君）

小林教育長。

（「はい、議長。」の声あり）
（教育長「小林 弘 君」登壇）

教育長（小林 弘 君）

最初の再質問の5・6年生の3校交流というお話、それから近隣の学校との交流というお話がありました。実際にこれからそういうようなひとつのアイデアという形で、近隣でお互いの交流というようなものが出てくるかなと思っております。

現在であります、まだすぐそこまで行かなくても、例えば、小学校の場合、もちろん今、単級のところもあるわけですが、総合的な学習の時間ということで、5年生の稲の栽培があります。そういう場合は、それぞれの個のテーマ、そしてまた課題解決、また、地域の皆さんとの関わりが非常に多くあるわけがあります。また、今年の場合ですが、6年生は昨年5年生の時の稲の栽培を反省したことで、自分たちでその課題を解決していこうというような取り組みをしていました。やはり、自分たちでやる、そしてまた地域の皆さんとの複数の目で子どもたちを育てる、そういう地域力の支援も考えております。また、さらには、今は5年生では八丈島、そして調布市の方でも稲の栽培をしているわけですが、遠隔事業という形で5年生・6年生の情報、そして自分たちが実際にやって克服した点とか、そういう同じテーマで話し合いをするというようなことも、子どもたちのコミュニケーション、いろいろな生徒たち・子どもたちとの交流ができていくかなと考えております。

また、中学校であります。現在、長野市では2校ほど学級担任の見直しということを行っております。学級担任のところにプラス副任の先生がつきまして、交代制でやっているというようにあるわけであり。実際に中学校が単級になりますと3クラス、そこにプラス特別支援学級の1クラスが入りますと4クラスとなります。実際に県の教員の配当表となりますと、担任は4人プラス専科3人ということで、県費職員は7人しか配当されません。そういうことで、非常に少ない教職員の中でどのように多くの先生方と接しながらやっていくかということもあるわけであり。例えば、学連会とかチーム学連、または全体で学校を作っていくというようなことで情報を密にし、何かトラブルがある場合には共有するというか、いろんな先生と接して、多くの価値観に接する、そんな単級ならではの学校運営、子どもたちの充実した教育環境を設定できれば良いかなと考えております。

それから、LGBTの当事者の深刻な悩み、性の多様性に対する環境ということで、児童・中学生にどのように配慮していくかということでもあります。

学校では、養護教諭をはじめ、担任の先生と日々の子どもの悩みに等については、面接や日々の観察を通して、「この子どもは非常に悩みを持っているな」というような観点から接しているわけであり。特にこのLGBTの関係につきましては、なかなか本人が自分で自己を表出しないと。自己の中にその悩みを持っているというようなことが見えないという場合もあるかなと思っておりますが、その辺のことはあらかじめこうだよということではなくて、日々の子どもの対する生徒理解という面でやはり必要になった場合には、それぞれ先ほど申しましたいろんなところに配慮をして、子どもたちの安全・安心な学校生活に寄与していきたいと考えております。

議長（萩原由一 君）

江田宏子 さん。

（「はい。」の声あり）

9番 江田宏子 議員

再々質問させていただきます。

今のLGBTの対応についてですけれども、日々の子どもの様子を見て、必要になったらという答弁でした。

本人は誰にも言い出せない。親にも言えない。親は成人してからカミングアウトされて初めて知ったというような例もあります。

それであれば、その子どもたちの様子を見ていてもなかなか悩んでいることに気付けないということもあり得ます。なので、誰もがLGBTの子ども・生徒、LGBTを特別視するのではなく、当たり前前に生活できる多様な性を持った子どもたちが当たり前前に生活できるような配慮として、例えば、今後、制服の検討だったり、他の学校で取り組まれていたりしていることとして、障がい者トイレなどを誰もが使えるトイレ、もちろん誰もが使えるトイレなのでしょうけれども、そういう位置付けで子どもたちに人権意識を持たせる。人権感覚を磨く、当事者も全然気にせず使える、そのような対応が必要ではないかと。そういう検討もしていくのが必要ではないかと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

議長（萩原由一 君）

小林教育長。

（「はい、議長。」の声あり）
（教育長「小林 弘 君」登壇）

教育長（小林 弘 君）

LGBTの傾向を持つ児童・生徒の皆さんについて特別視しているわけではありません。

しかし、現在では、生徒理解等々において、現在の木島平小学校・中学校ではそのような特性を持つ子どもたちというのは見受けられないわけではありますが、今後、そういうようなことが見受けられる、または心配されるというか、必要な場合には当然ながらトイレ、他の施設等についても考えていかなければならないと思っております。

特に、小学校の場合には人権教育というようなことで、例えば、トイレの時間も入るトイレ等によってさらにいじめというものが新たに発生しないようなことが必要なわけがあります。

先ほど言いましたこのLGBTについてをメインテーマにした授業はやっているわけではありませんが、いろいろな面でこの人権ということについては日々子どもたちと一緒に学習をしていかなければいけないと考えております。

議長（萩原由一 君）

江田宏子 さん。

（「はい。」の声あり）

9番 江田宏子 議員

それでは、最後の質問です。

「ファームス木島平の状況を踏まえて」ということで3点、村長にお伺いします。

まず1点目は、旧デルモンテ工場跡地の「不動産売買契約」に関わる点です。

「今さらどうして」という声もあるかと思いますが、1ヶ月ほど前に、新たな事実がわかり、現在のファームスに関わる課題、今後の問題も、全てここから始まり、現在に至っているため、このことを村民の皆さんにも知っていただいた上で、これからのことを判断する必要があると考えたからです。

まず、具体的な話をしないと、聴いている方々もわかりづらいと思しますので、この話に至る経緯に触れておきます。

発端は、昨年11月の議会全員協議会で、屋根の大規模改修に関する説明があったことからです。担当職員から、次のような報告がありました。

「特定建築物定期調査で、屋根については是正の指摘を受けた」「専門家の見解では鉄骨の腐食や、構造上の不備による強度不足があり、屋根の大規模改修を早期に実施すべき」、「屋根を全面改修する場合は、概ね、」その説明の当時は「概ね7千万円」ということなどでした。

設計段階でも、屋根は予算の関係で雨漏り補修程度ということだったので、私は「後々また改修費用がかかることが想定されるため、どうしても造らなくてはならないのであれば、トータルの金額を考え、新たな施設をコンパクトに造った方が良いのでは」という指摘もしたのですが、案の定、1年目から雨漏りをし、今回、大規模改修せざるを得なくなってしまった訳です。

この話を受け、建物取得当時の状態はどうだったのか調べようと、当時の書類等を入手したところ、不動産売買契約書、つまり、デルモンテの工場跡地の土地・建物の売買契約書の内容を初めて知ることとなり、その中身にビックリいたしました。

当時の議会でも、その内容について何も説明がなかったからです。

そこには、現状有姿の売買、つまり「耐震性・有害物質の使用・土壌汚染・地中障害物等の有る無しにかかわらず、そのままの状態での引き取りである」ということ、そして、「土壌調査は行なわない」「土地の測量は行なわない」「境界確定は行なわない」「隠れた瑕疵（かし）を含むいかなる瑕疵があっても、一切瑕疵担保責任は負わない」「これらの事項への異議申し立て、その他の費用負担、損害金等の請求は一切行なわないこと」などが村の容認事項として記され

ていました。

不動産取引に詳しい方に確認したところ、現状のままの取引であればなおさら、買い主側は、事前に不動産鑑定士を入れ、各種調査や査定を行い、価格交渉に反映させるのが常であるようですが、村としては事前調査も行なっていないようでした。

ということは、建物が使えない状態であっても、地中に埋まっているものや有害物質などがあっても、全て村の責任で処分しなければならないということです。

そのようなことになれば、誰がどう責任を取るのでしょうか。

この契約書を目にしたほとんどの議員が、「通常ではこんな契約内容はあり得ない」「民間では考えられない」「ずさんだ」という見解でした。

村はなぜ、このようなリスクを丸抱えで取得しなければならなかったのか、改めて疑問に感じるところです。

また、その他の書類も含めて調べる中で、事業の進め方の様々な問題も感じました。

「もう終わったこと。今さら何なんだ」という意見もあると思いますが、決して終わったことではありません。冒頭申し上げたとおり、過去のこととして済まされるものではなく、今回の屋根の大規模修繕含め、今の問題・これからの課題につながる全ての発端です。全てつながっているのです。

なぜこのようなことになったのか、今後はどうすれば良いのか、同じ轍を踏まないために議会共々、これを教訓として、原因を究明・検証し、再発防止策をしっかりと整える必要性を感じます。そして、今後に向けた計画を慎重に考える必要があると思います。

そこで1点目の質問ですが、この契約のあり方、つまり、内容や過程などに対する「村としての見解」と今後の各種契約における対応策、再発防止策を伺います。

2点目として「アスベスト・土壌汚染調査」についてです。

契約書により、通常行なわれるはずの各種調査を行なわない状態で引渡しが行なわれています。そして、その後行なわれた「壁のアスベスト含有調査」では「アスベスト有」という調査結果も出ていることを確認しました。その後、「アスベスト無」という調査結果もみせていただきました。疑いのある部分は撤去したということですが、屋根改修にあたり「安全確認のためにも再調査をした方が良いのでは」と、先日の全員協議会の時に質問したところ、担当室長からは「アスベストは無い」という言葉がありました。

また、土壌汚染についても「大丈夫」という回答をいただいています。

「どちらも大丈夫、再調査は必要ない」ということを、村民の皆さんや来場される方々に明白にし、安心していただくためにも、その大丈夫な理由、根拠をお伺いします。

3点目として「今後の改修費用・管理費等」についてお伺いします。

屋根の修繕とそれに伴う必要な改修をする場合、工法によっても変わりますが、約6千万から8千万円との説明が先日されました。

この冬は交流ホール、カフェ側のホールですけれども、交流ホールへの空調の設置工事が予定されています。

また、先日の全員協議会では、今後、駐車場の舗装工事等も想定されるという話もありました。

例えば、この施設を今後10年間維持するとして、これから想定される費用にはどのようなものがあり、改修費・修繕費はどの程度見込まれるか伺います。

また、交流ホールへの空調設置も想定し、光熱水費を含む管理費は、村の負担分として、年間どのくらい見込まれるのかお伺いします。

議長（萩原由一 君）

日墓村長。

(「はい、議長。」の声あり)
(村長「日躰正博 君」登壇)

村長（日躰正博 君）

それでは、「ファームス木島平の状況を踏まえて」というご質問であります。

昨日、丸山議員の質問にもありました。重要な案件、特に特別な売買契約等についてはあらかじめ議会等で説明し、内容を理解してもらった上で審議をするということは必要だと申し上げました。

その点も含めて、これまでの状況等含めて、担当しております室長に答弁させます。

議長（萩原由一 君）

湯本産業企画室長。

(「はい、議長。」の声あり)
(産業企画室長「湯本寿男 君」登壇)

産業企画室長（湯本寿男 君）

それでは、江田議員のご質問について、通告書に基づきましてお答えをさせていただきます。

まず、1つ目ですが、契約のあり方に対する村の見解の部分についてご説明いたします。

農の拠点整備に係る平成22年7月のデルモンテトマト工場の廃止を受けまして、村側の土地の取得の必要性を持った上で先方との交渉を経た結果、双方合意の上で契約に至ったと認識しております。

また、契約の内容についても現有建物の性質や残存物、状況を考慮し交渉の結果ということだと考えております。

続きまして、アスベスト、土壌汚染の心配はないかという点についてですが、まず、アスベストの件であります。建築段階において疑われる材質についてはすべて撤去してあり、現状疑われる材については、存在をしておりません。

次に、土壌汚染についてであります。お話のとおり、契約段階での調査は行っておりません。もともとは加工トマトを取り扱う食品工場であり、係る環境基準については、水質汚濁防止法による排水規制が対象となる施設となっており、その点については、関係省庁への届出は問題なく済んでいるということでもあります。

今回ご指摘の土壌汚染調査についてでございますけれども、建物はそのまま残しており、調査をするとすると、更地になっていけば問題ないのですけれども、建物があり、また、舗装を含めた造作物もそのままの状況でありますので、調査は難しく、事前の双方の協議の段階で状況を確認してのこと、また、工場の機能や性質上、土壌汚染の可能性は低いということで総合的に判断してのことと認識しております。

なお、仮に悪質な瑕疵があり、著しくこちらが不利になるようなことがあった場合については、別の面からの対応が必要になってくると考えます。

いずれにしても、その時々状況によって判断をしてきておりますことにご理解をいただきますようお願いいたします。

3点目の10年間施設を維持した場合にかかる経費についてであります。今後10年間の経費については、通常の維持管理に係る経費、施設の修繕、改良などにかかる経費になってきますが、いずれも現状の管理形態を続けた場合の試算で、総額3億5千万円と想定されます。

内訳としましては、施設の維持管理経費として年間1,580万円。施設の改修に係る経費として大きなもので、実施については検討中ですが屋根改修が8千万円、駐車場の舗装改修で1千万円、国道403号線の改良に伴う入口改良等が670万円、そのほか厨房や加工

室の冷蔵冷凍庫などの更新を含めると4, 260万円と想定されます。

ただし、施設の維持管理費は、営利部分については、使用者に使用料や光熱水費の負担を求め、村負担を軽減していきたいと考えております。

また、今年度設置する空調設備の電気料の試算ですが、年間48万8千円を想定しております。それを含めた年間の管理費は、建物共済・警備委託・電気自動車の充電機管理等、また光熱水費も含めて年間1, 628万円ほどになります。

以上でございます。

議長（萩原由一 君）

武田総務課長。

（「はい、議長。」の声あり）
（総務課長「武田彰一 君」登壇）

総務課長（武田彰一 君）

江田議員の質問について、契約の締結に関する部分について、確認の意味で答弁させていただきます。

昨日の繰り返しになりますけれども、議案を上程しているものについての説明についてであります。これは、採決を受ける前に常任委員会や議員の全員協議会において必要な資料を提出して十分説明をする。その資料が契約の写しで足りるものか、また、譲渡であればその譲渡条件がしっかりと確認できる資料、そういう資料をしっかりと本会議ではありませんけれども、常任委員会の中で説明をしていくというものについては、昨日説明をさせていただきました。

議員の質問の中にありますように、当時の不動産売買の契約書の内容をここで初めて知ったと、そういうことのないように今後についても工事の請負契約の締結であるとか、財産の取得に関わるものについては、しっかりと資料を持って説明をし、さらに説明理解が不足するものであればどういうものとして説明をすれば良いのか、双方でしっかりとそういうものを認識して、十分理解を得てから本会議に臨みたいという考えであります。

議長（萩原由一 君）

江田宏子 さん。

（「はい。」の声あり）

9番 江田宏子 議員

再質問させていただきます。

2点再質問します。

まず、土壌汚染調査についてです。

先ほどの答弁の中でも食品工場としての有害物質の使用はなかったという理由で、工場廃止の時の調査は義務ではないというおはなしがありました。それは私も確認しております。ただ、近年、土地売買の際の自主調査で、特定施設ではなかったところからも汚染物質が検出される例も増えていると聞いています。

いずれにしても、土地の広範囲な変更など、将来、施設解体時には調査が義務とされる可能性はあります。食品を扱う施設として、今後も維持する考えであれば、この際、汚染物質がないことを証明するためにも、調査をする考えはないでしょうか。

次に、不動産売買契約について改めてお伺いしますが、この不動産売買契約は明らかに買主である村の方が不利になる内容です。これが役場の一般的な進め方、契約内容だとすれば世間一般の常識からは外れており、必要以上の損失を被る可能性も高くなります。

このような契約書の内容や事前調査を行わないような契約の進め方は、役場として一般的な進め方なのか。確認させていただきたいと思います。

議長（萩原由一 君）

日墓村長。

（「はい、議長。」の声あり）
（村長「日墓正博 君」登壇）

村長（日墓正博 君）

土壌汚染についてであります。関係機関と連絡を取って調査というか、連絡を取って確認をしていきたいと思ひます。

そしてまた、土地、建物を含めての売買契約であります。これについては、一般的というよりは、現時点で考えれば、やはり建物と土地を取得したいという村の意向が強かった。そういう面ではまれな契約内容なのかなと認識しております。

議長（萩原由一 君）

江田宏子 さん。

（「はい。」の声あり）

9番 江田宏子 議員

2点、再々質問させていただきます。

まず、今後のこととして、村として、現施設をあとどのくらい維持しようと思ひなのか、または維持できるのか。用途変更、廃止等も含め、様々な想定を比較検討し、今後の計画を慎重に判断する必要があると思ひます。

10年間にかかる経費の見込みは、先ほど3億5千万円というお話がありましたが、もともと老朽化した施設であり、近い将来、想定していない修繕費や見込んでいない経費もかかることもあると思ひます。

村民の方々の中にもいろいろな意見がありまして、「加工施設を再稼働させるために、屋根の修繕に経費をかけるなら、新たな施設、または空き施設の活用で、そこに加工機械を移動させた方が良いのではないか」とか、「施設廃止、または用途変更し、補助金5億を返還し、他の事業にお金とパワーを注いだ方が良いのではないか」などという意見もあります。

屋根を改修したからという理由で、来客数が増えることはあり得ません。

魅力アップするには、それ以上の経費も必要になると思ひます。

いずれにしても、今後10年間、3億5千万円を注ぎ込んで、どのような施設にしていくのかという計画・見通しがなければ、村民合意は得られないと思ひます。

今後かかる経費、計画の見通し、実現の可能性などを鑑み、総合的な判断が必要だと思ひます。

どこかの段階で、村民の皆さんに説明する必要があると思ひますが、村長の見解をお伺いします。

次に契約についてです。

このような契約は、民間企業であれば考えられないことであり、まして、村として、あつてはならないことであるとおもいます。背任行為を指摘されても仕方がないくらい重大な事実・事態ということ、村長はじめ職員一同、改めて肝に銘じ、今後の契約にあたっては、村、ひいては村民の皆さんが損失を被らないような契約交渉を進める体制が必要だと思ひます。

先ほど総務課長の答弁には、議会にそういうものを提示しながらというお話がありましたけれども、今後の対策として、私からは次のことを提案させていただきます。

企業で言えば、経営幹部である課長会議等でしっかり協議しながら進める。進め方がおかしいと感じた職員同士で指摘し合ったり、自由闊達にものが言えたりする環境で事業を進める。このようなことが、仕事に取り組む上で非常に重要であり、特にこれからの役場は、企業に学ぶ姿勢も大事だと思います。

また併せて、契約時のチェック項目など、マニュアル化やルール化を図ったり、このようなことに精通した職員の目を通したりするような体制や専門家の意見を聞くなども必要だと感じますがいかがでしょうか。

議長（萩原由一 君）

日暮村長。

（「はい、議長。」の声あり）
（村長「日暮正博 君」登壇）

村長（日暮正博 君）

それでは、再々質問であります。昨日も申し上げましたが、農の拠点、道の駅ファームス木島平については、今後の利用計画・利用方針について、これから1年・2年の間に計画を立てて、それを村民の皆さんに、議員の皆さんももちろんであります。説明申し上げて進めていきたいと答弁をさせていただいております。そういう形でこれからも、当然、耐用年数なども含めて検討してまいりたいと思います。

それからまた、契約内容・契約の方法については、今まで話があったとおり、そういう体制をしっかりと整えていきたいと思います。

議長（萩原由一 君）

以上で、江田宏子 さんの質問は終わります。

（終了 午前11時08分）

議長（萩原由一 君）

会議の途中ですが、暫時休憩といたします。

再開は、11時20分をお願いいたします。

（休憩 午前11時08分）

（再開 午前11時20分）

議長（萩原由一 君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

7番 土屋喜久夫 君。

（「はい、議長。7番。」の声あり）
（7番 土屋喜久夫 議員 登壇）

7番 土屋喜久夫 議員

発言を許されましたので、通告に基づきまして質問を3項目お願いしたいと思っております。

まず、1点目であります。「スマート自治体に向かっているか」という内容であります。

労働力が減少しておりまして、今後、日本の労働人口も大幅に減ってまいります。

また、村に翻ってみますと、30年度決算で人件費が18.7%、6億3,800万円とい

う決算の内容でありまして、これから限りある財源をどう効率的につなげていくか。また、併せて事業の取捨選択をしなきゃならない状況の中でいかにコンパクトな行政組織帯と言いますか、そういったものにしていくかが大変な課題になっておるかと思えます。

本年4月に、総務省が発表しておりますスマート自治体の推進についてというような内容があります。これは、全国の自治体がいかに効率よく、少数精鋭で運営をしていくかという試算に富んだものであります。

内容的には、人口減少が深刻化しても、自治体が持続可能な形で行政サービスを提供し続け、住民福祉の水準を維持できるようにする。

また、職員を事務作業から解放し、職員でなければならない、より価値のある業務に注力できる環境を作る、ということでもあります。

これは、大阪になります。泉大津市の業務分析、これは一人ひとりの職員にストップウォッチを持ちながら、介護保険のサービス単価を決める時も同じようなことをやりましたけれども、1日中の行動を分単位で押さえたものであります。これについて、4分析では、入力とか確認とかの事務作業が5割、職員でなければならない相談、審査、訪問、企画などは概ね2割というような実態でありました。

また、特に木島平が直面している内容ですが、長年の経験や勘をどう代替するかという意味で、AI、人工知能やRPA、ロボティック・プロセス・オートメーションに蓄積・代替することによって、団体の規模・能力や職員の経験年数に関わらず、ミスなく事務処理を行えるようにするというような内容であります。

この辺についても、経験だけではなくて本村のこの頃の行政の執行を見ますと、このような極めて単純なミスが目立つという状況であります。

人の手の作業というのは、画一的にできない部分が非常に影響しているのかなというようなことを考えるわけであります。

本村も、人口減少と共に職員の減員は必然だろうと思っております。

前段申し上げましたように、村の財政規模はどのように推移していくかということを考えますと、今年度の国保税の算定にあっても、なかなか住民所得が上がっていないというようなことで、算定部分が大幅減少しているというような現実があります。

村の財政規模が縮小していく中で、18.7%がどう変動すべきなのか、そんなことを考えた時に、いかに、職員が頑張っていっても限度があるだろうと思えますし、前々から申し上げております村民に寄り添った行政ができているのかどうか、と言った時に事務処理に時間を割かれている現実があるわけであります。自治体規模に関係なく、自治体の職務そのものは、全て住民福祉の向上という大前提のもとで遂行されなければならないということでもあります。いかに少数精鋭で工夫をしながら、住民福祉の維持をするかが大きな課題だろうと思っております。

人口減少が進む中では、やむを得ない現象でありますけれども、職務の継続性は、当然でありますし、住民の受けるサービスが保証できるならば、現状に固執する必要などはないのだろうと思っております。

以前にもいろいろな質問をしているので検討は進んでいると思っておりますけれども、決算書の職員給与等、先ほどの18.7%であります。この中でコピーや端末の入力は、いかなるものかと考えるものであります。

やはり村民の中に入って、相談や訪問、また、今後の村の発展のために企画など時間をさけるような体制を改めるべきではないかな。今の状況を改善していくというよりも、むしろこうなってきましたと抜本的に今の体制とは別のものの考え方をしていくということは大変重要なことだろうと思っております。

新庁舎の周りの防護柵も外れまして、目に見えてきています。備品更新についても全協等で説明がありました。職員デスクの収納が2.5倍になるというような説明がありましたけれど

も、ペーパーレスと言いながら、まだ紙ベースであります。

質問に移ります。

この際、長年実行できずにいますペーパーレス化の推進を図られてはいかがかということでもあります。それぞれの職員に1台以上のパソコンが配備されています。業務の重要性、秘密性というようなことを考えた時に、紙ベースで机の上、または机の中に置くのではなくて、サーバーに全てそういうものが集約されるというような、大変重要なことだろうと思っています。庁内ネットの活用方法だろうかと思いますが、この辺についてどうお考えでありますか。

また、職員の採用もなかなか難しいことでもあります。特に専門職の確保が難しくなってきました。やはり、専門職が事務をするということについては、申し上げれば行政経費であろうと思っています。そんなことで、ぜひ、この辺については機械に任せ、職員は、先ほどから申し上げていますように、村民に寄り添う方向でいかなければならないだろうと思っています。そういう意味では、スマート自治体に向かわざるを得ない現状にあるかと思っています。この辺について、職員のモチベーションも、やはり事務処理だけということになりますと自治体職員としてもモチベーションが相当下がってくるのだらうなと思っています。その辺について、どうお考えか。

また、働き方改革は、それぞれの職員が上からの命令でものを進めるのではなくて、自分の考えを形にする。そんなことで、業務の上で形になる事の重要性、そういうこともあろうかと思っています。前々から申し上げているとおりであります、職員は地域づくり・村づくりの活動家たれということを申し上げていますが、この辺についても見解をよろしくお願ひしたいと思います。

以上であります。

議長（萩原由一 君）

日基村長。

（「はい、議長。」の声あり）
（村長「日基正博 君」登壇）

村長（日基正博 君）

それでは、土屋議員の「スマート自治体に向かっているか」というご質問であります。

事務の効率化を図る上で、事務書類の省略化は必要と考えております。新庁舎への移転は、そのための良い機会と捉えています。ペーパーレス化にすぐに移行するには難しいところもあると考えております。省略化、簡素化については、できるところから進めていきたいと考えます。

事務は機械に任せ、職員は村民に寄り添う業務形態について、業務を遂行する上で村民の声を丁寧に聞くことは、非常に重要なことでもあります。この点についてはこれからも徹底をしてまいりたいと思います。

ただ、現在、同じような仕事を大量にこなすことは機械化できていると思います。しかし、少量でも内容が異なる仕事については、更にAI、先ほどの話にありましたが、などの進化が必要だと思っています。また現在、複数のパソコンを必要とする職員がいますが、これは、インターネットなど一般的な情報系だけでなく、セキュリティ上、村民の基本情報や財政管理など外部と遮断された情報を別々に扱う必要があるためであります。また、県や国との情報のやり取りも一般の情報系とは別にパソコンが必要になっています。そのため、ランケーブルを使い、扱える職員も限られております。今後、ペーパーレス化をさらに進めるためには、庁内を無線ランで繋ぎ、モバイル、つまり持ち運びできるパソコンなどが必要となりますが、無線ランはセキュリティ上難しいと考えます。一般に、行政のペーパーレス化が進まないのは、そこに原

因があると言われております。しかし、限られた職員で事務を行うためには、一層の事務の効率化と迅速化に努めていく必要があると考えております。

公務員として仕事を続けていく場合には、それぞれの職員が行っている事務だけでなく、その仕事を通して、村民の生活や福祉の向上につながっているということが確認できる、そのことが、モチベーションになるだろうと思います。常に職員のモチベーションが維持、向上できるように努めてまいります。

議長（萩原由一 君）

土屋喜久夫 君。

（「はい。」の声あり）

7番 土屋喜久夫 議員

再質問させていただきます。

今の答弁の中で、無線ランというような話がありましたように、新しい新庁舎については、逆にランケーブルが床下に全部入るような、そんなシステムになっているのだろうと思っておりますが、そうなってくると無線ランというものにこだわる何物もないわけでありまして。それがなぜ、セキュリティ上の問題が出るのかというようなことを若干疑問に思うわけでありまして。

また、職員のモチベーションは村長からの答弁のとおりであります。やはり、自分たちのやっていることがいかに村民の皆さんに感謝をされているかというような、そういう実感を持つことが大変重要だろうと思っております。そういう意味合いを持ちましても、なかなか今、村民と職員が直接行き来をすと言いますか、そういう部分が非常に少ないような気がしております。先ほど、別の同僚議員の質問にもありましたように、福祉事務所を持っているわけではありませんから、それぞれの住民の生活に対してどう支援していくかというような中では、専門職ではありませんので、直接関われるわけではありませんけれども、ただ、その中で、役場の誰々が来て、話を聞いてくれたということも大変重要なことだろうということを考えるわけでありまして。そういう意味合いで、今の無線ランにこだわる何物もないだろうと思っている部分と、職員の住民に寄り添うことによるモチベーションの在り方と2点について再質問させていただきます。

議長（萩原由一 君）

日基村長。

（「はい、議長。」の声あり）

（村長「日基正博 君」登壇）

村長（日基正博 君）

先ほど、無線ランと申し上げましたが、例えば、タブレット等を使って、テーブルの上にエーペーパーを置かずに会議をする、それは理想だと思っております。ただ、実際にはランケーブルがつながっていて、例えば、特定の職員には、このケーブルとこのケーブルというように分けて配線をせざるを得ないという状況です。そんなことから、タブレット等を移動しながら会議に使うということはなかなか難しいと申し上げたわけでありまして。ただ、今、村でもクラウド化を進めております。重要な情報については、できるだけクラウド化によって、他の自治体等と共有をするというようなことを進めております。

また、できるだけ個人情報につながるものについては、ペーパーにしないで画面で処理をするとか、ペーパーに出してもできるだけ早めにシュレッダー等で処分をする、そういうようなことをしております。

いずれにしても、そういう意味でのエーパーレス化は進んでおりますが、全てについてというのはなかなか難しいと考えるます。

先ほどから話にありますとおり、役場の職員が行って直に話を聞く、それは確かに大事だと思います。その点については、庁内にただすっというのではなくて、できるだけ外の皆さんと交わりながらいろんな皆さんといろんな情報を聞いたり、それからまた対応について一緒に考えたりしていける、そんな役場づくりに努めていきたいと思ひます。

議長（萩原由一 君）

土屋喜久夫 君。

（「はい。」の声あり）

7番 土屋喜久夫 議員

それでは、2点目をお願いしたいと思ひます。

今議会は、決算の認定が主な議会ということであります。

村全体の連結決算は、という考え方、これについては国等もそのような考え方の中で、公会計制度を導入しろというようなことが進んでいるわけであります。

村の究極の目的は、当然、住民福祉の向上に他なりません。今、村費を注入しながら、産業振興、それから福祉向上というようなことで、それぞれ農業振興公社や社会福祉協議会など、まだまだいろんな関連組織がありますけれども、公費と言ひますか、税金を投入しながら、村民福祉の向上のためにお願いをしていたり、独自の活動を進められたりしているわけであります。そういう意味合ひで、いろんな組織に委託、それから指定管理等も含めて村民福祉の向上が進んでいる

この全体を確認して、住民福祉が向上しているならば、特段問題と思ひていないわけであります。ただ、それぞれの組織が自らの組織のために、村費・公費を使っていると言ひますか、そのようなことがないのであれば、ない方が良ひのでありますけれども、そんなことになつては良ひないだろうかというような懸念を持つわけであります。

先日でありますか、村から補助金を受けたり、指定管理を受けたり、補助金を受けたりしている関連の組織の皆さんに、これはあくまで義務ではありませんので、議会からお願いをしながら決算内容についてのご説明をいただひてきたわけであります。その中で感じたのは、実際に村の職員がイベント等の手伝ひに行っているよというような話が具体的に決算上出てきていない。逆に言ひますか決算内容が非常に良ひと言ひましても、村の非常に単価の高ひ職員がずっと手伝ひていて、そうすると営業原価というものがなかなか出てこないというのが実態であります。本来の決算とは違つて、黒字にするための決算を作つてあるという、そんな見方もできるのではないかなと思ひています。この辺についての見解は良ひかが良ひしょうか。

それから、前段でも申し上げましたが、補助金原価の検証、要するに相手先に人間が1人いるからという話ではなくて、この業務に対していくら支払うべきなのかという原価計算がされているのかどうかということであります。

あと、通告しました3点目の「農林食堂」については、前日、同僚議員の質問で重複していますので、省略をさせていただきます。

以上2点、よろしくお願ひします。

議長（萩原由一 君）

日墓村長。

（「はい、議長。」の声あり）
（村長「日墓正博 君」登壇）

村長（日蓋正博 君）

それでは、村全体の連結決算ということであります。

村から出ている大きな補助金とすれば、農業振興公社でありますので、主にその点についてであります。公社への補助金は、村ではできない、また、村では非効率的な事業を農業振興公社が行うことで農業の振興を図るためのものであります。そのため営利事業もできるということでもあります。平成30年度の村補助金がこれまでより減額できたのは、その成果と考えます。詳細については、担当課長に答弁させます。

議長（萩原由一 君）

丸山産業課長。

（「はい、議長。」の声あり）
（産業課長「丸山寛人 君」登壇）

産業課長（丸山寛人 君）

土屋議員の農業振興公社に関する2点の質問について、村長答弁に補足してご説明させていただきます。

1点目の農業振興公社の決算の見解についてでございます。

農業振興公社へは、村からの派遣職員の人件費を見込んだ公社全体の運営補助金と、有機センターの運営や農業機械等の整備などの事業ごとの補助金を支出しております。昨年7月から農の拠点施設の店舗運営開始以降、人員不足や繁忙時において行政職員が店舗運営を支援している現状もあります。ご指摘のとおり、公社決算に派遣職員以外の行政職員の人件費は算定されていませんが、公社の決算額に大きく影響するとは考えておりません。

しかしながら、村職員のイベント支援等も継続している部分もございますが、今後についてはそういった部分も検証していきたいと考えております。

2点目の補助原価の検証についてでございます。

先ほど申し上げました補助金のうち、事業別補助金については、事業実績により補助金額を確定しております。また、公社全体の運営補助金につきましては、公社全体の運営状況により決定しております。先ほど、派遣職員以外の行政職員の人件費が公社決算に算定されない説明をさせていただきましたが、平成8年度に公社が設立されて以降、村の農業を取り巻く環境や情勢も大きく変化しており、それに伴い公社業務も変動している中で、今後については、業務ごとに行政が負担すべき金額や事業の必要性・重要性等を検証していきたいと考えています。公社運営補助金についてもその中で検証を進めます。

議長（萩原由一 君）

土屋喜久夫 君。

（「はい。」の声あり）

7番 土屋喜久夫 議員

今の答弁の中で、農業振興公社の必要性・重要性を検証するというようなことではあります。農業振興公社の目的は、村内の農業者をいかに支援するかということだろうと思っております。流動化も含めての事業も、今、やられているわけではあります。その中で当然必要なものだろうと思っておりますし、重要なことだろうと思っております。

ただ、行政が直接できないことを振興公社にやらせているということでもありますから、そういう意味では、行政と足並みがそろっているのは当然だろうと思っておりますので、先ほどの営

業原価と言いますか、その話に戻るわけでありますが、行政職員の人件費が算定されていないという意味合いではなくて、いかに村が農業者に対して支援をしていくか。それは職員であろうが、公社の職員であろうが、農家にとっては全然関係ないことであります。公社がやっても村が信用してくれているということだろうと思っています。

その中で、今、平成8年から比べまして特にそうではありますが、道の駅の受託と別の場面になってきているような気がしています。この辺についても農業振興公社で良いのかどうか。今のところ、受け皿として農業振興公社しかないという判断もあろうかと思えます。これについても、事業の継続性、道の駅と言いますか農の拠点の事業の継続性もあるわけでありますが、それが農業振興公社で良いのかどうか。農業振興公社がために村費を注入していても良いのかどうか。そんなことも含めて村長の見解を伺います。

議長（萩原由一 君）

日基村長。

（「はい、議長。」の声あり）
（村長「日基正博 君」登壇）

村長（日基正博 君）

先ほど産業課長からも話がありましたが、設立当初と公社を取り巻く状況が変わってきているということですが、大きく言えば、当初は公社の主な仕事は受託産業が大きな問題でした。それと同時に農地の流動化ということでもあります。

ただ、その後、担い手への農地の流動化がかなり進みました。現在、公社が抱えている農地につきましては、むしろ流動化ができない、言ってみれば零細農家が一番負担に感じている部分を公社が受け持っているということになります。ですから、言ってみれば本当に農業振興公社が村内の零細農家の支援をしていると言えらると思えます。

その他に、先ほど新鮮屋ということもありましたが、農産物の出口を広げるというのが公社の大きな仕事になってきております。その辺の充実も含めながら、従来から変わってきていることを踏まえながら、これからの事業展開を考えていきたいと思えます。

ファームスについては、昨日も申し上げましたが、将来ともこのままいくのかということは考えておりません。形態を変えていくことはあるだろうと考えております。

議長（萩原由一 君）

土屋喜久夫 君。

（「はい。」の声あり）

7番 土屋喜久夫 議員

それでは3点目、お願いしたいと思えます。

先月31日に、任意の団体であります、議会事務局研究会というのがありまして、10周年のシンポジウムを大阪で行いました。そのテーマが、「今、改めて議会の存在意義を問う」という表題であります。木島平でも村民の皆さんに「議会って何をしているんだ」、「必要ないんじゃないか」というようなことをおっしゃる方もあるわけであります。地方自治の代表制という根本的な部分をなかなかご理解いただけない。それについては、我々議会、議員も大きな責任があろうかと思っています。ただ、今まで木島平村議会もそうでありましたが、両輪のごとくの喩の中で言いますと、前輪・後輪の両輪のごとくでありまして、そうであっては村長綴りの議会であり、もし間違った判断があった時に、左右の両輪であれば修正が効くわけでありませんが、この辺については、やはり議会の責任というのは大変重いものだろうと思っています。

方向が分かれた時には、立ち止まって、お互いが納得、また、村民の賛同が得られる、こういう討論をしながら方向を定めるものだろうと思っています。

本議会も議長の諮問機関として、議会改革検討委員会が何名かの議員で構成されながら、村民の皆さんの参加、また、情報公開等、いろいろ議論しながらが進められてきています。私自身も前議会からの参加であります。多くの村内の機関や組織の皆さんとの懇談、それから議会だよりモニターというようなことで、毎月ではありませんけれど、議会だよりを読んでいただいて読みやすいかどうかということモニターとして批判をいただいている、そんなものの設置の、また、議会だよりもこの一般質問につきまして、当初1人半ページでありましたが、1ページということで充実をさせていただきました。ただ、逆に字数が限られているものですから、分かりづらいというようなご批判もいただいておりますので、今後、考えていかなければいけないだろうと思っています。また、このふう太ネットであります。開設当初から本会議を生中継するというような画期的なことでもあります。村内のケーブルテレビで生中継をするというような、そういう自治体は本当に少ないと思っています。そういう意味では、極めて先進的な運営をされているわけでありまして、ただただ行政と議会とのバランス等、若干我々自身が強化をしていかなければならないと思っています。

先ほども同僚議員からの話がありましたが、多くの村民の関心が高い農の拠点施設の土地売買契約の写しを目にしました。内容的に、財務規則で土地を取得する時には全て綺麗にして取得するよう第168条にあります。これに抵触するという気もしますが、形式的には、時の村長までの決裁が、また、当時の議会の予算審議、それから決算監査を全て得ていますし、決算承認を議会がしています。手続き的に何らかの問題があるわけではありませんが、多くの村民の皆さんも疑問が残るのではないかなということでありまして、道義的な部分ということになろうかと思えます。法的には正式なものであります。

村も議会も、常に継続しているものでありまして、この結果の責任は、我々議会、また、村も続いているわけでありまして、いかに、議会が本来の監視を怠っていたかの実例だろうと思っています。議員自らも見識を高め、村民本位でない政策を見抜きながら、議会の中で、意思を明らかにするとともに、議員間の討議を通じ、施策の本質を見出して、村民の意思を村側に示すことができる強力な議会、これが重要であると思っています。議会改革とはこういうものだろうと思っています。一部、場合によるとそれぞれの選挙部隊というようなことになろうかと思えますが、そうではなくて、当選した以上、全ての村民代表として、村民福祉の増進を進めるべきだろうと思っています。その辺を自らも省みながら未来に憂いを残さない村政運営の修正役でありたいと思っています。

そこで質問であります。

10年前の自治法138条で、「議会事務局は、議会の庶務」という言い回しから「議会の事務」に一部改正されています。議会事務局の任務であります。これは庶務だけではなくて事務ということでもありますから、条例を作る知識を持ちながら進めなければならないということでもあります。大変重い任務の中で議長が辞令交付するわけでありまして。局長・局員の人事に事前協議は可能なのかどうか、この辺についてお尋ねいたします。

議長（萩原由一 君）

日基村長。

（「はい、議長。」の声あり）
（村長「日基正博 君」登壇）

村長（日基正博 君）

それでは、「議会の強化について」ということでもあります。

先ほど、いろいろ話がありました議会改革が進められているということでもあります。

その中で議会事務局職員について事前協議ができないかということでもあります。これまで議会議長が職員の人事に関わったことがあるかということは確認できませんが、職員の人事については職員全体の中で考えております。議会事務局職員のみを議長が任免するというか、事前協議の中でご了解いただければ良いわけですが、もし、それがだめだということになりますと、特に規模が小さい自治体では職員配置全体に影響が及ぶのかなと思います。ただ、議会の許可ということで、この件については、他の自治体等でも動きがあるようであれば、その辺は調査・研究してまいりたいと思います。

議長（萩原由一 君）

以上で、土屋喜久夫 君の質問は終わります。

（終了 午後 12時01分）

議長（萩原由一 君）

会議の途中ではありますが、ここで暫時休憩といたします。

再開は、午後1時でお願いいたします。

（休憩 午後 12時01分）

（再開 午後 1時00分）

議長（萩原由一 君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

6番 勝山 卓 君。

（「はい、議長。6番。」の声あり）

（6番 勝山 卓 議員 登壇）

6番 勝山 卓 議員

それでは、議長から発言を許されましたので、通告に基づきまして2点の質問に入らせていただきます。よろしくお願ひしたいと思います。

最初の質問であります。前段ファームス木島平の安全性についての確認質問がありましたけど、当然のことながら安全安心な施設であるということで「農の拠点施設『ファームス木島平』と6次産業化推進について」ということでお伺ひしたいと思います。

3月の一般質問の中でファームス木島平の加工製造室の活用については、カフェ店が昨年7月から使用開始し、他の施設は使用していない。食肉製造関連施設については、別用途で検討が必要だと。加工室の利活用計画は屋根等の修繕計画とセットで検討を進めるということであったわけであり。既に1年もの間、稼働せず、状況に変化なく改善されず、また修繕計画ははっきりしない中で、去る8月29日の議会全員協議会で利用希望者がある旨の報告がされたわけであり。

現状の加工施設の基本的な運営方針については、不特定多数の使用を避け、村民の需要に対して受託加工とあるが、需要に合った利用しやすい施設方針に変更が必要ではないか。当施設は、6次産業化による村経済活性化を図るために整備されたものであり、利用希望者の1日も早い始動と施設の有効活用を望むわけですが、今後どのように進めて行く計画か。また、6次化開業や特産品開発への支援を今後どのように取り組んでいくかお伺ひしたいと思います。

議長（萩原由一 君）

日暮村長。

(「はい、議長。」の声あり)
(村長「日基正博 君」登壇)

村長（日基正博 君）

それでは、勝山議員のファームス木島平と6次産業化の推進についてということですが、農の拠点施設の加工室については、菓子製造施設、アイスクリーム製造施設、食肉処理施設、チーズ加工・処理施設、製粉施設、ソース類製造施設と多様で規模も大きく、現状では一体的な利用は難しい状況であります。

現在、アイスクリーム製造室と菓子製造室の一部を利用しており、また、チーズ加工・製造施設の利用についても予定をしております。

それぞれの施設の製造品目等、用途についてもこれからまた見直しをしていく必要があると考えております。

なお、不特定多数の使用については、食品衛生法や県の食品衛生の管理に関する条例の定めがあり、村独自に施設方針を定めることが難しいことをご理解いただきたいと思います。

なお、屋根改修の課題もあり、改修時には西側施設に大規模な足場の設置や概ね2ヶ月程度施設を閉鎖する必要があるだろうと考えられます。前回も申し上げましたが、ここ1年・2年のうちに用途を定めていきたいということですが、慎重に活用検討を行う必要があると考えております。

また、村の6次産業化及び支援については、これまでの経緯も踏まえて、村としては、民間による起業を促し、既存の企業や団体等の事業拡大を支援してまいりたいと考えております。

議長（萩原由一 君）

勝山 卓 君。

(「はい。」の声あり)

2番 勝山 卓 議員

それでは、再質問をお願いしたいと思います。

6点お願いしたいと思います。1点目です。加工室の利活用について、未だ具体的な計画が定まっていないと感じるわけですが、改修工事が完了しない限り、このままの状況でいくのか、お伺いしたいと思います。

2点目、需要に合った利用しやすい施設方針の変更ということで、不特定多数の誰もが使える施設ということだけでなく、ノウハウがない受託加工では委託者の要望に応えられるとは限らない。その解決のためには、他の方法を検討する必要もあるのではないかと考えております。そういったことで質問を申し上げたわけですが、その見解についてお伺いをしたいと思います。

3点目です。改修工事は、概ね2カ月を要して施設を閉鎖する必要があるということですが、閉鎖については施設全体なのか、また、どこを示すのかお願いしたいと思います。

それから4点目、起業を促進し、企業などの事業拡大を支援するということですが、具体的どのようなことを支援していくのか、考えがあるのかお伺いをしたいと思います。

5点目、6次化開業に向けて、村の創業支援補助金や特産品開発推進奨励補助金の両補助事業を対象とした6次化推進を更に強化できないかと。両補助事業が対象にならないかということですが、お聞きをしたいと思います。

6点目です。加工室の活用方針が決定した場合、その周知方法、それから利用希望者の選定基準、方法などどのように決定していくのか、お伺いをしたいと思います。

議長（萩原由一 君）

日墓村長。

（「はい、議長。」の声あり）
（村長「日墓正博 君」登壇）

村長（日墓正博 君）

最初のご質問、計画が決まらなると改修しないのかということですが、全く計画が白紙の段階で改修していくというのは、やっぱり村民の皆さんのご理解を得られないだろうと思います。

それからまた、需要に合った食品加工ということですが、時期的に無理な部分があるではないかということですが、これらについては、それぞれその作る食品というか、商品によって変わってくるだろうと思います。これについては、また、個々に検討していく必要があると思います。

それから、閉鎖施設全体かどうかについては、担当の室長から答弁させます。

それから、補助金についてですが、これらについては当然、新たに起業をする、それからまた事業を拡大する、また、商品開発をするというものについては、村の補助金を充てることは可能というか、ぜひ使っていただきたいと思います。

それから、利用者の基準ということですが、前回は申し上げましたとおり、あくまでも村の農業を中心とした産業の活性化、そして経済の活性化に結び付くことを大前提として考えていくということですが、具体的な利用については、その都度検討していく必要があるのだろうと思います。施設全体かどうかについては、担当室長から答弁いたします。

議長（萩原由一 君）

湯本産業企画室長。

（「はい、議長。」の声あり）
（産業企画室長「湯本寿男 君」登壇）

産業企画室長（湯本寿男 君）

それでは、村長の答弁に補足してお答えいたします。

屋根改修に際しまして、2カ月間程度の閉鎖期間を設けるということでございますけれども、具体的にどこをとということでございます。旧工場の屋根の部分になりますので、直売所とトイレ入り口がございますけれども、そこから西側になります。マルシェホール、キッチンスタジオ、一番西側のマーケット、それと加工室の上の屋根になりますので、その全体屋根を工事しますと、全体にかけて足場を組むことになりますので、一部、直売所にもかかってまいります。直売所の入り口の制限もかかる場合もございますので、ご了承お願いいたします。

以上でございます。

議長（萩原由一 君）

勝山 卓 君。

（「はい。」の声あり）

6番 勝山 卓 議員

それでは、再々質問をお願いしたいと思いますが、検討時間が1年もありながら、そういった事業展開が出来ずにいる。計画すら出ない。そこにどんな課題があってできないのか、お伺

いしたい。

議長（萩原由一 君）

日墓村長。

（「はい、議長。」の声あり）
（村長「日墓正博 君」登壇）

村長（日墓正博 君）

まず、第一はやる人だろうと思いますし、そしてまた施設の現状を承知しながら施設を使ってもらい、そういう必要があると考えます。

議長（萩原由一 君）

勝山 卓 君。

（「はい。」の声あり）

6番 勝山 卓 議員

それでは、次の質問に入りますが、「警鐘楼老朽化への対応について」お伺いしたいと思います。

警鐘楼、聞きなれない言葉であります、いわゆる火の見やぐらであります。長年、その地域のシンボル、そして消防の象徴として、地域に溶け込み親しまれ、火災発生等の地域への周知・消防団員の招集・火災予防啓発活動になど、地域を見守り、大きな役割を果たしてきたわけであります。

しかし、当村では防災無線の整備や有線放送・野外スピーカーの設置など災害情報の伝達通信機器が整備され、また、携帯電話など情報機器の急速な普及などにより、情報発信や伝達の形態・手段が変化し、充実している状況の中で、「警鐘楼」の役割そのものや、利用の必要性も薄れてきていると感じているわけではありますが、ホースの乾燥を除けば、その役目を終えようと思っているわけでもあります。特に建設経過年数も相当の年月が経っていると思われ、当然のことながら耐用年数は過ぎてしていると推測されます。維持管理について、今後の課題となる事の共通認識と、各管理者の中で、対応方法も変わってくるものと考えられますので、質問したいと思います。

警鐘楼の老朽化による事故、それから塗装などの維持管理経費、耐震への対応、また、消防団員の負担や事故リスクの軽減など、現状の活用内容や安全管理面、また、消防団が再編され、新たな「部」体制にひかれたこと等、あわせて考えた時、旧「部」の中では「解体撤去」という方向も考えられるのではないかなと思います。今後の方針として、次の件について伺います。

6点ありますが、お伺いしたいと思います。

1点目です。消防施設設備等についての管理計画の有無について、消防ポンプ自動車や可搬消防ポンプ軽積載車など更新計画あると思いますが、老朽化した警鐘楼についての方針、計画等あるのか、お伺いしたいと思います。

2点目です。相当な年月が経過をしていると思われる警鐘楼ですが、建設時期、どれぐらい経っているのかと耐用年数についてお伺いしたいと思います。

3点目、木島平村消防施設補助金交付規定に、区の設置に対して補助交付とあるわけですが、建設当時、当然村からの補助金があったと仮定し、また、現実には地元の区が管理しているということから考えれば、警鐘楼の所有・管理は地元の区だと思いましたが、改めて村の見解を確認したいと思います。

4点目、前段の質問に関連するわけでありますが、警鐘楼の解体撤去の判断はどこですか。村の許可が必要となるのか、お願いしたいと思います。

5点目、警鐘楼の設置について、補助金交付規定がありますが、解体撤去については無くて、それに伴う撤去費用の負担について、村の考えをお伺いしたいと思います。

6点目、警鐘楼での事故が発生した場合、状況によっても違うわけでありますが、責任の所在について、どうなのかお伺いをしたいと思います。

以上です。

議長（萩原由一 君）

日墓村長。

（「はい、議長。」の声あり）
（村長「日墓正博 君」登壇）

村長（日墓正博 君）

それでは、警鐘楼の老朽化についてということですが、建設から50年が経過していると推測しております。村内の各集落には1つから2つ設置されております。近年の携帯電話の普及や防災無線の整備など、警鐘楼に上って警鐘を鳴らす習慣そのものの見直しが近隣市町村でも行われております。

各項目については、総務課長に答弁させます。

議長（萩原由一 君）

武田総務課長。

（「はい、議長。」の声あり）
（総務課長「武田彰一 君」登壇）

総務課長（武田彰一 君）

勝山議員の、消防警鐘楼についての質問に、村長の答弁に補足をしまして項目ごとにお答えをします。

まず、1点目でありますけども、警鐘楼に係る消防施設管理計画があるかという質問であります。③番の所有・管理はどこかという質問にあわせてお答えしたいと思いますけども、各集落に設置されている警鐘楼は、区の所有と認識しています。管理も地元の消防団と一緒に区が管理しているものと考えています。以前に、塗装の塗り替えをしたいと、区からの申し出によって、村の消防施設補助金交付規程によりまして補助を受けて実施した経過があります。以上により、警鐘楼に係る管理計画というものは、村に存在しておりません。

2番目の、建設時期は、ということですが、先ほど村長から50年が経過していると申し上げました。村に台帳がありませんのではつきりとした年度はわかりませんが、全てにおいて50年以上は経過していると思われまます。耐用年数についてですけれども、鋼製、いわゆる金属製の建物で、鉄骨の太さにもよるのでしょうかけれども、30年から35年とされています。

4番目の撤去の判断は、ということですが、村内においても過去に、集落内に2カ所ある内のその1カ所を撤去したいと、そういう申し出がありまして、村の消防施設補助金交付規程により実施をいたしました。村そのものの村内の撤去方針というものが定まっていますので、当面は、これは中野市と一緒にありますけれども、要望があったものについて、その段階で判断をしていきたいと考えております。

5の撤去費用の負担は、ということですが、併せて、この規程により修繕と同じ

扱いにより補助金を交付するとしています。

6番目の事故責任の所在でありますけれども、ご存知のとおり警鐘楼は大変大きな施設であります。したがって、大きな事故につながる可能性は十分持っている施設であります。警鐘楼の事故責任でありますけれども、消防団活動のひとつとして警鐘楼に上るという作業があります。必ず法被を着用して安全面には十分注意を図るよう、団長は部長会等で毎年指示をしてきています。団員に限らず、子どもの遊び場にならないような普段からの注意もとうぜん必要と考えています。消防団の活動の中での事故については、消防団員の公務災害の補償に、団員は加入をしています。また、消防団員に限らず消防活動に協力する一般の人もこの保険の対象となることとなっています。それと、もうひとつ、消防団の福祉共済というものにも団員は加入をしております。これは、消防団活動に限らず、日々の生活の事故に対しても補償となる保険であります。

警鐘楼については、近隣市町村でも消防団員の負担軽減から、上らないで済む方策がそれぞれで検討されています。一方、先ほど議員の質問にもありましたが、今、ポンプ操法大会の練習では、放水を行うために毎回毎回ホースを乾燥させるという作業があり、その辺では大きな役割を果たしていると思います。

現段階では撤去という要望がありませんので、撤去の場合は、区の負担が生じてきます。老朽化の対応や消防団員の負担など、まず、直接団員の意見を聞くことから初めて、方向性にも考えいきたいと考えています。

議長（萩原由一 君）

勝山 卓 君。

（「はい。」の声あり）

2番 勝山 卓 議員

それでは、再質問をお願いしたいと思います。

4点お願いしたいと思います。

警鐘楼の管理計画はないということではありますが、耐用年数も相当年が過ぎていることから、老朽化による団員の落下事故、危険性が考えられるわけでありまして。安全点検は必須だと思っております。今後、村が警鐘楼に対して安全対策としてどのように関わっていくのか、そしてどのような対応を考えられているのか、お伺いをしたいと思います。

2点目、木島平村消防施設補助金交付規定には、消防施設の設置・修理に要する経費に対しとあるわけではありますが、警鐘楼の解体撤去項目がないわけで、この規定により一基撤去したという報告があったわけでありまして。今後もこの規定の修理と同じ取り扱いで補助金を交付するということであるわけではありますが、補助金の交付基準と言いますか、補助率がどうなっているのか、お伺いをしたいと思います。また、関連事項として、警鐘楼以外の旧部で所有管理をしている消防施設、設備等があるわけでありまして。その取り扱いについて本規定を適用しない方針が出されているようではありますが、改めて説明をお願いしたいと思います。

3点目、警鐘楼の老朽化が進めば、解体撤去ということになるわけでありまして、その場合、先ほども話がありましたように、ホースの乾燥設備の設置について、村の対応はどうか、お聞きしたいと思います。

4点目、警鐘楼の事故については、その時々場面、状況によって違うわけでありまして。前段、消防団員、消防団員以外の方についての消防活動については、村が災害補償等には入っているということではありますが、警鐘楼の老朽化による本体に係る事故ということで申し上げます、腐食などで落下物の事故、それから倒壊事故などの物損事故だとか人身事故が発生した場合、そういったことが想定されるわけでありまして、基本的に警鐘楼の所有管理者は地元の区

という判断である中で、警鐘楼での事故責任の所在について、村の責任として捉えていいのか、お伺いをしたいと思います。

議長（萩原由一 君）

武田総務課長。

（「はい、議長。」の声あり）
（総務課長「武田彰一 君」登壇）

総務課長（武田彰一 君）

勝山議員の再質問について、項目ごとにお願ひしたいと思います。

先ほど、管理計画はないという、あくまでも所有については区の所有という認識をしていて、村として管理計画を持っていないという答弁をいたしました。そうは言っても、当然、先ほども大きな事故につながる大きな施設であるとお答えをいたしましたけれども、そういうものに対して、村の責任はないということとはできないと思います。その辺についての安全面について、当然変更する必要があると考えます。

あと、修繕に関わる規定の適用ということでもあります。

今まで、消防施設の補助金交付規程でありますので、区なり消防団員が所有している施設に対しての改修、修繕について、2万円を超える額の9割を村が補助をするという基準を適用してきています。警鐘楼の撤去という項目が確かその規程にはありませんので、今までは、1回しかありませんけれども、警鐘楼の項目、修繕という中で撤去と。それから、撤去ではありませんが、塗装の塗り替えというものが、以前申請がありました。それも修繕という形で、今、申しあげました補助基準によって補助をしてきています。

あと、旧部が管理をしている施設の取扱いであります。基本的に各集落に消防団がありました。その後に7部に統合されました。その段階で各旧部にある消防ポンプについては、今後、各部、各区、旧部で必要な修繕、点検等については管理をしていくようにということにさせていただきました。ただし、馬曲区と糠千区の2地区については、従来通り、つまり村が管理をしていくと言いますか、先ほど2万円を超える額の9割を補助していく、そういうものについて継続をしていくという方針をしていきましたので、それは今も継続をしています。

あと、ホースを干すに、撤去をした場合については、中野市が今、要望があったものについて撤去をしていくという方針を今年から示しました。その中で、撤去した場合、ホースを干す施設がなくなるということに対して、それに替わる警鐘楼ほどの高さが必要ないと思いますけれども、ある程度高さをを持った干す施設の設置を検討しています。

あと、老朽化の事故の対策でありますけれども、何度も申しあげて申し訳ありませんが、警鐘楼は大変大きな施設でありまして、万が一、落下をしたというような一番大きな事故の可能性も十分持っています。それには、上る上で消防団員がその危険性を十分に認識して、十分注意をしてそういうものに対応していく、そういう心構えから必要だと思います。

あと、そのものが老朽化によってもたらす事故、いわゆる団員ではなくて物損事故に対しての考え方でもありますけれども、これも先ほど申しあげましたように、所在・所有が区であっても、やっぱり若干公共的なものと考えますので、村としてもある程度の方針は定めていかなければいけないと考えます。具体的な話はまだできていませんので、ここでは申しあげられませんけれども、そういうものについても十分検討していかなければいけないという考えであります。

議長（萩原由一 君）

勝山 卓 君。

（「はい。」の声あり）

2番 勝山 卓 議員

それでは、再々質問をお願いしたいと思いますが、今後、将来的には、必ず警鐘樓の解体撤去ということが起こるわけでありまして、その解体撤去の処理については、修理と同じ補助金を交付するということでもあります。また、ホースの乾燥設備を含めた村の消防施設補助金交付規定に項目を追加して、しっかりと規定を整備する必要があるのではないかなと思うわけですが、お考えをお聞きしたいと思います。

それから、2点目であります。所有管理者に事故責任が発生する部分もあるかと思いますが、その管理責任について、しっかりと事故が起こらない、また、起こさないようにする指導もお願いしたいと思いますが、その辺についてお願いしたいと思います。

議長（萩原由一 君）

日墓村長。

（「はい、議長。」の声あり）
（村長「日墓正博 君」登壇）

村長（日墓正博 君）

今、ご質問がありました。中野市でも撤去についての補助等を進めているということでございます。その辺の状況等を見ながら、村としての方針を定め、それに必要な規則等の要綱の整備をしていきたいと考えます。

それから、先ほど総務課長から申しあげました保険等のことですが、これはあくまでも消防団活動、消防の活動と限定をされます。ですから、その辺も含めて十分に周知をしていく必要があると。消防以外の活動の場合には、補償されない可能性もありますので、その辺については、しっかりと対応していきたいと思っております。

議長（萩原由一 君）

以上で、勝山 卓 君の質問は終わります。

（終了 午後 1時33分）

議長（萩原由一 君）

3番 山本隆樹 君。

（「はい、議長。3番。」の声あり）
（3番 山本隆樹 議員 登壇）

3番 山本隆樹 議員

通告に基づき2点の質問をさせていただきます。

1点目。「民生児童委員の取り組みについて」。

現在の民生児童委員の任期が本年11月30日で満了となります。改めて改選されますが、民生児童委員は地域福祉の世話役として、また、区民の福祉向上に欠くことのできない存在です。

少子・高齢化の進展、家庭機能の変化、社会環境の変化に伴い、住民の福祉ニーズは複雑、多様化しており相談、支援活動にあたる民生委員・児童委員の役割はますます重要になってきております。

改めて質問します。

木島平村の社会福祉行政から、今どんな課題があり、民生児童委員の役割、取り組みについ

てご説明をお願いいたします。

また、併せて社会福祉協議会との連携について、どう取り組まれているのかもお聞きしたいと思っております。

議長（萩原由一 君）

日墓村長。

（「はい、議長。」の声あり）
（村長「日墓正博 君」登壇）

村長（日墓正博 君）

「民生児童委員の取り組みについて」というご質問であります。民生委員、児童委員の活動は、少子化、高齢化に伴いますますます重要となっております。日ごろの活躍に大変感謝申し上げます。

具体的な取り組みや課題について、担当課長に答弁させます。

議長（萩原由一 君）

竹原民生課長。

（「はい、議長。」の声あり）
（民生課長「竹原雄一 君」登壇）

民生課長（竹原雄一 君）

「民生児童委員の取り組みについて」お答えいたします。

民生委員は、民生委員法第5条の規定により、厚生労働大臣が委嘱するとされております。

また、同法第14条で、その職務について次のとおり規定されております。

1つ目が住民の生活状態を必要に応じ適切に把握しておくこと。

2つ目、援助を必要とする者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように生活に関する相談に応じ、助言その他の援助を行うこと。

3つ目、援助を必要とする者が福祉サービスを適切に利用するために必要な情報の提供その他の援助を行うこと。

4つ目、社会福祉を目的とする事業を経営する者または社会福祉に関する活動を行う者と密接に連携し、その事業または活動を支援すること。

5つ目、社会福祉法に定める福祉に関する事務所その他の関係行政機関の業務に協力すること。

こうした職務に加えて、必要に応じて、住民の福祉の増進を図るための活動を行うこととされております。

また、児童委員は、児童福祉法第16条で、民生委員が児童委員を兼ねることと、厚生労働大臣が児童委員のうちから主任児童委員を指名するとされております。

また、同法第17条では、職務について、次のとおり規定されております。

1つ目は、児童及び妊産婦につき、その生活及び取り巻く環境の状況を適切に把握しておくこと。

2つ目が児童及び妊産婦につき、その保護、保健その他福祉に関し、サービスを適切に利用するために必要な情報の提供その他の援助及び指導を行うこと。

3つ目、児童及び妊産婦に係る社会福祉を目的とする事業を経営する者、児童の健やかな育成に関する活動を行う者と密接に連携し、その事業又は活動を支援すること。

4つ目は、児童福祉司または福祉事務所の社会福祉主事の行う職務に協力すること。

5つ目は、児童の健やかな育成に関する気運の醸成に努めること。

6つ目は、必要に応じて、児童及び妊産婦の福祉の増進を図るための活動を行うこと。

第2項で、主任児童委員は、児童委員の職務について、児童の福祉に関する機関と児童委員との連絡調整を行うとともに、児童委員の活動に対する援助及び協力を行う。

第3項では、主任児童委員が児童委員の職務を行うことを妨げるものではない。

第4項では、児童委員は、その職務に関し、都道府県知事の指揮監督を受ける。

ということで、このように民生委員、児童委員につきましては、法律で職務に関しまして規定されておるところでございます。

本村における民生児童委員の活動状況ですが、民生児童委員19名、主任児童委員2名、合わせて21名の平成30年度における年間延べ活動日数は、1750日ございました。また、1委員当たりの年間平均活動日数は、90日近くになります。

主な活動を申し上げますと、主に高齢者、生活困窮者を対象に日常的な支援、家族関係、生活環境、生活費に関する相談、支援、訪問及び連絡活動、委員相互及び関係機関への連絡調整活動、行事・事業・会議への参加協力、地域福祉活動・自主活動、調査・実態把握など幅広い分野で積極的に取り組まれております。

また、こうした活動以外にも村内各所で開催されております高齢者の集いの場の開設、運営に関して、中心的な役割を担っている委員もおられます。

担当地区にとどまらない広域的な活動にも自主的に積極的に取り組まれておられます。

加えまして、大規模災害が発生した際には、要支援者の救出、避難にあたっては地区住民の生活状況を熟知されております民生児童委員に負うところは大変大きいと考えます。

主任児童委員の活動状況につきましては、民生児童委員協議会の活動以外に行事・事業・会議への参加協力や相談・見守り・子育て支援に関する活動に積極的に取り組まれております。

福祉行政を進めていく上での課題でございますが、独居高齢者、1人暮らしの高齢者であります。高齢者のみので介護を要する方がおられる世帯、いわゆる老々介護をされている世帯、生活困窮者、障がい者、ひきこもり者などへの支援が課題としてございます。

こうした課題への対応としての活動は、先ほど申し上げました主な活動の中に含まれております。

社会福祉協議会との連携に関しましては、民生児童委員2名が理事に就任し、責任ある立場でその運営に携わっておられます。

また、事業、行事、会議等の関係では、心配ごと相談に相談員として4名が携わっております。

他に重度障害者希望の旅じょんのびや村民祭でのふれあい広場に参加し協力をしておられます。

毎月開催されます民生児童委員協議会定例会では、社会福祉協議会事務局職員に出席をしていただき、事務局職員から情報提供等をしていただいております。

こうしたことを通しまして、社会福祉協議会との連携を深めているところでございます。

以上でございます。

議長（萩原由一 君）

山本隆樹 君。

（「はい。」の声あり）

3番 山本隆樹 議員

再質問させていただきます。

今、回答を聞いていますと民生児童委員の規定に沿った取り組みとか、災害の時に民生児童委

員に負うところは大変大きい、社会福祉協議会との連携も情報共有しているという、理想な形での回答でした。

本当に、今現在、民生委員の方が理解して取り組まれているのか。そこが、私が声を聴いていると「月一度の会議の出席率も悪い」、中には「民生委員で何をやるの」、「それは社協がやっているのではないの」とか、いろんな形で役割が、村として社会福祉が充実してきていますので、民生員の役割というのがちょっと曖昧になってきているようなところがあると思うんですよ。その中で「ちょっとやり過ぎではないか」とか「全然やってないじゃないか」というような声も聞こえてきていて、行政との意思疎通が図られているのかどうか。何がそうさせているのか。活動しやすい支援体制が取られているのですか。地域福祉の世話役として、福祉向上に欠くことができない民生委員ですが、一面成り手不足が深刻になっております。行政側が民生委員をしっかりサポートし活動しやすい体制を整える必要があります。

その点、行政としてどうとらえているのか、伺いたい。

議長（萩原由一 君）

竹原民生課長。

（「はい、議長。」の声あり）
（民生課長「竹原雄一 君」登壇）

民生課長（竹原雄一 君）

民生委員がその活動について理解して取り組んでいるのかというお話でございしますが、私が接する限りでは、民生児童委員の皆さん全員がその活動を理解して取り組んでおられると理解しております。

それから、お話の中にありました活動が見えづらいというのは、民生委員自身ではなくて、村民の方からのご意見かとするれば、先ほど申し上げましたように、住民の皆様全員に関わっておられるかという、どちらかと言いますと、先ほど福祉行政を進めていく課題の中でも申し上げましたように、1人暮らしの高齢者、老老介護をされている世帯、生活困窮の世帯、障害のある世帯など、どちらかという重点はそちらの方に置かれておりますので、民生児童委員の皆さんの活動につきましてもそちらの方に重点を置かれており、全員が健康なご家庭と言いますか、そういったご家庭と民生委員が接する機会というのは、先ほどの課題のご家庭と比べれば少ないかなと。その辺でそういった印象をお持ちになる可能性もあるのかなと思うところではあります。

それから、行政としてのサポート体制でございしますが、毎回の民生児童委員協議会定例会におきまして、行政側から情報提供をいたしておりまして、民生委員さんからの相談にもその場で応じておりますし、そういったことで相談を受け、アドバイスと言いますか、そうしたことを常に行っておるところでございまして、そういった心配はないと理解しておるところでございます。

以上でございます。

議長（萩原由一 君）

山本隆樹 君。

（「はい。」の声あり）

3番 山本隆樹 議員

では、再々質問させていただきます。

民生委員への支援マニュアルというものはあるのですか。それともそれに沿った形で民生委

員の方へ指導されているのですか。なければ、それをしっかりとマニュアルを作って、皆が共有できるひとつの福祉の養成の在り方として提案したいと思いますが、いかがでしょうか。

議長（萩原由一 君）

竹原民生課長。

（「はい、議長。」の声あり）
（民生課長「竹原雄一 君」登壇）

民生課長（竹原雄一 君）

民生委員さんが新任された際には、必ず研修に参加されておりまして、民生委員、児童委員とはどのような活動をするのかということ研修されておられます。

それから、マニュアル的なものもございます。

そうしたことを最初に研修をされまして、民生児童委員として活動しておられるということでございますので、その点は心配ないかと思えます。

以上でございます。

議長（萩原由一 君）

山本隆樹 君。

（「はい。」の声あり）

3番 山本隆樹 議員

では、「下高井農林高校の存続について」質問させていただきます。

「岳北地域の高校の将来像を考える協議会」5回目の会合を開いています。

私も傍聴に出席させていただいています。

昨日も芳川議員がこの件で説明を求め、村長の見解をお聞きしました。

下高井農林の存続は岳北地域の発展に必要であり、協議会も存続で一致している。協議会では、存続形態として、1、両行を統合した新高校を創設しキャンパスを分ける。

2、下高井農林高校を飯山の分校にする、という2案で進んでいます。

そういう回答の中で、村長もその2案からの選択での存続の意向だと感じました。

疑問に感じているのですが、協議の中で従来のように永劫存続案が最初から排除されている点です。

飯山市教育長も永劫存続で考えるべしと、私が行った時に2回ほど発言がありました。

この協議会は「この地域にどんな学校がいるのか」、「どんな学校が欲しいか」という協議だと私は理解しています。

最初から少子化の現実が「再編ありき」で協議されています。

これからの社会は技術革新によりAIの人工知能の活用で、皆さんも知っているとおりの「消える職業」というような話題が出ているぐらいです。今までの教育では対処できない変革の時代が来ています。大学、高校とも教育現場は模索しているのが現状です。

偏差値教育はAIにとって代わり、これからこそ自然、農業、林業から生み出される思考教育が必要な人材を育てると時期に来ていると思えます。そういう高校を今、求められているのではないのでしょうか。

しかし、統合して2キャンパス化、農林高校の飯山高校分校化の2案は、共に職業高校の専門性を欠くものであり、農林業の衰退を助長するのではないですか。また、但し書きに定員割れで農林業科の募集が停止されますという可能性もあると指摘されており、2案は最初から延命策のように感じられます。逆行するものではないのでしょうか。

時代は偏差値教育ではなく手に職、資格を持って、自信を持って社会に飛び出せる人材の教育が期待されています。延命策のような2案でなく、永劫存続案がなぜ議論されていないのですか。

傍聴していて感じていたことがあります。地元の木島平の声が小さいということです。協議会のメンバーは、逆に地元の声上がることを期待しているように感じました。

今の説明で、ご見解をお聞きしたいと思います。

議長（萩原由一 君）

日基村長。

（「はい、議長。」の声あり）
（村長「日基正博 君」登壇）

村長（日基正博 君）

山本議員から「下高井農林高校の存続について」のご質問であります。

今まさに、山本議員が言われたとおり、この地域に下高井農林高校というか農林業の専門科を目指す、そのために一番良い方法は何かというのが議論の一番の中心だろうと思います。そのために、どういう形態が良いのか考えているということでもあります。

今、山本議員が言われたのは、「中山間地存立特定校」のことを言われているのだろうと思いますが、私の考えでは、中山間地存立特定校というのは、まず、最初にこの高校がこの地域に単独で将来とも存続できるか、できないか。できるとすれば、存続する。その次に、地域キャンパスとかキャンパス化をして近くの高校と連携を取りながら存続していくと。特定校の場合にはむしろそういう条件を満たさない、言ってみれば最後の救済措置だと思います。

そうは言ってもこの地域に高校が必要だから、地元の周辺市町村の財政的にも人的にも支援するから存続してほしいと、そういう要望に基づくのが特定校だろうと思います。

言ってみれば、先ほど申し上げた特定校というのは、高校再編の中の最後の救済策にあたるのかなと思います。その中で、下高井農林高校が、先ほど山本議員が申し上げました、昨日の芳川議員にもございましたが、この地域に必要な高校として、どういう必要な人材をどういう形で将来とも残していくのか、それを議論するということでもありますので、その点について議論をしているということでもあります。

特定校ということであれば、むしろ県の方が喜ぶのかなと思います。

敢えて周辺市町村が財政的にも人的にも支援しながら高校を残すということであれば、もし、その支援が切れれば廃校にする近道にもなります。それよりも、むしろやはり県がしっかりと責任を持って高校を存続させていく方法を考えるべきではないかなと思います。

議長（萩原由一 君）

山本隆樹 君。

（「はい。」の声あり）

3番 山本隆樹 議員

木島平教育で「コミュニティ・スクール」に参加して思うことは、常識にこだわらない発想で考える教育を目指しています。小中高一環として取り組んでいる教育の村として評価が高い村だと私も思っています。

高校改革が叫ばれている中で、これこそ自然、農林業から生み出される思考教育が必要であり、下高井農林高校が魅力ある高校に創り上げる。人を惹きつけ、育てられる教育の村として取り組んでいくのが「コミュニティ・スクール」のひとつの成果であり、この村の生き残るた

めのそのチャンスが今、訪れていると思うのです。

その取り組みが全国に知れ、教育の村として賛同され指導者、講師、生徒が集まって木島平村が活性化され、存続できる村のひとつのチャレンジではないかと思っています。

例えば、それが、下高井農林高校の名前を変えて「みゆき野高校」とか「みゆき野総合技術校」として単独で存続する。当然、留学生を入れないとやっていけません。そういう木島平の教育の村としての単独で存続させる議論をこれからお願いしたいと思います。木島平村の存続をかけた挑戦だと思います。その見解を教えてください。

議長（萩原由一 君）

日墓村長。

（「はい、議長。」の声あり）
（村長「日墓正博 君」登壇）

村長（日墓正博 君）

先ほど申し上げているとおり、山本議員が言われる地域にとって必要な人材を育てる学びの場、そしてそれが地域の経済にとっても大きな影響を持つということ。そのために、どういう形態が一番良いのか考えていく必要があるということでもあります。

特定校としてだけではなく、高校はどんな形態であっても全国募集とかは可能でありますし、その個性を出していくことは十分できます。

ただ、その場合には、特定校であってもキャンパス化であっても地元市町村の財政的な負担というのはかかってくるのだらうと思いますが、いずれにしてもそういう負担をしても、やはりこの地域に先ほど言われた形での高校の存続を未来永劫残していく。そのために一番良い方法は何か、それをしっかりと議論していく必要があるのだらうと思います。

議長（萩原由一 君）

山本隆樹 君。

（「はい。」の声あり）

3番 山本隆樹 議員

再々質問というより、一言伺いたいと思います。

先ほど、いろんな課題があるとおっしゃっていましたが、聞くと、3市町村で財政面の協力をするよとか、寮または下宿の受け入れの準備もできるよとか、いろんな形でこの前の協議会の中で聞いていると、巷ではいろんな形で頑張れよというような形は聞こえてきました。本当に木島平が高校の在る村として、こんな小中高一貫体制で教育の村を作り上げているというのは、全国でも数ある中で特筆する村だと思っています。

ここで、再々質問なのですが、木島平村に単独で高校を残すことが、この村の存続をかけた挑戦です。この挑戦、できますか。

議長（萩原由一 君）

日墓村長。

（「はい、議長。」の声あり）
（村長「日墓正博 君」登壇）

村長（日墓正博 君）

先ほども何回か申し上げているとおり、どういう形が一番良いのか。それをしっかりと協議していくということでもあります。

必ずしも、特定校がこの地域にとって良いだろうとか、それについては、その方が良いという議論があるだろうし、そうではない方が良いという議論もあると思います。

いずれにしましても、そういう様々な声を聞きながら、最終的な方針を決めていくのだろうと思います。

前にも申し上げましたが、協議会の中では、やはりこの地域の活性化を維持するためには、今の場所に高校が必要だという前提では進んでいると。そのために、まだ地域の市町村が支援をするか、しないか、そういう議論までは進んでいないというのが実情です。

議長（萩原由一 君）

以上で、山本隆樹 君の質問は終わります。

（終了 午後 2 時 0 1 分）

議長（萩原由一 君）

以上で、一般質問は終了しました。

ここで暫時休憩といたします。

再開は、2 時 1 0 分でございます。

（休憩 午後 2 時 0 1 分）

（再開 午後 2 時 1 0 分）

議長（萩原由一 君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りします。

ただ今、別紙、追加議案表のとおり、1 件の議題が提出されました。これを日程に追加し、議題にしたいと思っております。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（萩原由一 君）

「異議なし」と認めます。

したがって、追加日程第 1 として議題とすることに決定しました。

朗読を省略し、本案について、提案理由の説明を求めます。

日基村長。

（「はい、議長。」の声あり）

（村長「日基正博 君」登壇）

村長（日基正博 君）

それでは、条例案件ではありますが、追加議案としてお願いいたします。

議案第 6 3 号「木島平村廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について」であります。

消費税の税率改正により、し尿及び簡易浄化水槽、汚泥の処理手数料を引き上げる改正であります。税率を 8 % から 1 0 % に改めるものであります。

施行日は、令和元年 1 0 月 1 日であります。

議長（萩原由一 君）

これから質疑を行います。
質疑はありませんか。

(7番 土屋喜久夫 議員 挙手)

議長（萩原由一 君）

土屋喜久夫 君。

7番 土屋喜久夫 議員

追加議案ということでありまして、目前に迫った消費税の改定内容ということでありまして、本日の追加議案になった経過についてご説明いただきたいと思っております。

議長（萩原由一 君）

武田総務課長。

(「はい、議長。」の声あり)
(総務課長「武田彰一 君」登壇)

総務課長（武田彰一 君）

本日上程になった経過であります。10月1日に消費税が引き上げられるというものについて、条例の改正についていろいろな立場、各課にお願いをし、9月議会に上程をする準備を進めてまいりました。

この件についてのみ、この議会に上げるための法規審査委員会に漏れてしまった状況でありました。10月1日には施行しなければいけない条例でありますので、急ぎょお願いをしたものであります。

議長（萩原由一 君）

他に質疑はありませんか。

(「暫時休憩」の声あり)

議長（萩原由一 君）

暫時休憩といたします。

(休憩 午後2時14分)

(再開 午後2時16分)

議長（萩原由一 君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただ今議題となっております議案第63号、条例案件1件については、会議規則第39条の規定により、お手元に配布してあります「議案付託表」のとおり、所管の委員会に付託します。委員会の審議については、委員会の日程でお願いします。

委員会に付託された事項については、9月12日午後3時までに委員会ごとに報告を取りまとめ、直ちに印刷を行い、9月13日の本会議で議題にしたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

以上で、本日の日程は終了しました。

本日はこれで散会いたします。

ご苦労様でした。

(散会 午後2時18分)

令和元年9月第3回 木島平村議会定例会
《第4日目 9月13日 午後3時30分 開議》

議長（萩原由一 君）

本日の会議は、諸般の都合により、午後3時30分に繰り下げて開くことにします。

ただ今の出席議員は定足数に達しております。

なお、山崎栄喜君については、体調不良により欠席の届けが出ております。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

この際、日程第1、議案第43号「木島平村情報通信施設条例の一部改正について」の件から、日程第33、議案第62号「平成30年度木島平村水道事業会計未処分利益剰余金の処分について」の件まで、以上、条例案件9件、予算案件11件、認定案件12件、事件案件1件、あわせて33件を一括議題とします。

なお、以降、議案等の「木島平村」の部分については、省略させていただきますのでご了承願います。

本案については、先に各委員会に付託してありますので、順次、各委員長の報告を求めます。

はじめに、総務民生文教常任委員長の報告を求めます。

総務民生文教常任委員長、土屋喜久夫 君。

（「はい、議長。」の声あり）

（総務民生文教常任委員長「土屋喜久夫 君」登壇）

総務民生文教常任委員長（土屋喜久夫 君）

本委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定しましたので、木島平村議会会議規則第77条の規定により報告します。

議案第43号、木島平村情報通信施設条例の一部改正について。

議案第44号、木島平村税条例の一部改正について。

議案第45号、木島平村印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について。

議案第49号、木島平村人権擁護に関する条例の一部改正について。

議案第50号、木島平村若者センター条例の一部改正について。

議案第63号、木島平村廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について。

審査の結果、いずれも原案可決であります。

審査の過程で次の意見がまとまりましたので報告します。

議長（萩原由一 君）

次に、産業建設常任委員長の報告を求めます。

産業建設常任委員長 勝山 正 君。

（「はい、議長。」の声あり）

（産業建設常任委員長「勝山 正 君」登壇）

産業建設常任委員長（勝山 正 君）

本委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、木島平村議会会議規則第77条の規定により報告します。

議案第46号、木島平村下水道条例の一部改正について。

議案第47号、木島平村高社簡易水道条例の一部改正について。

議案第48号、木島平村水道条例の一部改正について。

審査の結果、いずれも原案可決であります。

議長（萩原由一 君）

次に、予算決算常任委員長の報告を求めます。

予算決算常任委員長 土屋喜久夫 君。

（「はい、議長。」の声あり）

（予算決算常任委員長「土屋喜久夫 君」登壇）

予算決算常任委員長（土屋喜久夫 君）

本委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、木島平村議会会議規則第77条の規定により報告します。

議案第51号、令和元年度木島平村一般会計補正予算第3号について。

以降、「令和元年木島平村」を省略します。

議案第52号、情報通信特別会計補正予算第1号について。

議案第53号、学校給食特別会計補正予算第1号について。

議案第54号、奨学資金貸付事業特別会計補正予算第1号について。

議案第55号、後期高齢者医療特別会計補正予算第1号について。

議案第56号、国民健康保険特別会計補正予算第1号について。

議案第57号、介護保険特別会計補正予算第2号について。

議案第58号、下水道特別会計補正予算第1号について。

議案第59号、農業集落排水事業特別会計補正予算第1号について。

議案第60号、高社簡易水道特別会計補正予算第1号について。

議案第61号、水道事業会計補正予算第1号について。

この議案第61号まで、審査の結果、いずれも原案可決であります。

続きまして「認定」であります。

認定第1号、平成30年度木島平村一般会計決算について。

以降、「平成30年度木島平村」を省略させていただきます。

認定第2号、情報通信特別会計決算について。

認定第3号、学校給食特別会計決算について。

認定第4号、奨学資金貸付事業特別会計決算について。

認定第5号、後期高齢者医療特別会計決算について。

認定第6号、国民健康保険特別会計決算について。

認定第7号、介護保険特別会計決算について。

認定第8号、観光施設特別会計決算について。

認定第9号、下水道特別会計決算について。

認定第10号、農業集落排水事業特別会計決算について。

認定第11号、高社簡易水道特別会計決算について。

認定第12号、水道事業会計決算について。

審査の結果、いずれも認定であります。

議案第62号、水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、原案可決であります。

審査の過程でそれぞれ意見がまとまりましたので報告いたします。

補正予算関係であります。

「児童福祉費に、やまほいく実施のための遊歩道計画が提案されているが、実施場所がやまびこの丘公園内と説明があった。財源は、国民、県民、村民からの税金で賄われている。費用対効果では、保育園児が一週間に幾日活用できるか極めて不透明である。実施個所を含め再考

をされたい」。なお、当該予算については、「修正否決」との声も一部にあったことを申し添えます。

続きまして、決算関係であります。

「集落の在り方や統合など、議論が進行中の中で、公会堂等の改修が進んでいるが、基本財産の取得が統合等の妨げにならないよう、細心の配慮と集落への指導をされたい」。

「将来財源を考えたとき、公共施設の廃止等やむを得ないと理解するが、事業遂行にあたり、村民意見を丁寧に聴取されたい」。

「粗大ごみ、持ち込みごみの増大が負担金の増大につながっている。さらなる減量化への啓発と、適正な処理方法の指導を強められたい」。

「観光振興局の経済的な効果が見受けられない。当初計画が遂行できるよう指導されたい」。

「平塚など、新たな発掘事業で、恒久の歴史に注目が集まるが、従来から管理のされていた文化財の保護がなおざりにされている。地域の協力などを得て適正な管理をされたい」。

「保育料の無償化など、財源環境が変わる中で、大きな予算が投入されている保育所運営は、最大限の効率化が求められる。村民が納得のできる運営をされたい」。

「監査意見にあるように、条例規則等に照らし、違法行為が、漫然と行われている。日常業務遂行に、担当者をはじめ、理事者、管理職員、関係職員の法令順守を徹底されたい」。

以上であります。

議長（萩原由一 君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

議長（萩原由一 君）

「質疑なし」と認め、これで質疑を打ち切ります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(討論なし)

議長（萩原由一 君）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(8番 勝山 正 議員 挙手)

議長（萩原由一 君）

8番、勝山 正 君。

(「はい、議長。8番。」の声あり)

(8番 勝山 正 議員 登壇)

8番 勝山 正 議員

平成30年度木島平村一般会計他特別会計決算承認についての討論。

本決算について、賛成の立場で討論します。

監査委員報告とおり、平成30年度一般会計歳入決算額35億55万円、歳出決算額33億4,884万円、形式収支は1億5,171万円であり、次年度繰り越し財源を控除した実質収支額は1億2,378万円となり黒字決算で終了しました。

特別会計においても、決算計数のとおり問題なく運用されています。

また、監査委員からの指摘の中で、不納欠損額も見られます。自主財源確保は財政運用において重要課題の一つでもあります。全て同じとは限らないと思いますが、税負担の公平性を欠かないようにしてほしいと思います。

全国的に人口減少に対する地方交付税の減額は進んでいます。限りある財源の中で、当村を取り巻く経済状況は、ますます厳しい状況が続くと予想されます。令和元年度においては新庁舎の竣工や保育園無償化など多くの課題もあり、財政安定の確保と健全な財政運用、既に取り組みはされていると思いますが経費の軽減、節約は財政運営における重要事項でもあります。職員数が少ない中での業務執行は厳しいものがあると思いますが、情報の共有を図り、一人一人が村民の声に耳を傾け、住民福祉への向上の取組を更に進めてほしいと思います。

今後これらの取組推進を期待し賛成の討論とします。

議長（萩原由一 君）

ほかに討論はありませんか。

（討論なし）

議長（萩原由一 君）

「討論なし」と認め、これから採決をします。

日程第1、議案第43号「情報通信施設条例の一部改正について」の件から、日程第9、議案第63号「廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について」の件まで、条例案件9件を一括採決します。

本件に対する委員長報告は、「原案可決」です。

本件は、委員長報告のとおり決定するに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（萩原由一 君）

「異議なし」と認めます。

したがって、日程第1、議案第43号から日程第9、議案第63号まで、以上、条例案件9件は、原案のとおり可決されました。

日程第10、議案第51号「令和元年度一般会計補正予算第3号について」の件を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件に対する委員長の報告は、「原案可決」です。

本件は、委員長報告のとおり決定するに、賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（萩原由一 君）

起立全員です。

したがって、日程第10、議案第51号は、原案のとおり可決されました。

日程第11、議案第52号「令和元年度情報通信特別会計補正予算第1号について」の件から、日程第20、議案第61号「令和元年度水道事業会計補正予算第1号について」の件まで、以上、予算案件10件について、一括採決をします。

本件に対する委員長報告は、「原案可決」です。

本件は、委員長報告のとおり決定するに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（萩原由一 君）

「異議なし」と認めます。

したがって、日程第12、議案第52号から、日程第20、議案第61号まで、以上、予算案件10件は、原案のとおり可決されました。

日程第21、認定第1号「平成30年度一般会計決算について」の件を採決します。

この採決は、「起立」によって行います。

この決算に対する委員長報告は、「認定」です。

この決算は、委員長報告のとおり「認定」に賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

議長（萩原由一 君）

起立全員です。

したがって、認定第1号は、委員長報告のとおり「認定」されました。

日程第22、認定第2号「平成30年度情報通信特別会計決算について」の件から、日程第32、認定第12号「平成30年度水道事業会計決算について」の件まで、以上、認定案件11件を一括採決します。

本件に対する委員長報告は、「認定」です。

本件は、委員長報告のとおり「認定」することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（萩原由一 君）

「異議なし」と認めます。

したがって、日程第22、認定第2号から、日程第32、認定第12号まで、以上、認定案件11件は、委員長報告のとおり「認定」されました。

日程第33、議案第62号「平成30年度水道事業会計未処分利益剰余金の処分について」の事件案件について採決します。

本件に対する委員長報告は、「原案可決」です。

本件は、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（萩原由一 君）

「異議なし」と認めます。

したがって、日程第33、議案第62号は、原案のとおり可決されました。

日程第34、同意第2号「固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて」の件を議題とします。

朗読を省略し、本案の提案理由の説明を求めます。

日葦村長。

（「はい、議長。」の声あり）

（村長「日葦正博 君」登壇）

村長（日葦正博 君）

それでは、同意第2号「木島平村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて」、ご説明を申し上げます。

任期満了に伴います木島平村固定資産評価審査委員会委員の選任について、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

氏名は、宮崎光雄。
任期は、令和元年10月3日から3年間であります。
ご審議の上、同意いただきますようお願い申し上げます。

議長（萩原由一 君）

これから質疑を行います。
質疑はありませんか。

（質疑なし）

議長（萩原由一 君）

「質疑なし」と認め、これで質疑を終わります。
ただ今議題となっております日程第34、同意第2号について、会議規則第39条第2項の規定により、委員会付託を省略することについて採決します。
本件は、委員会の付託を省略することにご異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）

議長（萩原由一 君）

「異議なし」と認めます。
したがって、日程第34、同意第2号は、委員会の付託を省略することについて、可決されました。
これから討論を行います。
討論はありますか。

（討論なし）

議長（萩原由一 君）

「討論なし」と認め、これで討論を終わり、採決したいと思います。
この採決は、「起立」によって行います。
お諮りします。
本件は、これに同意することに賛成の方は、起立願います。
（全員起立）

議長（萩原由一 君）

起立全員です。
したがって、日程第34、同意第2号「固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて」は、同意することに決定しました。
日程第35、同意第3号「教育委員会教育長の選任につき同意を求めることについて」の件を議題とします。
朗読を省略し、本案の提案理由の説明を求めます。
日墓村長。

（「はい、議長。」の声あり）
（村長「日墓正博 君」登壇）

村長（日墓正博 君）

それでは、同意第3号「教育長の任命につき同意を求めることについて」、ご説明を申し上げます。

任期満了に伴います教育長の任命について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

氏名は、小林 弘。

任期は、令和元年10月1日から3年間であります。

ご審議のうえ、同意いただきますようお願い申し上げます。

議長（萩原由一 君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（質疑なし）

議長（萩原由一 君）

「質疑なし」と認め、これで質疑を終わります。

ただ今議題となっております日程第35、同意第3号について、会議規則第39条第2項の規定により、委員会付託を省略することについて採決します。

本件は、委員会の付託を省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（萩原由一 君）

「異議なし」と認めます。

したがって、日程第35、同意第3号は、委員会の付託を省略することについて、可決されました。

これから討論を行います。

討論はありますか。

（討論なし）

議長（萩原由一 君）

「討論なし」と認め、これで討論を終わり、採決したいと思います。

この採決は、「起立」によって行います。

お諮りします。

本件は、これに同意することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

議長（萩原由一 君）

起立全員です。

したがって、日程第35、同意第3号「教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて」は、同意することに決定しました。

日程第36、同意第4号「監査委員の選任につき同意を求めることについて」の件を議題とします。

朗読を省略し、本案の提案理由の説明を求めます。

日基村長。

（「はい、議長。」の声あり）

（村長「日基正博 君」登壇）

村長（日基正博 君）

同意第4号「木島平村監査委員の選任につき同意を求めることについて」、説明をさせていただきます。

任期満了に伴う木島平村監査委員の選任について、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

氏名は、渡邊吉基。

任期は、令和元年10月1日から4年間であります。

ご審議のうえ、同意いただきますようお願い申し上げます。

議長（萩原由一 君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（質疑なし）

議長（萩原由一 君）

「質疑なし」と認め、これで質疑を終わります。

ただ今議題となっております日程第36、同意第4号について、会議規則第39条第2項の規定により、委員会付託を省略することについて採決します。

本件は、委員会の付託を省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（萩原由一 君）

「異議なし」と認めます。

したがって、日程第36、同意第4号は、委員会の付託を省略することについて、可決されました。

これから討論を行います。

討論はありますか。

（討論なし）

議長（萩原由一 君）

「討論なし」と認め、これで討論を終わり、採決したいと思います。

この採決は、「起立」によって行います。

お諮りします。

本件は、これに同意することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

議長（萩原由一 君）

起立全員です。

したがって、日程第36、同意第4号「監査委員の選任につき同意を求めることについて」は、同意することに決定しました。

お諮りします。

ただ今、別紙「追加議案表」のとおり、5件の議題が提出されました。

これを、日程に追加し、議題にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（萩原由一 君）

「異議なし」と認めます。

したがって、「追加日程第1から第5まで」とし、議題とすることに決定しました。

追加日程第1、報告第7号「損害賠償の額を定める専決処分の報告について」の件を議題とします。

報告第7号「損害賠償の額を定める専決処分の報告について」の内容について、村長の説明を求めます。

日基村長。

（「はい、議長。」の声あり）
（村長「日基正博 君」登壇）

村長（日基正博 君）

それでは、追加議案、報告第7号についてご説明申し上げます。

「損害賠償の額を定める専決処分の報告」であります。

令和元年8月3日午前7時30分頃、小中学生スキージャンプ大会遠征地の秋田県鹿角市の宿舎駐車場において、駐車していた相手車両に公用車を接触させて損傷させたものに対し、賠償を行う件であります。

損害賠償の額は、17万4,271円。

相手方の住所・氏名は、記載のとおりであります。

議会開会中ではありますが、9月9日に相手から示談書書類が届き、支払い事務を進めたいことから、地方自治法及び専決処分事項に関する訓令に基づき、令和元年9月9日に専決処分とした件であります。

議長（萩原由一 君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（質疑なし）

議長（萩原由一 君）

質疑がないようですので、これで報告を終わります。

追加日程第2、「閉会中の継続調査の申し出について」の件を、議題とします。

朗読を省略し、本件について総務民生文教常任委員長の説明を求めます。

総務民生文教常任委員長、土屋 喜久夫 君。

（「はい、議長。」の声あり）
（総務民生文教常任委員長「土屋喜久夫 君」登壇）

総務民生文教常任委員長（土屋喜久夫 君）

閉会中の継続調査の申し出について。

次期定例会までにおける閉会中の継続調査は、下記のとおりとする。

申出委員会、総務民生文教常任委員会。

調査申出事件、総務民生文教常任委員会の所管に属する事項。

以上であります。

議長（萩原由一 君）

お諮りします。

総務民生文教常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（萩原由一 君）

「異議なし」と認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

追加日程第3、「閉会中の継続調査の申出について」の件を、議題とします。

朗読を省略し、本件について産業建設常任委員長の説明を求めます。

産業建設常任委員長、勝山 正 君。

(「はい、議長。」の声あり)

(産業建設常任委員長「勝山 正 君」登壇)

産業建設常任委員長（勝山 正 君）

閉会中の継続調査の申し出について。

次期定例会までにおける閉会中の継続調査は、下記のとおりとする。

- 1、申出委員会、産業建設常任委員会。
- 2、調査申出事件、産業建設常任委員会の所管に属する事項。

以上であります。

議長（萩原由一 君）

お諮りします。

産業建設常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（萩原由一 君）

「異議なし」と認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

追加日程第4、「閉会中の継続調査の申出について」の件を、議題とします。

朗読を省略し、本件について議会運営副委員長の説明を求めます。

議会運営副委員長、山浦 登 君。

(「はい、議長。」の声あり)

(議会運営副委員長「山浦 登 君」登壇)

議会運営副委員長（山浦 登 君）

閉会中の継続調査の申し出について。

次期定例会までにおける閉会中の継続調査は、下記のとおりとする。

- 1、申出委員会、議会運営委員会。
- 2、調査申出事件、臨時会及び次期定例会の会期日程等議会の運営に関する事項。

以上です。

議長（萩原由一 君）

お諮りします。

議会運営副委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ありません

か。

(「異議なし」の声あり)

議長(萩原由一 君)

「異議なし」と認めます。

したがって、副委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

追加日程第5、「閉会中の議会活動について」の件を議題とします。

職員に議題を朗読させます。

局長。

(「はい、議長。」の声あり)

議会事務局長(高森喜久 君)

閉会中の議会活動について。

次期定例会までにおける閉会中の議会活動は、下記のとおりとする。

- 1、9月27日開催、岳北広域行政組合議会定例会への出席。
- 2、9月30日開催、長野県町村議会議長会政務調査会社会環境部会への出席。
- 3、10月2日開催、北信広域連合議会代表者会議への出席。
- 4、10月8日開催、北信地域議会議員親善球技大会の開催。
- 5、10月23日開催、長野県町村議会議長会定期総会への出席。
- 6、10月24日開催、村内6団体親善球技大会への参加。
- 7、11月12日開催、長野県特別豪雪地帯指定市町村議会協議会総会への出席。
- 8、11月18日から20日までの議会国内視察研修への参加。
- 9、議会だよりの発行に伴う編集委員会の開催。
- 10、研修視察の実施。
- 11、特に重要な事件等が発生したときの調査等。

以上です。

議長(萩原由一 君)

お諮りします。この件を、閉会中の議会活動とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(萩原由一 君)

「異議なし」と認めます。

したがって、この件を、閉会中の議会活動とすることに、決定しました。

以上で、本日の日程は、全て終了しました。

ここで、村長から発言を求められましたので、これを許します。

日碁村長。

(「はい、議長。」の声あり)

(村長「日碁正博 君」登壇)

村長(日碁正博 君)

9月議会とは言え、8月下旬からの議会ということで、大変長い間ありがとうございました。

今議会につきましては、主に決算審査等でありましたが、それらの中で、委員会審議、そしてまた一般質問等、様々なご意見等をお聞きしました。またそれらのご意見等をこれからの事業、そしてまた間もなく始まります令和2年度の予算編成に向けて、体制を整えていきたいと

思います。

いよいよ秋の気配が深まってまいりました。お祭りの練習も、既に終わったところもありますが、お祭りもこれからが最盛期ということでもあります。そして、周囲の田んぼも本当に黄金色ということで、間もなく稲刈りが始まります。今年も、本当に日本一旨いと言われる木島平の米が、豊作であることを願っているわけではありますが、同時に台風シーズンでもあります。既に台風15号では、千葉県において本当に大きな被害をもたらしました。現在も停電ということで大変多くの皆さんが不自由な生活を強いられているということでもあります。村、そして村民の皆さん、そしてまた議員の皆さんも含めて、村全体で災害のない村づくりに邁進できればと考えております。なにとぞ皆さんのご協力をお願い申し上げます。

一方、国全体ではいよいよ10月1日から消費税増税ということでもあります。そしてまた、保育料の無償化等も始まります。いろいろな期待と不安があるわけではありますが、それらの中にあっても、木島平村民の生活の向上、そして安全に守られる、そんな村づくりに努めてまいりたいと思いますので、議員各位の今後のご支援、ご理解、そしてまた共に村づくりに邁進する、そんな気持ちをお互いに持ちながら邁進していきたいと思っておりますので、よろしくようお願い申し上げます。

大変ご苦勞様でした。

ありがとうございました。

議長（萩原由一 君）

令和元年第3回木島平村議会定例会の閉会にあたり、一言、ごあいさつを申し上げます。

今定例会は、8月29日から本日まで、16日間の会期で開会されました。

議員各位におかれましては、平成30年度一般会計ほか、11会計の決算認定を主な議案とし、条例・予算・事件案等についても慎重にご審議をいただき、本日ここに全議案を議了して、閉会の運びになりましたことは、誠に同慶に堪えない次第であります。

理事者並びに職員の皆さんには、懇切丁寧に説明をいただきましたことに感謝を申し上げますとともに、審議の中で出された意見や要望並びに決算審査意見等については、今後の施策並びに村政運営にあたり、十分反映していただきたいと思います。

終わりに、本定例会に関係された皆様方のご健勝をご祈念申し上げ、閉会にあたってのあいさつといたします。

以上で、「令和元年9月第3回木島平村議会定例会」を閉会といたします。

ご苦勞様でした。

(閉会 午後4時28分)